

新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画
に係る景観基準ガイドライン

川西市

目次

1章	ガイドラインについて	1
1	ガイドラインの目的	1
2	ガイドラインの位置付け	1
3	ガイドラインの役割	1
4	ガイドラインの対象区域	2
5	ガイドラインの構成	2
6	ガイドラインの使い方	3
2章	景観について	4
1	川西市景観計画	4
2	景観類型	4
3	生活シーンと景観形成の取組方針	5
4	景観資源について	6
3章	計画区域とその周辺の景観資源	7
1	机上調査	7
2	現地調査	8
3	景観資源マップ	14
4章	土地利用をする際のいろいろな景観への配慮方法	16
5章	各エリアで必要な景観への配慮	39
1	各エリアで想定される影響と必要な配慮	45
2	各エリアで必要な配慮	71
3	各エリアでの配慮のイメージ	73
4	まとめ	78
	資料編	80

1章 ガイドラインについて

1 ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画（以下、「土地利用計画」という。）」の対象区域内で開発・建築による土地利用をする際に、本市の良好な景観を保全・形成していくことを目的に策定しました。

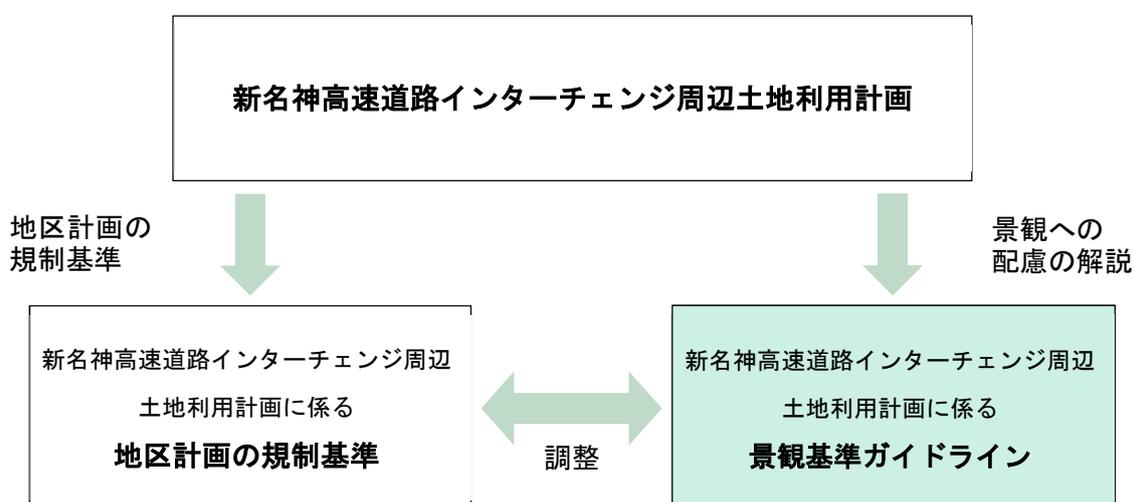
開発・建築による土地利用をする際の良好な景観の保全・形成とは、以下のことが考えられます。ここからは、これらをまとめて「景観への配慮」と呼ぶこととします。

保全 「土地利用計画」の対象区域内とその周辺にある景観への悪い影響を減らす工夫をすること

形成 新たに行う開発・建築行為について、植栽を行うなどより良い景観となるよう創造していくこと

2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、「土地利用計画」に紐づくもので、関連する「新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画に係る地区計画の規制基準（以下、「地区計画の規制基準」という。）」と相互に連携し調整を図ります。



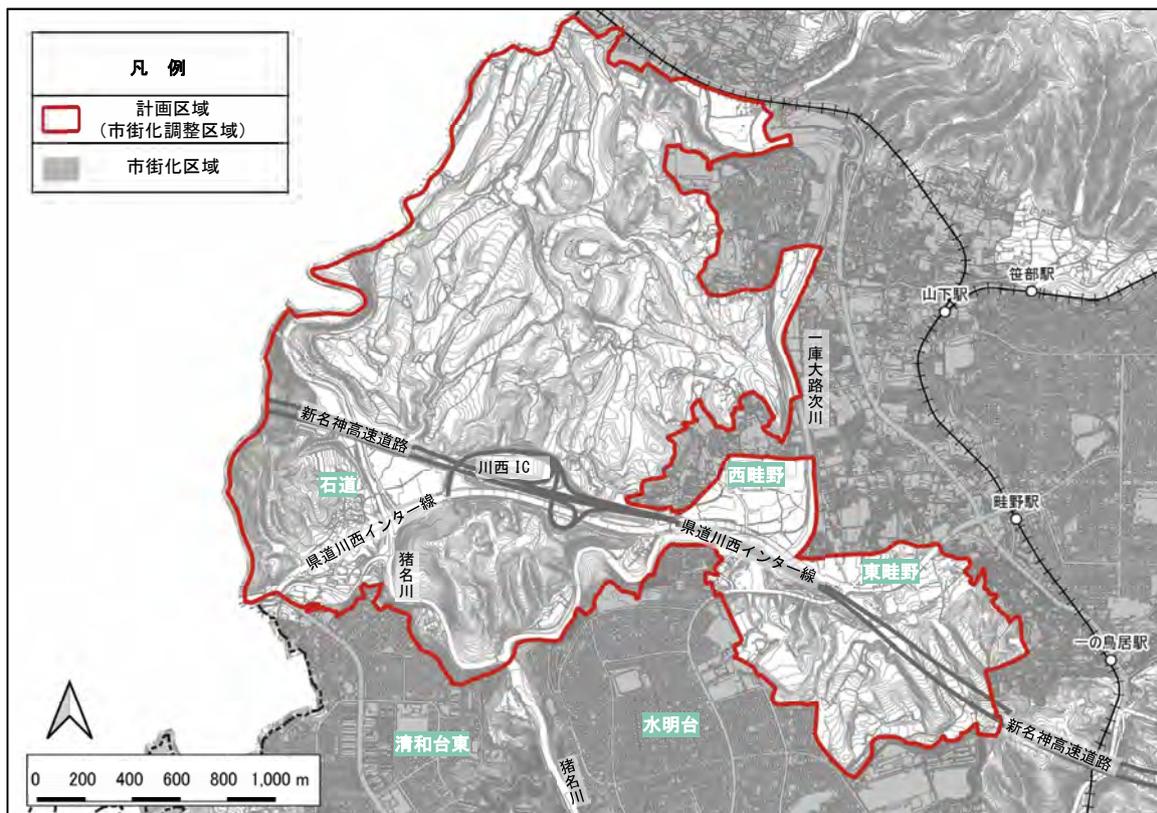
3 ガイドラインの役割

開発・建築による土地利用を実現するために策定した「地区計画の規制基準」における景観に関する基準は、定性的な基準を含み、認識に相違が生じやすいものとなっています。

そこで、市民・事業者・行政で共通の認識を持てるよう、景観への配慮の具体例を図や写真を活用しながら解説し、開発・建築による土地利用をする際のガイドラインとして定めるものとします。

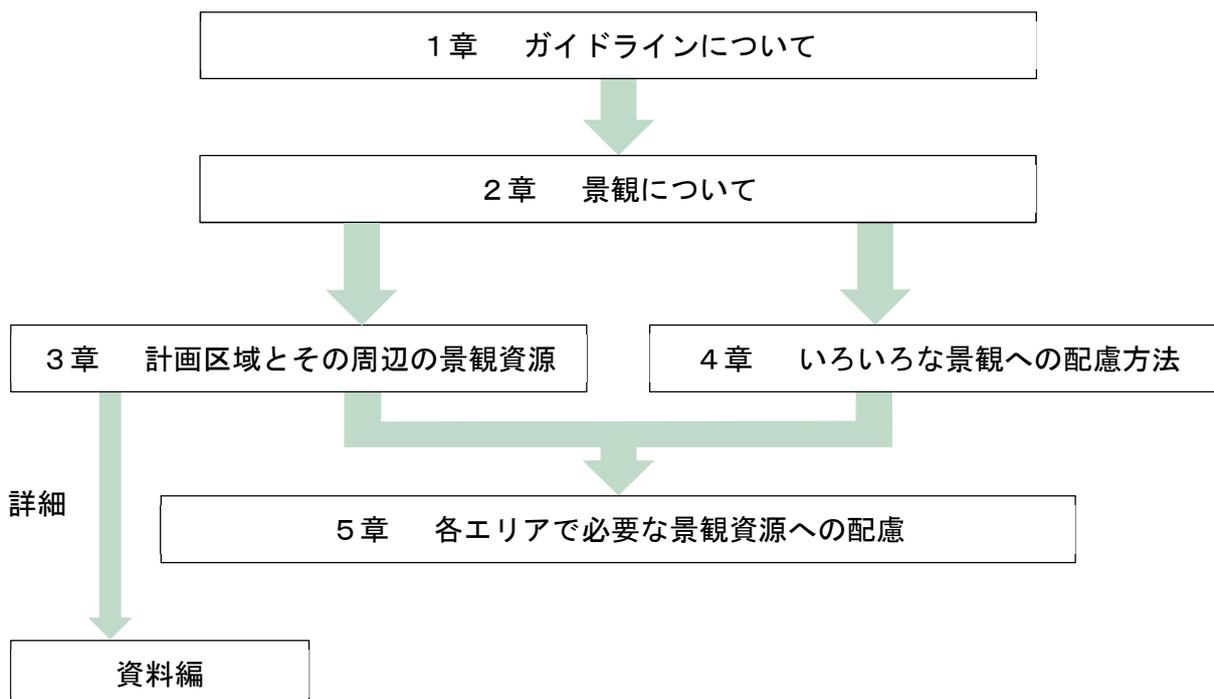
4 ガイドラインの対象区域

「土地利用計画」の対象区域（以下、計画区域という。）と同じ区域とします。



5 ガイドラインの構成

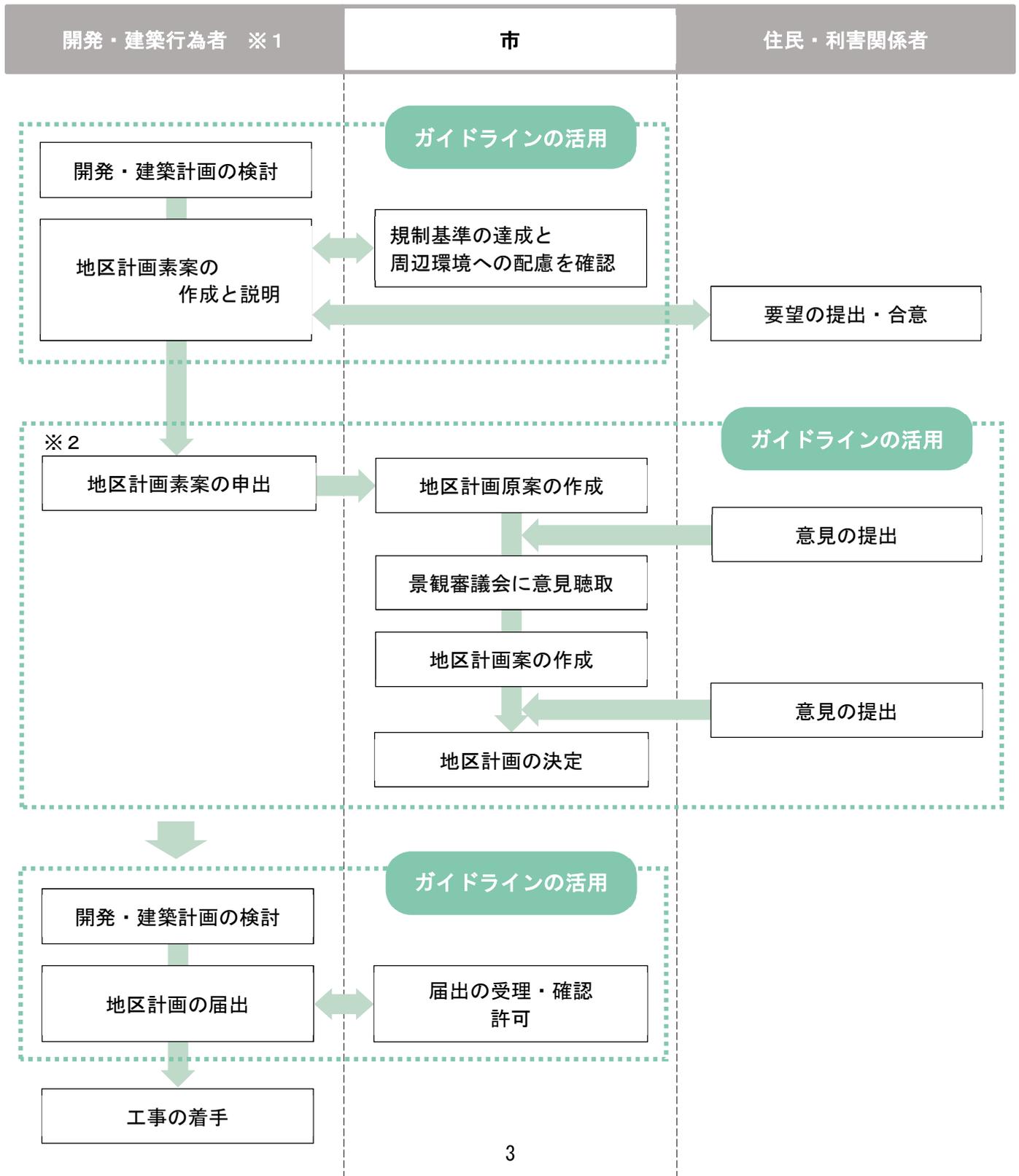
本ガイドラインの構成は以下のとおりです。



6 ガイドラインの使い方

開発・建築による土地利用を実現するための地区計画の決定・申請手続きの一連の流れと本ガイドラインの活用方法の例は以下のとおりです。

- ※1 開発・建築行為者には住民・利害関係者で構成するまちづくり協議会を含みます。
- ※2 開発・建築計画がない段階で、既存集落の住民・利害関係者（まちづくり協議会）によって地区計画素案を申出する場合は、下図※2からの活用となります。



2章 景観について

2章では、計画区域に限らず川西市全体のこれからの景観形成の方向性を示している「川西市景観計画」を紹介します。そこから、本ガイドラインの目的である「開発・建築による土地利用をする際に本市の良好な景観を保全・形成する」ためにはどうすればいいのかを考えていきます。

1 川西市景観計画

平成27(2015)年、川西市は魅力的な景観の形成をより一層推進するために「川西市景観計画」(以下、「景観計画」という。)を定めました。これは、本市のこれからの景観形成の基本的な方向性を示すものです。

「景観計画」の中では、景観形成の基本理念を

生活シーンから私たちの景観を見つめ直し
生活する中で“居心地の良さ”と“愛着や誇り”を実感できる
“ふるさと景観”の形成に向けてみんなで取り組みます

として、日々の生活の中で目にする暮らしに密接な景観を向上していくため、まずは景観類型ごとに生活シーンから景観を捉えることとしています。

計画区域内では
こんな景観が見られます

2 景観類型

「景観計画」では、川西市内の景観を①から⑩までの9つの景観類型に分類しています。計画区域とその周辺には、主に①自然景観・②集落景観・③市街地景観・④河川景観・⑤道路景観があります。



3 生活シーンと景観形成の取組方針

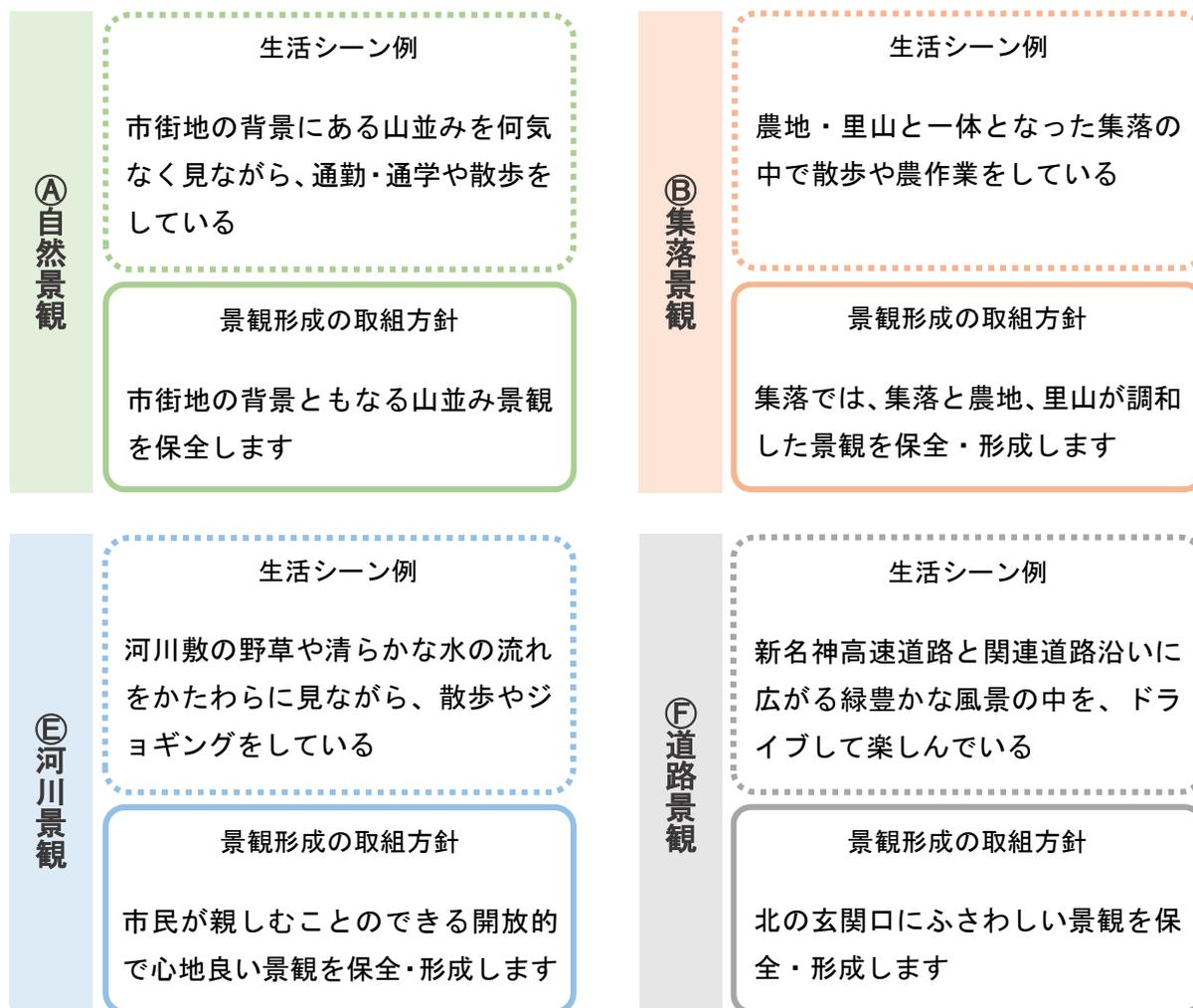
「景観計画」では、景観類型ごとに生活シーンを考慮し、景観形成に向けて行う取組の方針を示しています。

生活シーンとは、日々の生活の中で目にする暮らしに密接な景観のことです。日常的によく目にする「普段の生活シーン」だけでなく、イベント時など一時的に見ることができる「特別な生活シーン」も合わせて両方の観点から考えます。

生活シーン

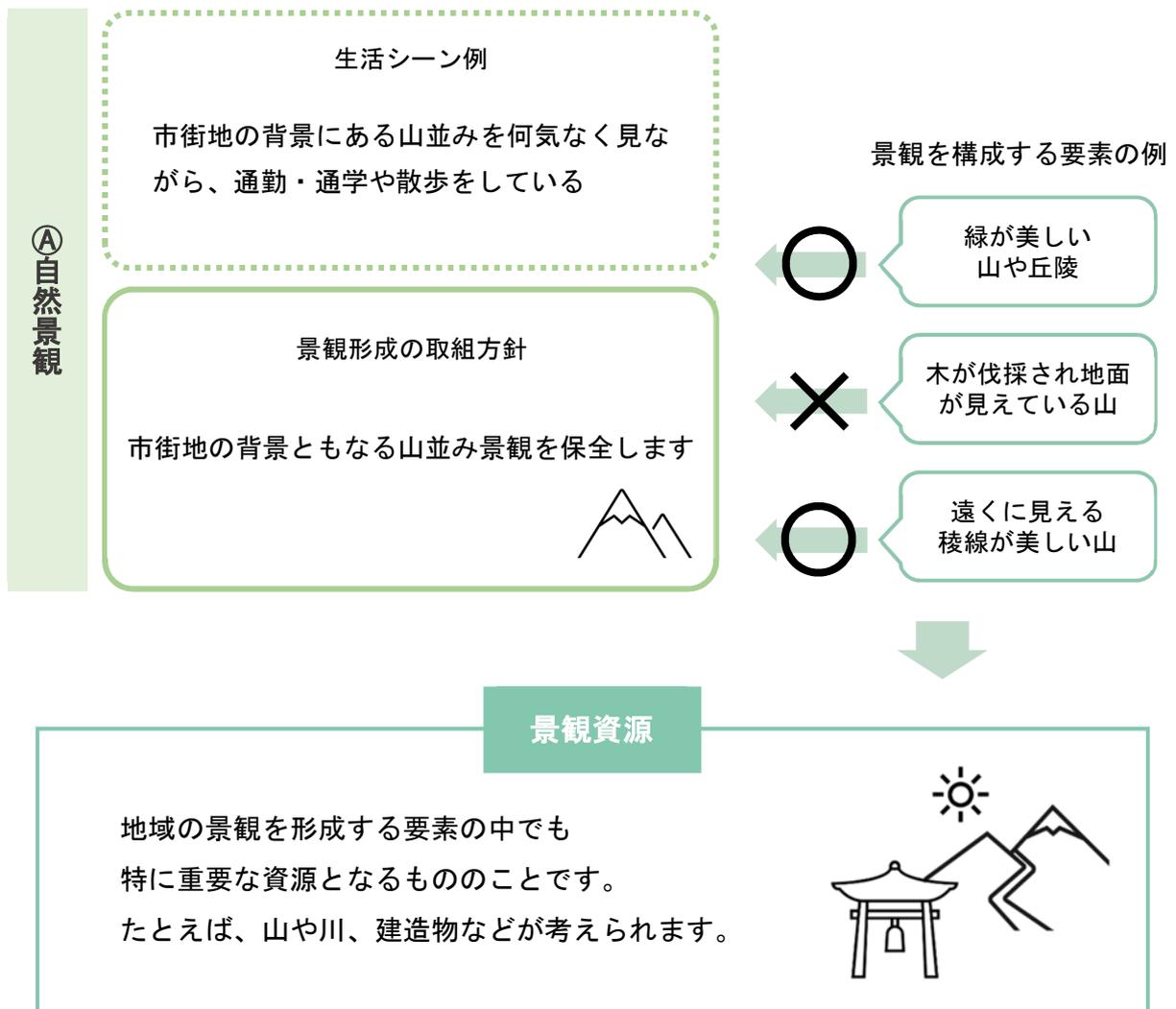


本ガイドラインでは、特に計画区域とその周辺で生活する中で見られる「普段の生活シーン」に着目します。計画区域とその周辺では、景観類型ごとに以下の生活シーン例と景観形成の取組方針が考えられます。（取組方針は文の一部を抜粋）



4 景観資源について

景観を構成している要素の中でも、計画区域とその周辺で考えられる生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し景観形成に貢献しているものを、特に重要な要素となる資源として景観資源と呼びます。



それでは、計画区域とその周辺には実際にどのような景観資源があるのでしょうか？

次章3章では、机上調査・現地調査から、計画区域とその周辺にある景観資源について調査します。

3章 計画区域とその周辺の景観資源

3章では、計画区域とその周辺の景観資源を抽出した結果をまとめています。景観類型を参考に景観を構成する要素を種類ごとに分け、それぞれについて机上調査・現地調査を行いました。調査で使用した資料や写真などの詳細は、巻末の資料編に掲載しています。

1 机上調査

計画区域内とその周辺において、景観資源候補となる地域の景観を形づくっている要素について既存資料等から調査を行いました。

調査にあたっては、地勢図や都市計画基礎調査の結果、市民から応募のあったはがき絵などを活用し、景観資源の候補を抽出しました。(詳細は資料編 P. 82 へ)

机上調査の結果、計画区域内にある景観資源候補は以下のとおりとなりました。

計画区域とその周辺にある景観資源候補 (机上調査より)

要素	景観資源	おおよその位置
河川	一庫大路次川	
	猪名川	
山	六石山 (一部保安林)	石道
	城山・一庫ダム周辺の山	
観光資源	天然温泉石道	石道
	山の原ゴルフクラブ	山原
	鳴尾ゴルフ倶楽部	西畦野
集落 (農地等を含む)	石道集落	石道 (上ノ町・下ノ町など)
	西畦野集落	西畦野 1 丁目
	東畦野集落	東畦野 3・4 丁目
指定文化財社寺	小童寺	西畦野 1 丁目
	素盞鳴神社 (西畦野)	西畦野 2 丁目
建築物	高校	緑が丘
	福祉施設	一庫字北中島

令和 3 (2021) 年 7 月 ~ 令和 4 (2022) 年 3 月調査

2 現地調査

1 机上調査の資料・調査結果をもとに、計画区域内とその周辺において現地調査を行いました。下記の現地調査の方針に沿って現地の確認を行い、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致している景観資源を抽出しました。（詳細は資料編 P. 95 へ）

現地調査の方針

机上調査で抽出した
景観資源候補の現状を確認

机上調査で確認できなかった
景観資源候補を確認

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、
景観形成に貢献しているものを抽出

河川景観

生活シーン例

河川敷の野草や清らかな水の流れをかたわらに見ながら、散歩やジョギングをしている

景観形成の取組方針

市民が親しむことのできる開放的で
心地良い景観を保全・形成します



自然景観

生活シーン例

市街地の背景にある山並みを何気なく見ながら、通勤・通学や散歩をしている

景観形成の取組方針

市街地の背景ともなる山並み景観を保全します



道路景観

生活シーン例

新名神高速道路と関連道路沿いに広がる緑豊かな風景の中を、ドライブして楽しんでいる

景観形成の取組方針

北の玄関口にふさわしい景観を保全・形成します



集落景観

生活シーン例

農地・里山と一体となった集落の中で散歩や農作業をしている

景観形成の取組方針

集落では、集落と農地、里山が調和した景観を保全・形成します



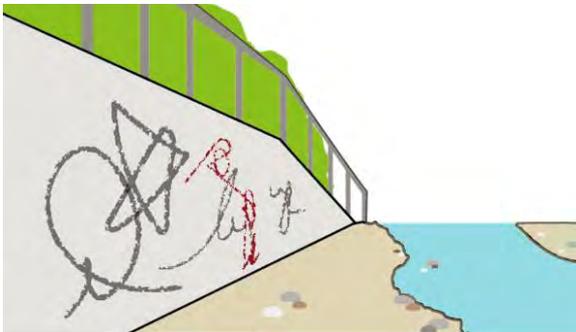
生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しているかを判断する指標の一つとして、景観を阻害するような要素がないかを確認します。

たとえば、景観の種類ごとに以下のような要素があった場合、それぞれの生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献しているとは言えません。

景観を阻害するような要素の例

河川景観を阻害する要素

河川沿いの壁の落書き



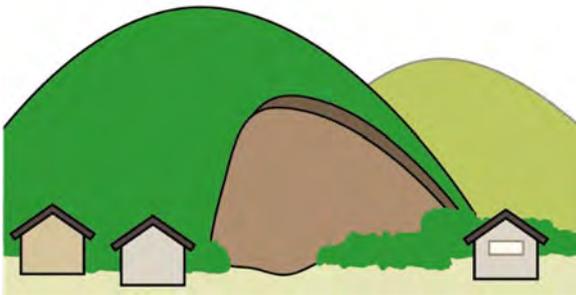
道路景観を阻害する要素

道沿いに多数設置された屋外広告物



自然景観を阻害する要素

山の斜面を削って行った開発



集落景観を阻害する要素

外壁や屋根が傷んだまま放置されている建築物



次ページでは、机上調査で抽出した景観資源候補と現地調査で初めて確認できた景観資源候補について、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しているか、景観を阻害するような要素がないかを調査した結果を一覧表にまとめています。

生活シーン例と景観形成の取組方針による景観資源候補の絞り込み（写真等の詳細は資料編へ）

○：生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している

△：合致・貢献していない部分がある -：対象となるものがない

景観の種類		河川景観	自然景観	道路景観	集落景観	
		生活シーン例	自然景観	道路景観	集落景観	
景観形成の取組方針		市民が親しむことのできる開放的で心地良い景観を保全・形成します	市街地の背景となる山並み景観を保全します	北の玄関口にふさわしい景観を保全・形成します	集落では、集落と農地、里山が調和した景観を保全・形成します	
河川	一庫大路次川	○	-	-	-	
	猪名川	○	-	-	-	
	支川	△（落書き）	-	-	-	
山	六石山（一部保安林）	-	○	○	-	
	丘陵	石道字下ノ山地区	-	○	○	-
		鳴尾ゴルフ倶楽部外周	-	○	○	-
		山の原ゴルフクラブ外周	-	○	○	-
		山原	-	△（広告物）	△（広告物）	-
		川西インター西交差点	-	△（広告物）	△（広告物）	-
		東畦野字中山谷西尾～西畦野字南山	-	△（人工物）	○	-
	城山・一庫ダム周辺の山の稜線	-	○	○	-	
	岩根山（赤松）等の稜線	-	○	○	-	
	明ヶ田尾山（豊能町）等の稜線	-	○	○	-	
観光資源	天然温泉石道	-	-	-	-	
	山の原ゴルフクラブ	-	○	-	-	
	鳴尾ゴルフ倶楽部	-	○	-	-	
	その他の施設	-	-	-	△（広告物）	
集落	石道	石道	-	-	○	
		字上ノ町	-	-	○	
		字下ノ町	-	-	○	
		字小谷	-	-	○	
		字家ノ垣内	-	-	○	

		景観の種類	河川景観	自然景観	道路景観	集落景観
集落	石道	字久保ノ上	—	—	—	△（広告物等）
		字芝垣内	—	—	—	—
		字下ノ垣内	—	—	—	△（マンション）
		字下ノ山	—	—	—	—
		字芝向	—	—	—	△（放置建築物）
		字茶屋垣内	—	—	—	○
	西畦野	1丁目	—	—	—	○
		2丁目	—	—	—	—
		字餓景	—	—	—	—
	東畦野	1丁目	—	—	—	△（建築物の色彩）
		3丁目	—	—	—	○
		4丁目	—	—	—	○
指定文化財社寺	小童寺	—	○	—	○	
	素盞鳴神社（石道）	—	○	—	○	
	素盞鳴神社（西畦野）	—	○	—	○	
建築物	高校	—	—	—	—	
	福祉施設	—	—	—	—	

令和4（2022）年2月～3月調査



現地調査の結果

上記の表で、○があり△がないものを抽出した結果、以下のような景観資源を確認することができました。（写真は一部を抜粋）

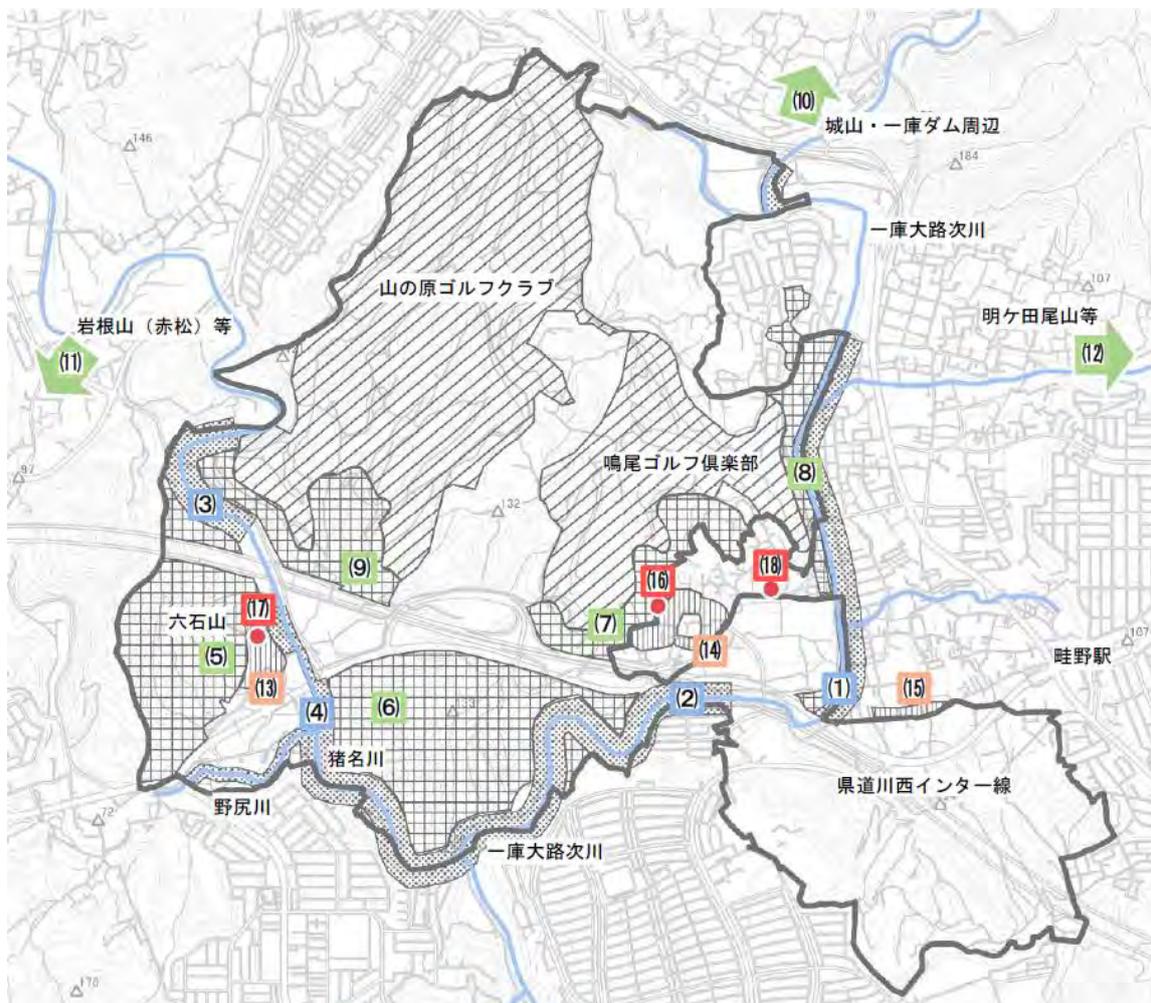


次ページ以降で、景観資源を一覧表にまとめ、記載しています。

計画区域とその周辺にある景観資源

景観の種類	要素	景観資源とその特徴
河川景観	河川	<p>一庫大路次川</p> <p>緑豊かな自然の中を流れており、沿岸には桜並木や花壇がある箇所もあります。</p> <p>(1) 県道川西インター線と交差する箇所（遠景：城山・一庫ダム周辺）</p> <p>(2) 西畦野付近（桜並木がある箇所）</p>
		<p>猪名川</p> <p>緑豊かな自然の中を流れています。</p> <p>(3) 六石山と山の原ゴルフクラブの間</p> <p>(4) 丘陵A（下記(6)）の西側沿い（視点：県道川西インター線石道出合橋）</p>
自然景観	山 丘陵 (計画区域内)	<p>(5) 六石山（一部保安林）</p> <p>(17)素蓋鳴神社（石道）の杜となっており、緑の状態も良好です。</p>
		<p>緑の状態は良好で、計画区域内から見る背景の緑や稜線となっています。</p> <p>(6) 丘陵A 石道字下ノ山地区（視点：石道字家ノ垣内）</p> <p>(7) 丘陵B 鳴尾ゴルフ倶楽部外周（視点：県道川西インター線）</p> <p>(8) 丘陵C 鳴尾ゴルフ倶楽部外周（視点：多嘉橋）</p> <p>(9) 丘陵D 山の原ゴルフクラブ外周（視点：川西インター西交差点）</p>
	遠景で稜線を形成する山 (計画区域外)	<p>計画区域内から見た景観の遠景となっており、良好な景観の構成要素となっています。</p> <p>(10) 城山・一庫ダム周辺の山の稜線（計画区域北側）</p> <p>(11) 岩根山（赤松）等の稜線（計画区域南西側）</p> <p>(12) 明ヶ田尾山（豊能町）等の稜線（計画区域東側）</p>
	観光資源	<p>(7)・(8) 鳴尾ゴルフ倶楽部</p> <p>(9) 山の原ゴルフクラブ</p>

集落景観	集落 (農地等 を含む)	<p>(13) 石道集落 (石道、字上ノ町、字下ノ町、字小谷、字家ノ垣内、字茶屋垣内) 入母屋屋根の古民家や農地が良好な集落の景観を形成しています。</p> <p>(14) 西畦野集落 (西畦野1丁目) 築地塀を有する古民家や入母屋屋根の古民家があります。</p> <p>(15) 東畦野集落 (東畦野3・4丁目) 築地塀を有する古民家や入母屋屋根の古民家があります。</p>
	自然景観	<p>(16) 小童寺 内部の本堂、鐘楼や多宝塔が良好な景観を形成しており、周辺から見た際も背景の緑と一体となって景観に溶け込んでいます。</p> <p>(17) 素盞鳴神社 (石道) 石道集落から入る道には鳥居が設置され、本殿までの道も含めて良好な景観を形成しています。</p> <p>(18) 素盞鳴神社 (西畦野) 鳥居や拝殿が良好な景観を形成しています。</p>



3 景観資源マップ



(11)岩根山（赤松）等の稜線



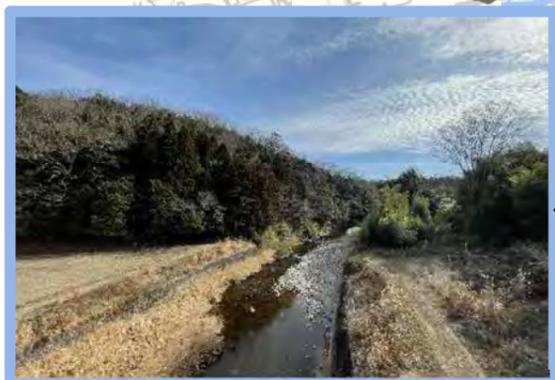
(17)素盞鳴神社（石道）



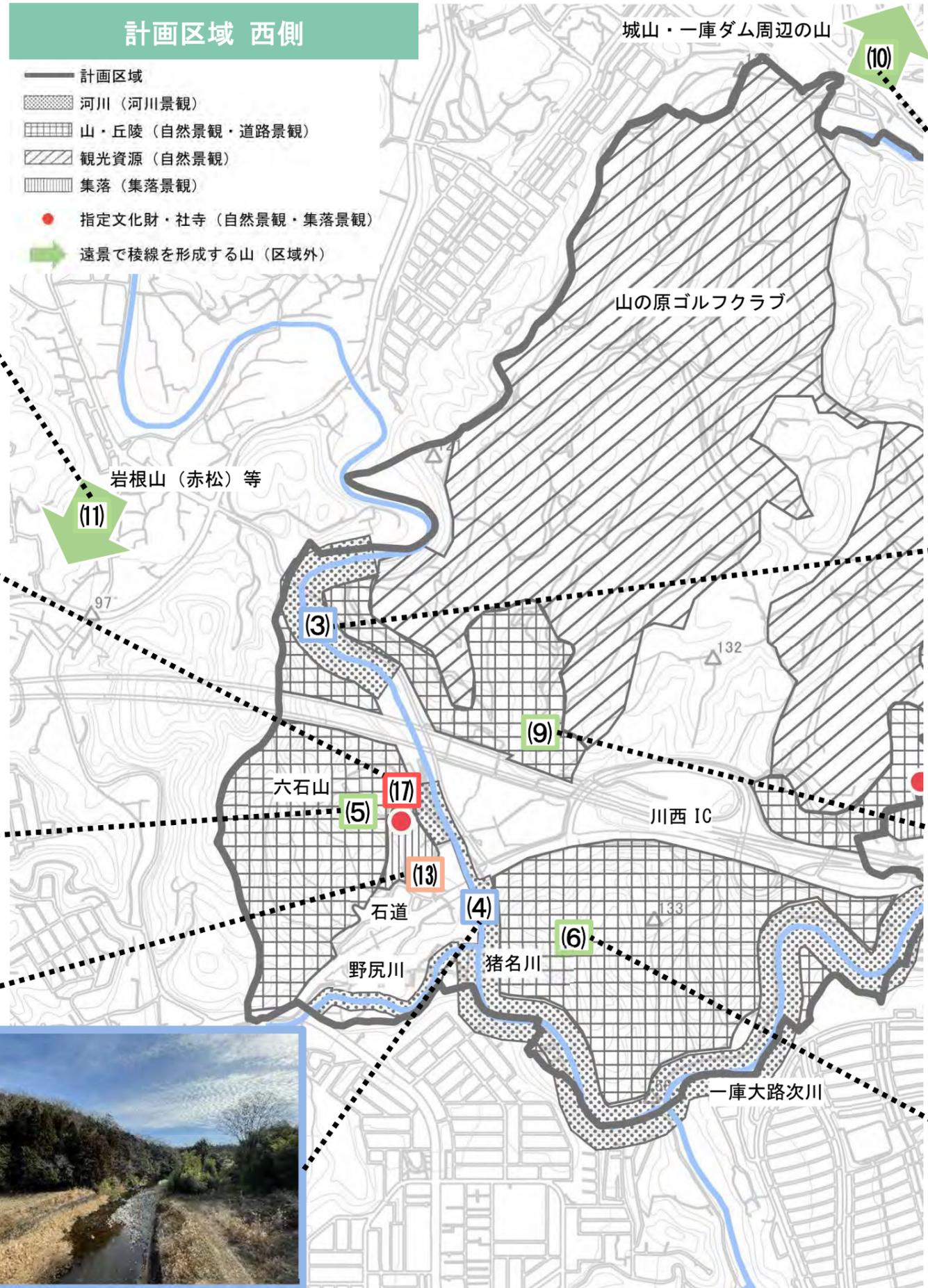
(5)六石山（一部保安林）



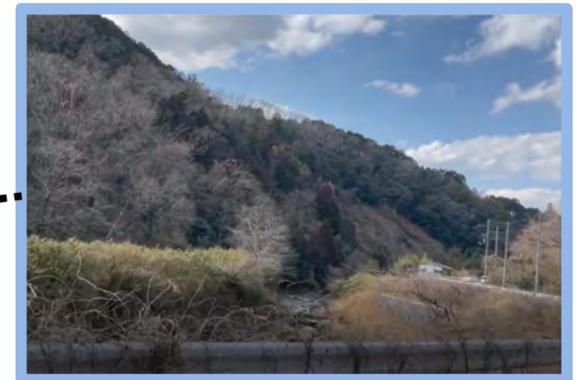
(13)石道集落



(4)猪名川（丘陵Aの西側沿い）



(10)城山・一庫ダム周辺の山の稜線



(3)猪名川（六石山と山の原ゴルフクラブの間）



(9)丘陵D 山の原ゴルフクラブ外周



(6)丘陵A 石道字下ノ山地区

計画区域 東側

- 計画区域
- ▨ 河川 (河川景観)
- ▨ 山・丘陵 (自然景観・道路景観)
- ▨ 観光資源 (自然景観)
- ▨ 集落 (集落景観)
- 指定文化財・社寺 (自然景観・集落景観)
- ➡ 遠景で稜線を形成する山 (区域外)



(16)小童寺



(8)丘陵C 鳴尾ゴルフ倶楽部外周



(7)丘陵B 鳴尾ゴルフ倶楽部外周



(18)素盞鳴神社 (西畦野)



(12)明ヶ田尾山等の稜線



(14)西畦野集落



(1)一庫大路次川 (県道川西インター線と交差する箇所)



(2)一庫大路次川 (西畦野付近)



(15)東畦野集落

4章 土地利用をする際の いろいろな景観への配慮方法

4章では、一般的に開発・建築による土地利用をする際に考えられる景観に配慮するための方法とはどのようなものが挙げられるかを考え、景観への配慮の具体的な方法を示していきます。

まずは、こういったときに「景観が良好でない」と感じられるのかを考えます。



このように、主に「眺望が阻害されている」「意匠が周辺と調和していない」「圧迫感を感じる」ときに、景観が良好でないと感じられます。

こういった状況になってしまうことを防ぐための景観への配慮方法について、ここからは大きく**眺望への配慮**、**意匠の配慮**、**圧迫感への配慮**の3つに分けて示します。

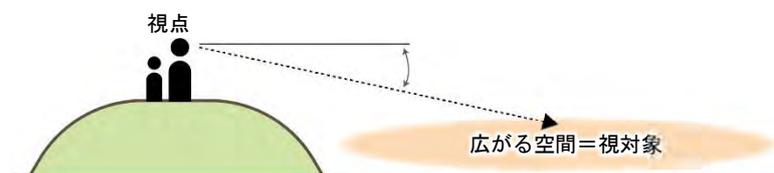
4章目次

大カテゴリ	小カテゴリ	掲載ページ
眺望への配慮	1. 周辺の建築物や森林と調和する高さの配慮	P. 18
	2. 稜線に影響を与えない高さの配慮	P. 19
	3. 段階的な高さの配慮	P. 20
	4. 森林の保全の配慮	P. 21
	5. 良好な景観の構成要素保全の配慮	P. 22
意匠の配慮	6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮	P. 23~27
	7. 屋外広告物の規模・意匠の配慮	P. 28~29
	8. 工作物・設備の意匠の配慮	P. 30~31
圧迫感への配慮	9. 夜間の照明の配慮	P. 32
	10. 建ぺい率・容積率、敷地面積の配慮	P. 33
	11. 壁面の位置の配慮	P. 34
	12. 壁面の分節化の配慮	P. 35
	13. 開発区域内の緑化の配慮	P. 36~38

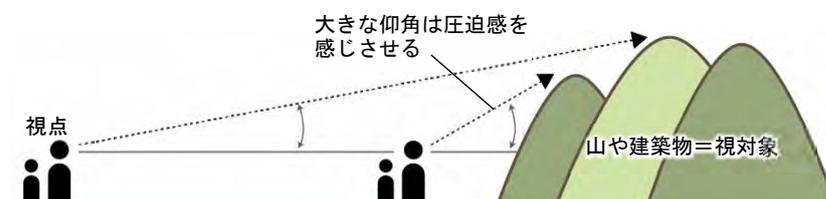
コラム

見下ろす眺望・見上げる眺望

見下ろす眺望 境界を感じず、空間の広がり強く認識することができます。



見上げる眺望 背景の空と視対象の境界を感じ、区切られた空間や眺望の対象物を強く認識します。
見上げる角度がある程度大きくなると、圧迫感を感じるようになります。



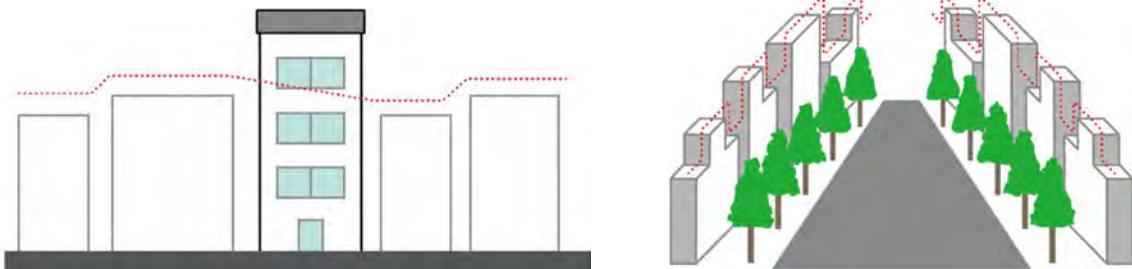
1. 周辺の建築物や森林と調和する高さの配慮

1

建築物を建築する際は、
周辺の建築物や森林を考慮し、景観を阻害しない高さとしましょう。

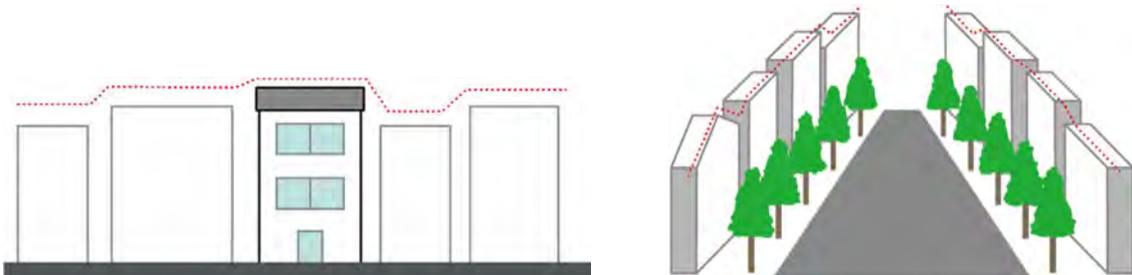
周辺の建築物や森林よりも突出して高い建築物が建てられると、まちなみや山並みの連続性が損なわれ、調和を乱してしまいます。

✕ 周辺の建築物よりも突出して高い建築物があると、
連続性が損なわれてしまいます。



周辺の建築物や森林を考慮し景観を阻害しない高さとすることで、連続性を確保しすっきりと整った見通しの良い景観となります。

○ 高さを抑えたり、周辺と揃えることで
突出感を軽減し、連続性を確保します。



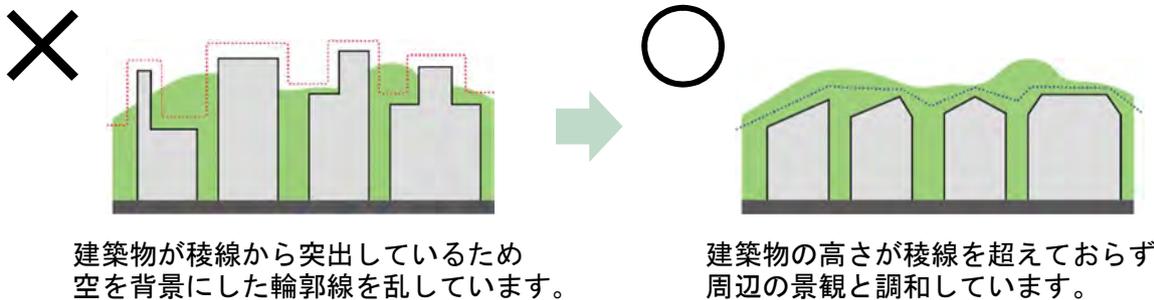
2. 稜線に影響を与えない高さの配慮

2

建築物を建築する際は、
視点場となる場所から見た場合に遠景となる山の稜線を超えない高さにしましょう。

(視点場については、P. 41~44 参照)

視点場となる場所から見た場合に、建築物が遠景となる山の稜線より突出していると、空を背景にした輪郭線が乱れ、眺望が阻害されてしまいます。



建築物が稜線から突出しているため空を背景にした輪郭線を乱しています。

建築物の高さが稜線を超えておらず周辺の景観と調和しています。

遠景の山の稜線を超えない高さとするこゝで、眺望を阻害せず周辺と調和した景観となります。

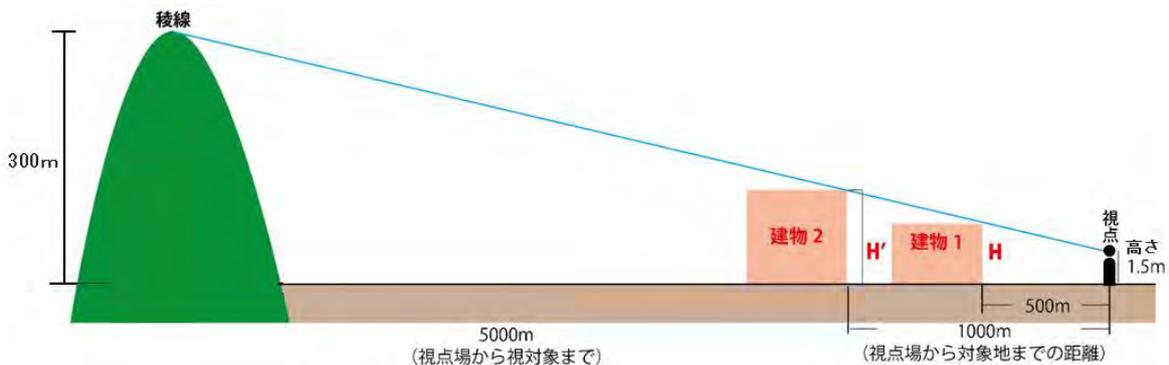
建築物の高さの考え方の例

計算例として、下図のような位置関係で稜線の高さが 300m の場合を考えると、

$$\text{建物 1 } H = \frac{(300\text{m} - 1.5\text{m}) \times 500\text{m}}{5000\text{m}} + 1.5\text{m} = 31.35\text{m}$$

$$\text{建物 2 } H' = \frac{(300\text{m} - 1.5\text{m}) \times 1000\text{m}}{5000\text{m}} + 1.5\text{m} = 61.2\text{m}$$

以下とすることで、景観への影響を抑えることができます。



3. 段階的な高さの配慮

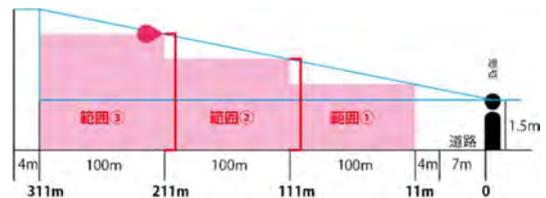
3

建築物を建築する際は、視点場となる場所からの見え方を考慮し、段階的に高さを下げるような工夫をしましょう。

視点となる場所が近い場合は、高さが一律の建築物が建築された場合は眺望が遮られてしまいます。

✕ 高さが一律の建築物が建築された場合のイメージ

○ 段階的に高さを下げた建築物が建つ場合のイメージ



ピンク色の部分：建築物の見え方のイメージ

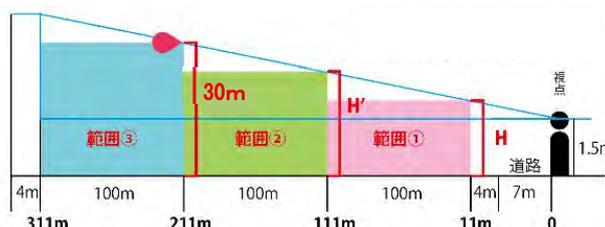
建築物の高さの考え方の例

計算例として、下図のような位置関係で1番高い部分が30mの場合を考えると、

$$H = \frac{(30\text{m}-1.5\text{m}) \times 11\text{m}}{211\text{m}} + 1.5\text{m} \doteq 3\text{m}$$

$$H' = \frac{(30\text{m}-1.5\text{m}) \times 111\text{m}}{211\text{m}} + 1.5\text{m} \doteq 16.5\text{m}$$

以下の高さとすることで、景観への影響を抑えることができます。



4. 森林の保全の配慮

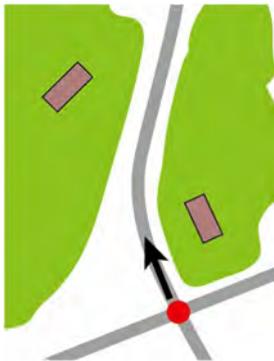
4

建築物を建築する際は、
多くの人や車が通る交差点や道路のような視点場となる場所からの見え方を考慮し、
建築物は離れた位置に配置し、近い位置では森林を保全しましょう。

森林の保全について考える際は、「一定の割合を保全」などの数量的な基準のほか、建築物を配置せず森林を保全する位置についても配慮が必要です。

たとえば、多くの人や車が通る交差点や道路のような視点場となる場所から、大きな建築物が見えているとどうでしょうか。

✕ 特に配慮をせず、交差点に近い部分の森林を伐採し、建築物を建築した場合のイメージ

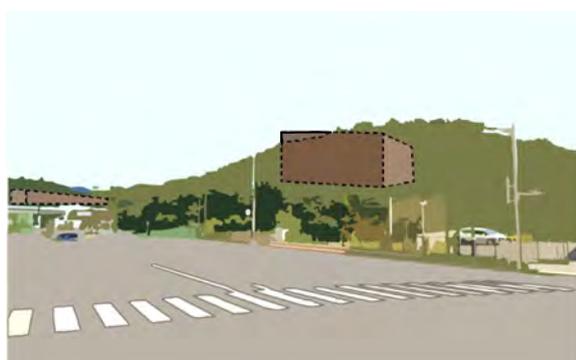
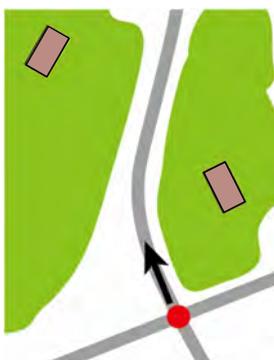


建築物の見え方

大きな建築物が眺望を遮ってしまっています。



○ 交差点から離れた低い位置に建築物を建築し、近い位置では森林を保全した場合のイメージ



建築物の見え方
(点線は森林で隠れて見えていない箇所)

眺望が保全されています。

建築物を配置せず森林を保全する場所を変えると、視点場となる場所からの見え方に大きな違いがあることがわかります。

5. 良好な景観の構成要素保全の配慮

5

開発を行う際や建築物を建築する際は、
地形の改変をできるだけ少なくするよう配慮しましょう。
計画区域内の良好な景観を構成する要素となっている地形地物は保全しましょう。

計画区域内には、集落景観等の良好な景観を構成する様々な要素が存在します。
敷地近辺だけではなく、遠い視点場からの見え方にも配慮し、地形の改変をできるだけ
少なくし、地域の特性となるような地形地物は保全しましょう。

■造成を行う場合

特に集落内においては、コンクリート擁壁による造成を避けるなど、造成面が自然地形や周辺の景観と調和するよう配慮しましょう。

■区画割りをする場合

住宅開発等で区画割りをする場合、既存の道の形状等を勘案し、集落構造と調和した区画割りとするよう配慮しましょう。



■丘陵地の頂部や麓の保全



■地域の特性となっている樹木の保全



6

建築物を建築する際は、以下のように色彩・形状など意匠について配慮しましょう。

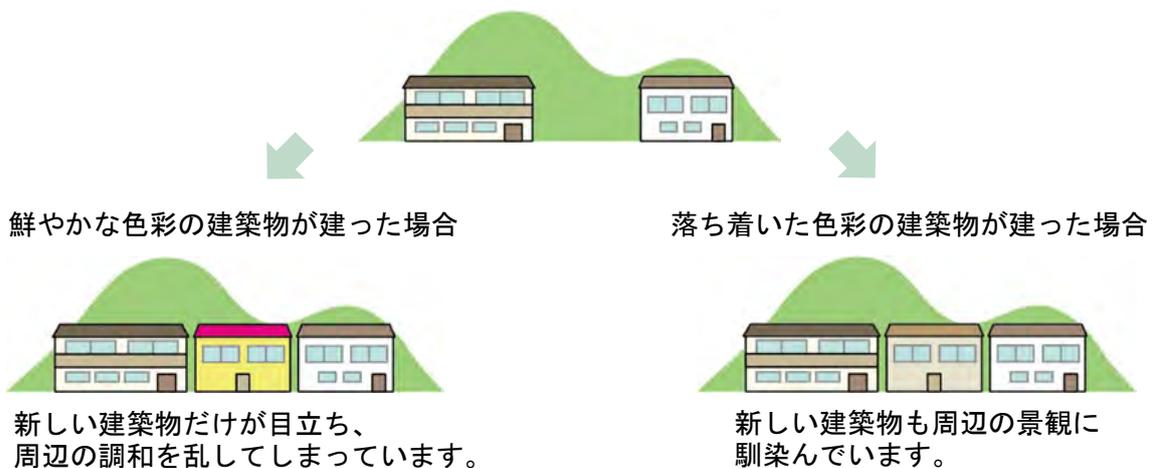
- ・特に景観に与える影響が大きい「彩度」を下げる、色相やトーンを揃えるなど、周辺と調和する色彩とする。
- ・屋根・外壁の形状や素材は、周辺の建築物に合わせ、調和するものを選ぶ。

建築物の意匠（デザインのこと）を構成する要素としては、色彩・形状・素材などが考えられます。ここからはそれぞれの要素について、配慮の方法を考えます。

色彩について

建築物の外観の中でも、「色彩」は周辺の景観に与える影響が特に大きいものとなっています。それでは、どう配慮することでその影響を抑えられるのでしょうか？

例として、周辺に茶系の落ち着いた色彩の建築物が建っている場所に、新たな建築物が建った場合を考えてみましょう。



比較すると、周辺の既存の建築物と同じような茶系で落ち着いた色彩を使用した右図の建築物の方が周辺の景観と調和しており、影響が少ないことがわかります。

では、このような“周辺と調和した色彩”とするためには具体的にはどのような配慮が必要なのでしょうか？

次ページ以降では、色彩を表現するための「マンセル表色系」を解説し、具体的な配慮方法を考えます。

6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮 2/5

■マンセル表色系

色彩を数値で表すための方法です。

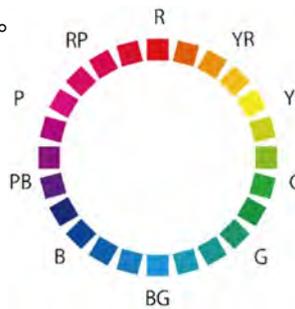
■マンセル値

マンセル表色系では、色相・明度・彩度の3つの属性を組み合わせたマンセル値で色彩を表します。



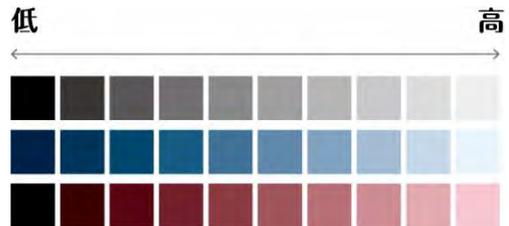
色相

赤R、黄色Y、青Bなどの色味のこと。10種類の色相があり、それぞれ1～10の段階で表します。



明度

明るさのこと。1（暗い）～10（明るい）で表します。

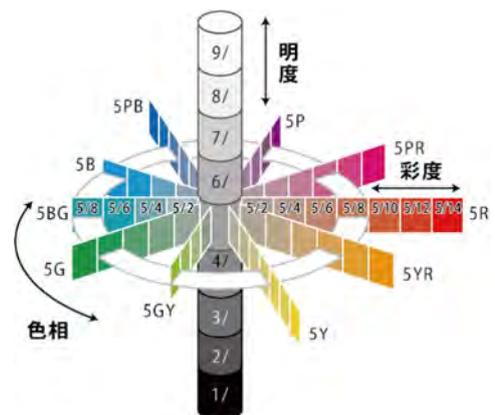


彩度

鮮やかさのこと。0（黒や白などの無彩色）と、1（くすんだ）～14（鮮やか）で表します。
※最も鮮やかな色彩の彩度の値は色相によって異なります。



色相・明度・彩度の関係を図で表すと、右図のようになります。



6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮 3/5

また、色相・明度・彩度の中でも、周辺の景観に与える影響の度合いは異なります。
 たとえば、色相のみ、明度のみ、彩度のみをそれぞれを変更したイメージを考え、変更前と比較してみましょう。

元の図



色相のみ
を変えた図



印象に大きな変化はありません。

明度のみ
を下げた図



印象に大きな変化はありません。

彩度のみ
を上げた図

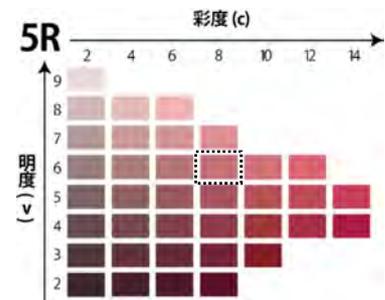
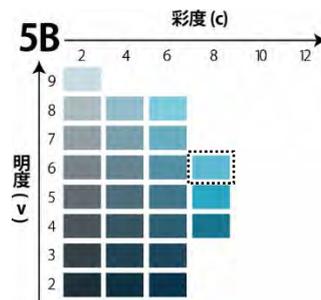
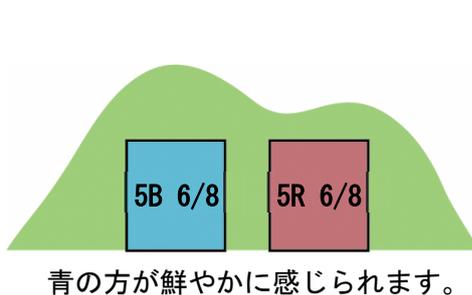


派手な外観で目立っている印象です。

このことから、彩度が景観に与える影響が特に大きいことがわかります。
 周辺と調和しない“鮮やかな色彩”の建築物は周辺の景観との調和を乱してしまう可能性があるため、建築物を建築する際は、外観の彩度を下げたものとしましょう。

■ 色相ごとの印象の違い

同じ明度・彩度でも、色相が異なると色の印象は異なります。
 たとえば、下図のように青と赤の色彩を比較すると、青の方が鮮やかさを強く感じられます。

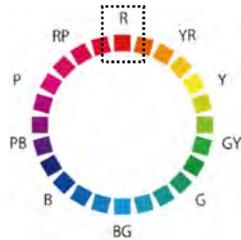
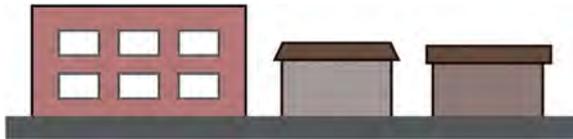


このことから、景観への配慮方法としては、一律に彩度の値を一定の値以下にしようとするよりも、色相ごとに影響の少ない彩度の値を考えることが有効だと考えられます。

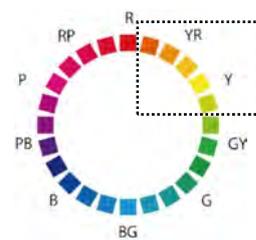
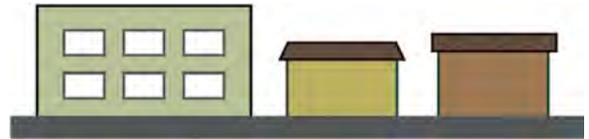
6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮 4/5

色彩に関する配慮方法としては、特に景観への影響の大きい彩度を下げるだけでなく、他にも以下のような例が考えられます。

■ 色相を揃える



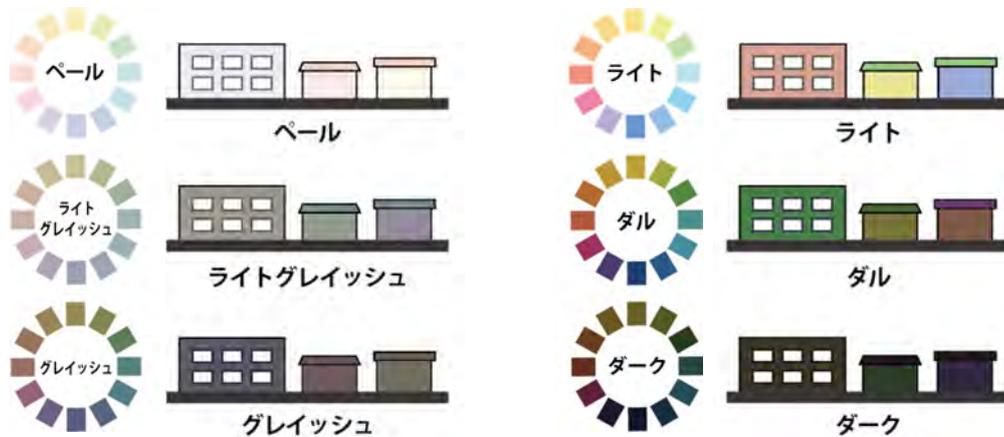
■ 類似色を用いる



■ トーンを揃える

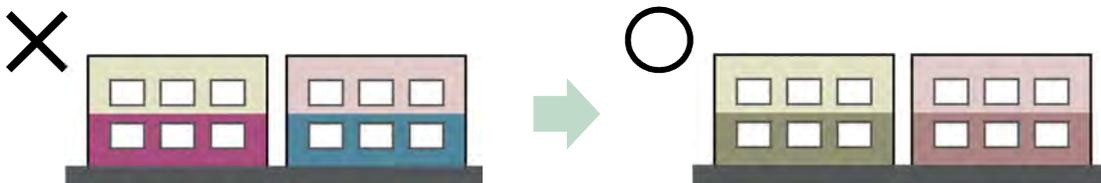
トーン：明度と彩度を複合的に考えたもの。

色相が異なる色彩の組み合わせでも、トーンが同じであれば調和します。



■ その他色彩の配慮の例

- ・サブカラーの色使いを揃えることで一体感のある外観となります。
- ・複数の色彩を使う場合は、同じ色相で明度差を2以内とすると落ち着いた外観となります。

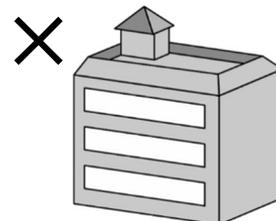


6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮 5/5

形状について

■ 高層の建築物

特に高層の建築物は、低層の建築物に比べると目立つものとなるため、屋根部分の形状が景観に与える影響が大きくなります。過度に目立つ意匠は避けましょう。



また、周辺の建築物と同等の勾配屋根にするなど、周辺の建築物の形状に合わせる工夫も有効です。

■ 低層の建築物

周辺の建築物と調和する屋根の形状としましょう。



素材について

屋根や外壁が汚れていたり、色あせていると、周辺の景観に大きな影響を与えてしまいます。退色、損傷しにくく、汚れに耐える外観素材としましょう。

また、周辺の建築物や地域の主な素材を参考に、違和感なく調和するふさわしい素材を選びましょう。

その他

■ 集落の中で建築物を建築する場合

特に周辺に既存の集落が形成されている場合は、周辺の家屋等の色彩、形状、素材を参考にして、周辺の家屋や緑と調和し、集落景観に溶け込む建築物となるよう配慮しましょう。

7. 屋外広告物の規模・意匠の配慮 1/2

7

屋外広告物を掲出する際は、以下のように配慮しましょう。

- ・必要最小限の規模とし、面積・数量・高さは小さく・少なく・低くしましょう。
- ・彩度の高い色彩は多く使用しないなど、色彩について配慮しましょう。
- ・掲出する建築物の意匠に調和した一体感のあるデザインとしましょう。

屋外広告物を掲出する場合の配慮方法を考えます。

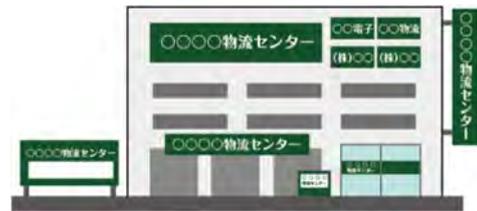
以下のような広告物が掲出されると、広告物が目立ち、周辺との調和を乱してしまいます。

配慮されていない広告物のイメージ

✕ 大きな広告物のイメージ



✕ 数の多い広告物のイメージ



✕ 建植え広告物の高さが高い
の広告物のイメージ



✕ 彩度 10 以上の色が多数使用された
広告物のイメージ



面積・数量・高さ・色彩について配慮した広告物は、周辺の景観への影響が少なくなっています。屋外広告物を掲出する際はこれらの項目に配慮しましょう。

配慮した広告物のイメージ

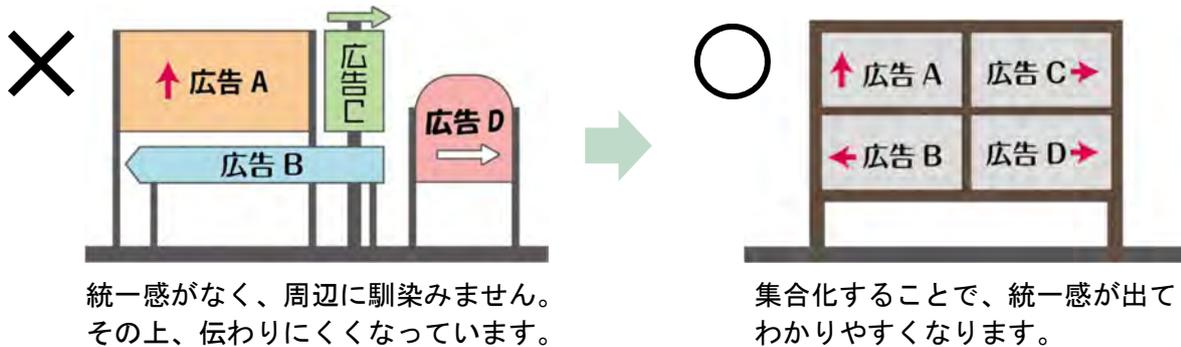
- 大きさ：必要最小限の面積とする
- 数量：必要最小限との数とする
- 建植え広告物の高さ：低くする
- 彩度の高い色：使用を避ける など



7. 屋外広告物の規模・意匠の配慮 2/2

屋外広告物を掲出する際の配慮方法としては、前ページの数値で表せる配慮だけでなく、他にも以下のような例が考えられます。

■ 広告物の集合化



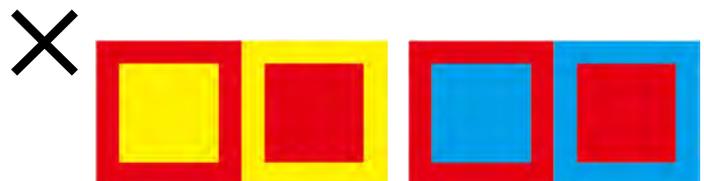
■ 広告物へ光源を使用する場合

ネオンサイン・LEDサインの光源が露出したものは使用せず、カバー等で覆うなどして内照式にしましょう。また、点滅しないものとするなど配慮しましょう。



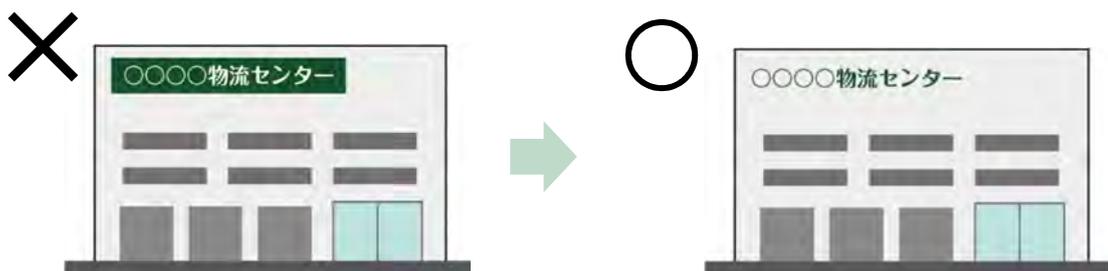
■ 色の組み合わせ

彩度の高い色同士の組み合わせは周辺の調和を乱してしまいます。できるだけ避けましょう。



■ 屋外広告物の形態

同じ規模のものでも、箱文字・切文字とすると落ち着いた外観となります。



8. 工作物・設備の意匠の配慮 1/2

8

工作物や設備を設置する際は、以下のように配慮しましょう。

- ・ 建築物に設置する場合、工作物・設備が露出しないように工夫する。
- ・ 付帯する建築物や周辺と調和した色彩・形状・素材とする。

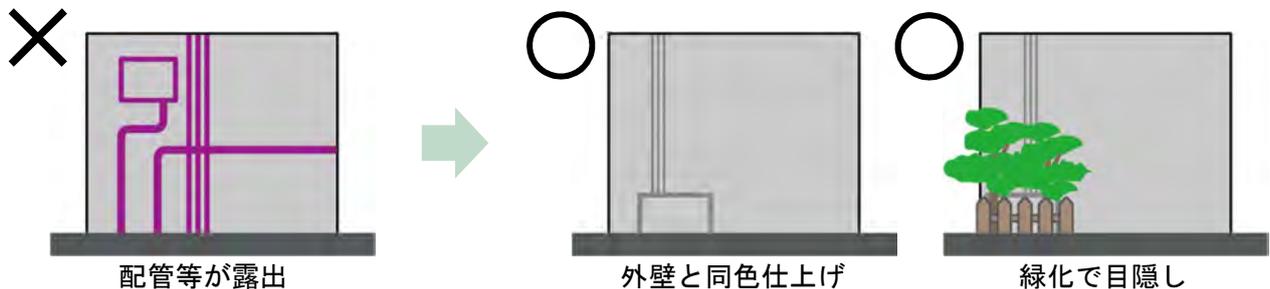
建築物の屋根・外壁などの意匠と同様に、工作物や設備の意匠についても、周辺と調和した色彩・形状・素材とする配慮が必要です。

素材については、退色、損傷しにくく、汚れに耐えるものを選びましょう。

ここからは、個別の工作物・設備に対しての配慮の例を考えていきます。

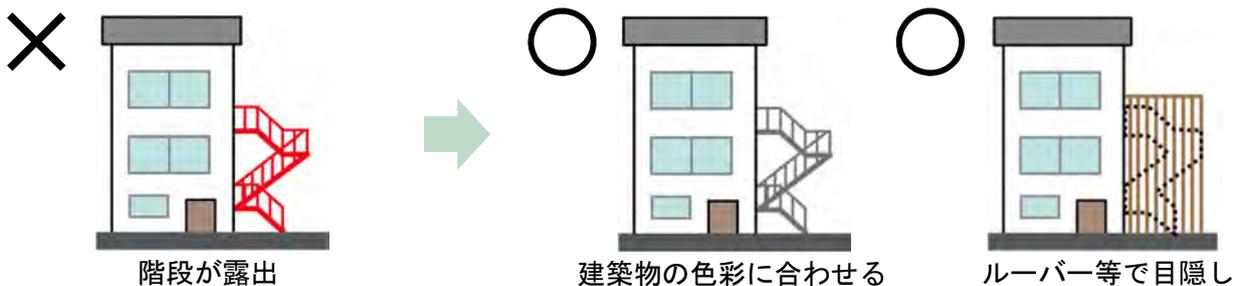
■ 外壁に設置する工作物や設備（配管やダクト類）

道路等から見えない位置へ配置する、集約化する、外壁色と同色仕上げとする、ルーバーや緑化で目隠しするなど、工作物が露出しないように配慮しましょう。



■ 道路に面する屋外階段

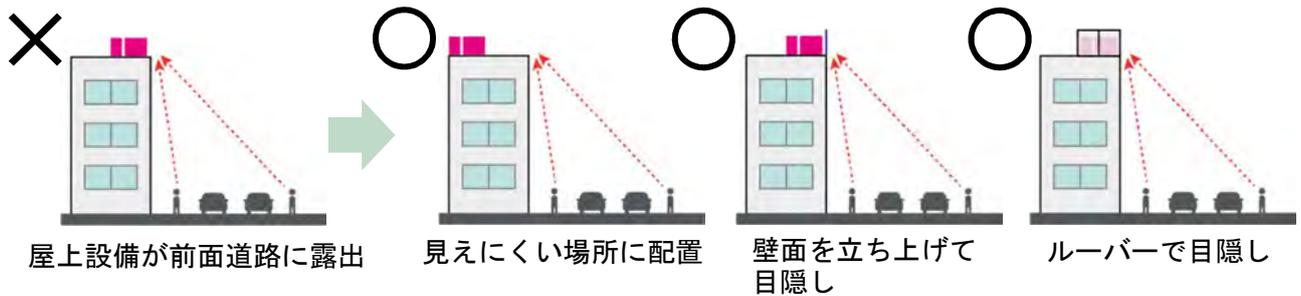
道路等から見えない位置へ配置する、建築物と色彩・形状・素材を揃える、ルーバーで目隠しするなど配慮しましょう。



8. 工作物・設備の意匠の配慮 2/2

■屋上に設置する工作物・設備

高さを抑え見えにくい位置へ配置する、壁面の立上げやルーバーで目隠しするなど、前面道路に露出しないように配慮しましょう。

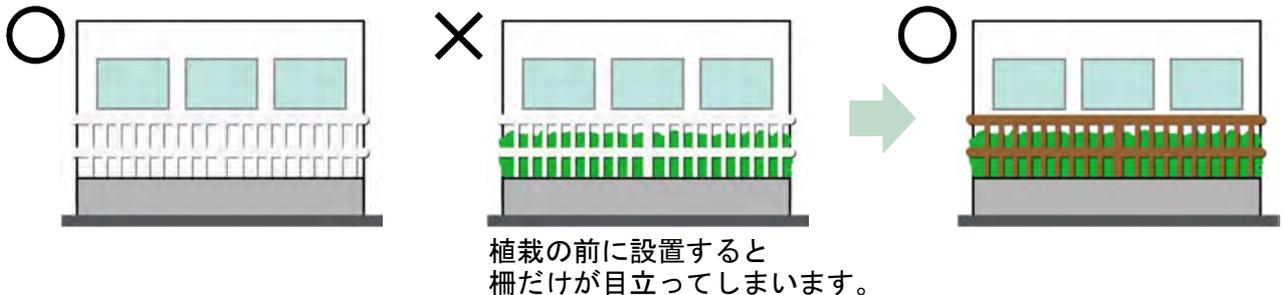


■柵・フェンス・塀

周辺と調和した色彩・形状としましょう。

また、白やベージュなどの明度が高い色彩は、色彩としては落ち着いていても場合によっては柵・フェンスだけが目立ってしまう可能性があるため、注意が必要です。

柵・フェンスの色彩だけで考えるのではなく、設置する環境も考慮しましょう。



また、周辺で生垣や木製・石積みなどの自然素材の柵や塀を使用している割合が高い場合は、自然素材の採用を検討しましょう。自然素材以外の既製品を使用する場合は、形状や色彩をよく考慮して選びましょう。



9. 夜間の照明の配慮

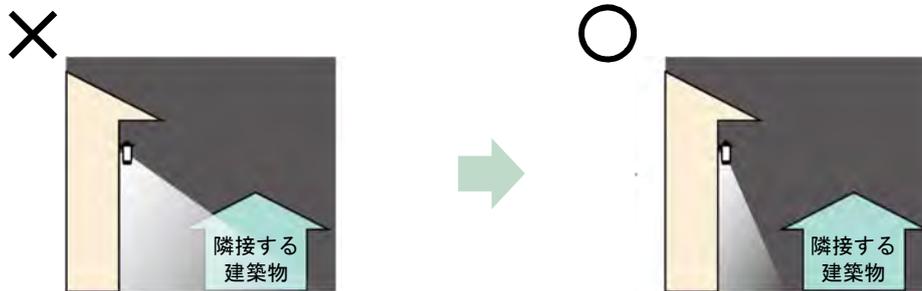
9

夜間照明については、以下のように周辺の建築物や環境への影響に配慮しましょう。

- ・点灯時間、高さ、形状、向き、光量を考慮する。
- ・間接照明にする、内照式にするなど光源が直接見えないように工夫する。

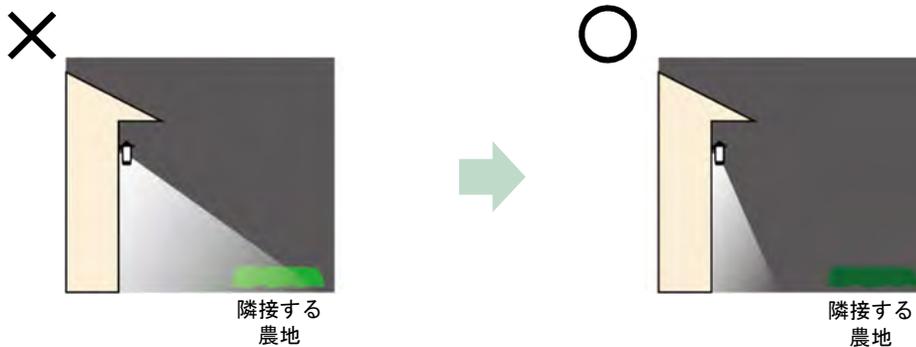
■周辺の建築物への配慮

周辺の住宅等への影響を考慮し、建築物に光を向けない、光量を抑えるなど工夫し、眩しくならないよう配慮しましょう。



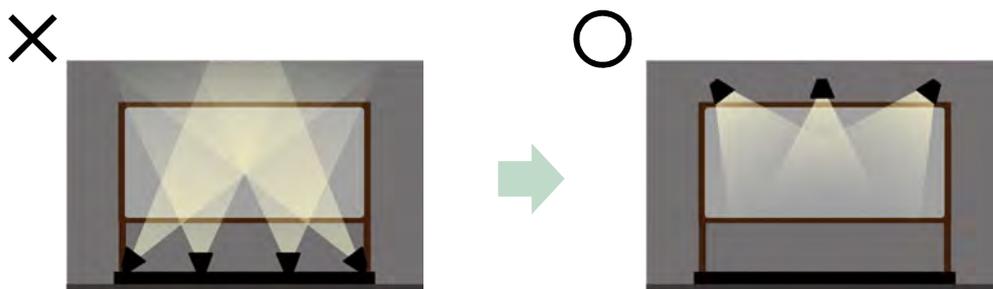
■周辺の農地や自然環境への配慮

光を向けない、必要最小限の配置とするなど配慮しましょう。



■屋外広告物の照明

光量を抑え、広告物以外に光を当てないようにするなど配慮しましょう。



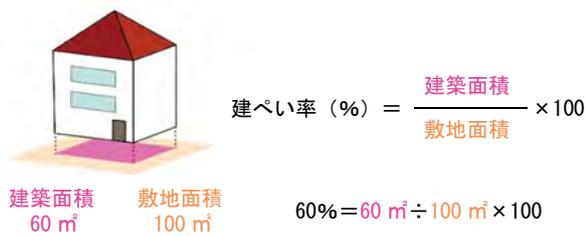
10. 建ぺい率・容積率、敷地面積の配慮

10

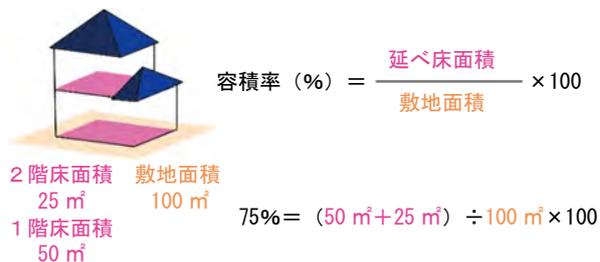
建築物を建築する際は、以下のように配慮しましょう。

- ・ 建ぺい率・容積率が大きくなるようにする。
- ・ 敷地面積が小さくなるようにする。

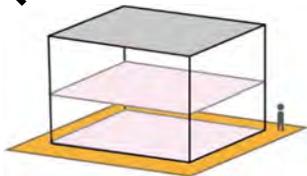
建ぺい率：敷地面積に対する建築面積の割合



容積率：敷地面積に対する延べ床面積の割合

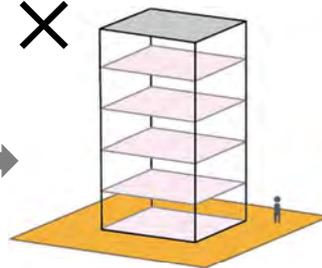


×



建ぺい率が大きいと敷地いっぱいには建築物があり、圧迫感が生じます。

×

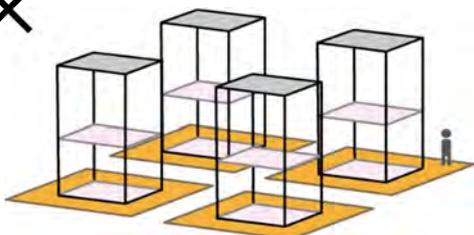


容積率が大きいと建築物が高層となり圧迫感が生じます。

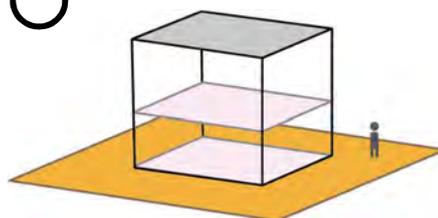
建ぺい率・容積率が大きくなるように配慮し、圧迫感が生じないようにしましょう。

敷地面積の小さい開発が進み小規模な建築物がたくさん建つと、建築物が密集し圧迫感を感じるゆとりのない景観になってしまいます。ゆとりのある景観となるよう、敷地面積が小さくなるように配慮しましょう。

×



○



11. 壁面の位置の配慮

11

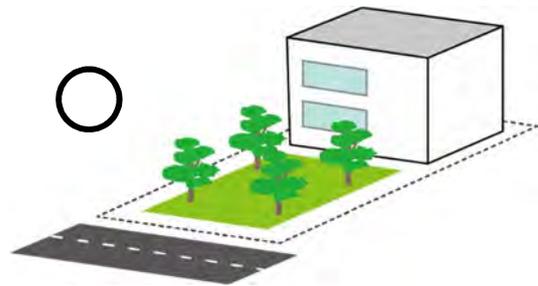
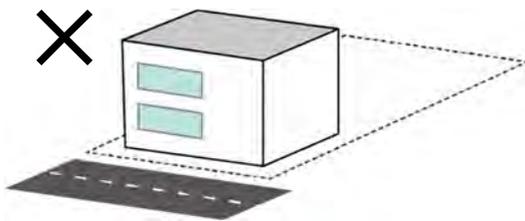
建築物を建築する際は、以下のように壁面の位置について配慮しましょう。

- ・視点場となる場所から離れた位置に建築物を配置する。
- ・高層階ほど壁面を後退させる。

壁面の位置が敷地境界に近い場合、前面道路等からの見た際に圧迫感が生じてしまいます。

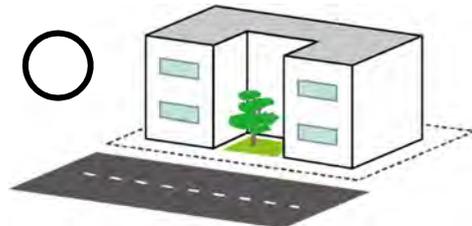
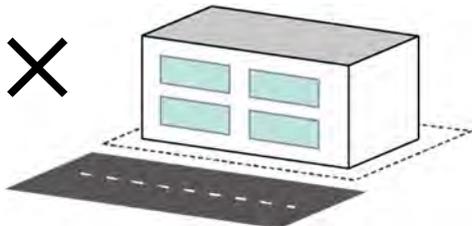
敷地や建築物の特徴を考慮し、建築物を後退させる、壁面を分割し一部を後退させるなど、建築物の配置について配慮しましょう。

■奥行きのある敷地の場合



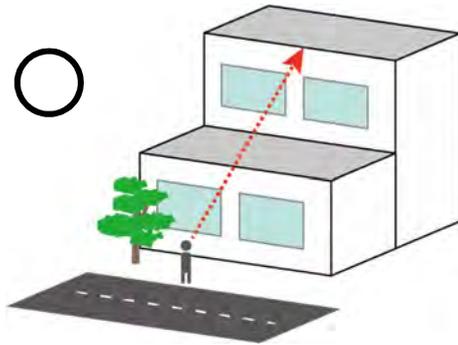
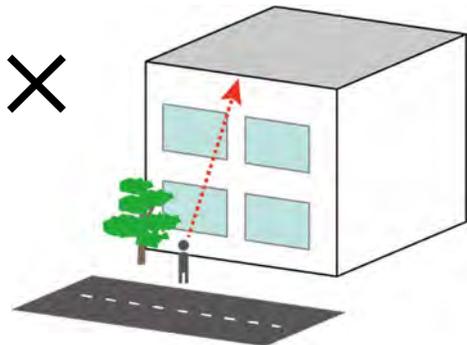
建築物を後退させることで圧迫感が軽減されました。

■道路に面した細長い敷地の場合



壁面の一部を後退させることで圧迫感が軽減されました。

■高層の建築物の場合



高層階ほど壁面を後退させることで前面道路等からの視界が広がり、圧迫感が軽減されました。

12. 壁面の分節化の配慮

12

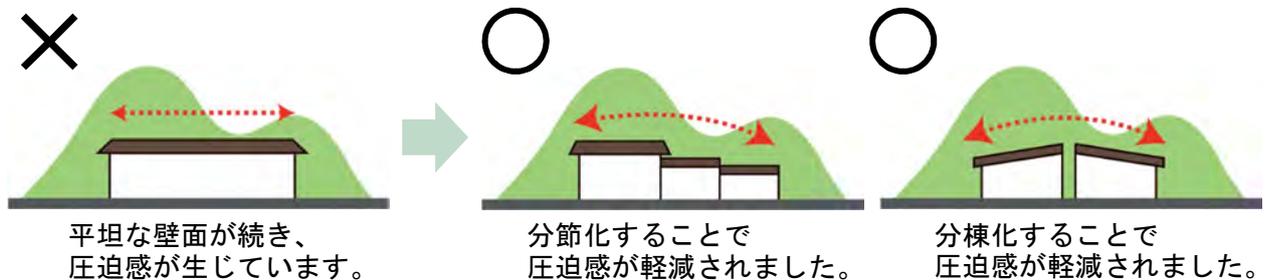
特に大規模な建築物を建築する際は、以下のように配慮しましょう。

- ・ 壁面の分節化・建築物の分棟化を行い、壁面が長大にならないように工夫する。
- ・ 壁面の一部に透過性のある素材や異なる色彩を採用する。

■形状の工夫

特に大規模な建築物の場合において、平坦で変化のない長大な壁面があると、前面道路等から見た際の圧迫感の要因になってしまいます。

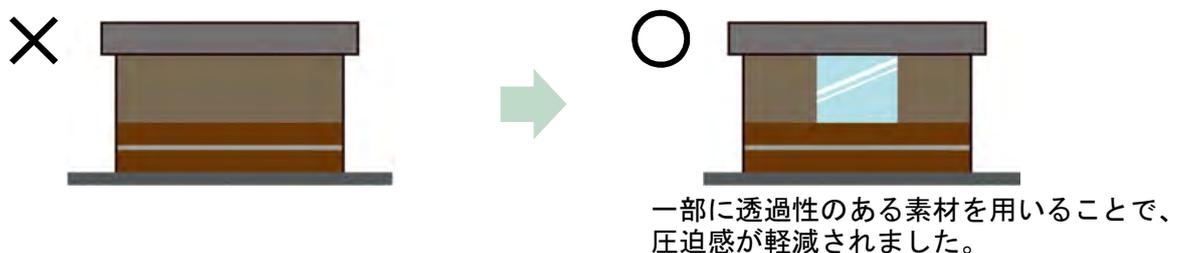
分節化を行う、棟を分割するなど、長大な壁面が生じないように配慮しましょう。



■色彩・素材の工夫

特に大規模な建築物の場合において、壁面が一面同じ暗い色彩・素材となっていると、圧迫感が生じてしまいます。

壁面の一部を明るい色彩とする、一部に透過性のある素材を用いるなどして配慮しましょう。



13. 開発区域内の緑化の配慮 1/3

13

開発を行う際や建築物を建築する際は、以下のように緑化に努めましょう。

- ・ 建築物の手前や周囲に植栽する。
- ・ 開発区域の境界に緑地帯を設ける。
- ・ 駐車場を設置する場合は、周辺の景観と調和するように植栽や緑地帯を設ける。

■ 建築物周辺の緑化

建築物が単体で建っている場合、視線は建築物のみに向き、目立ったように感じます。視線を分散させ、突出した印象を緩和するため、建築物の手前や周囲は植栽するなど緑化に努めましょう。



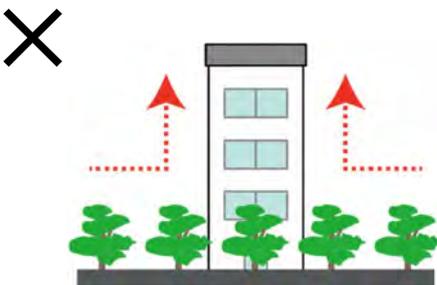
建築物が突出して目立っているように感じます。



建築物が突出している印象はなく、周辺の景観とも馴染んでいます。

また、特に高層の建築物の場合は、植栽の高さが一定であると建築物を見る際に視線が急激に移動してしまい、建築物が突出した印象や圧迫感をもたらします。

視線を滑らかに誘導し、突出した印象を緩和するため、建築物に近い場所ほど周囲の植栽を高くする・ボリュームの大きいものにするなどの工夫を行いましょう。



建築物が突出している印象はなく、圧迫感も軽減されています。

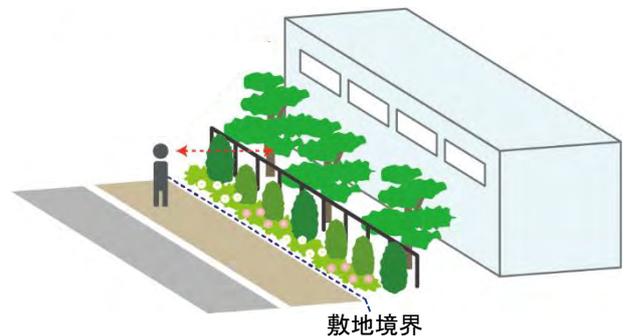
13. 開発区域の緑化の配慮 2/3

■ 開発区域の緑化

敷地境界に沿って緑地帯を設けることで、周辺との調和を図り、圧迫感を軽減することができます。

植栽の種類については、1種類のみではなく、高木～花卉・中木～地被類など、多層的な緑を取り入れましょう。周辺に現存する植生に準ずるものや在来種を採用することも検討しましょう。

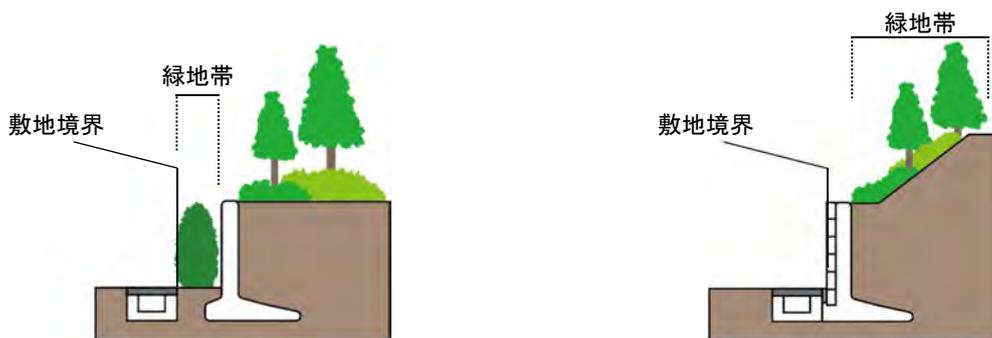
また、緑地帯の手前にフェンス等を設置する場合は、緑地帯が見えるように開放性・透視性を持たせましょう。



開発区域外から目に入りやすい法面については緑化を行いましょう。

法面に緑化する場合、芝吹付け等による緑化は、季節によっては緑を失うなど周辺の景観と調和しない状況になることも考えられるので、樹木の植栽とするよう努めましょう。ただし、これは法面の安定上支障のない範囲で検討するものとします。

傾斜部分への植栽が難しい場合は、小段等への植栽を検討しましょう。

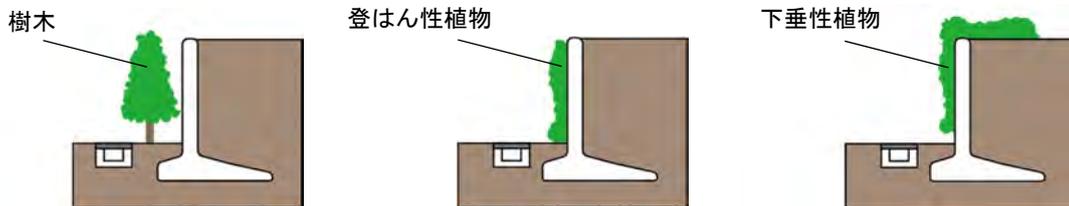


沿道に擁壁や水路を設置したい場合は、緑地帯の幅の分、後退した位置へ配置しましょう。ただし、技術的に困難な場合は内側に緑地帯を設けることができます。

開発する際に洪水調整地（堤体の部分を除く）を設ける場合、開発区域外から目に入りやすいものは緑化しましょう。

13. 開発区域内の緑化の配慮 3/3

また、擁壁を設ける場合は単調なコンクリート面が大規模に露出しないよう、緑化に努めましょう。



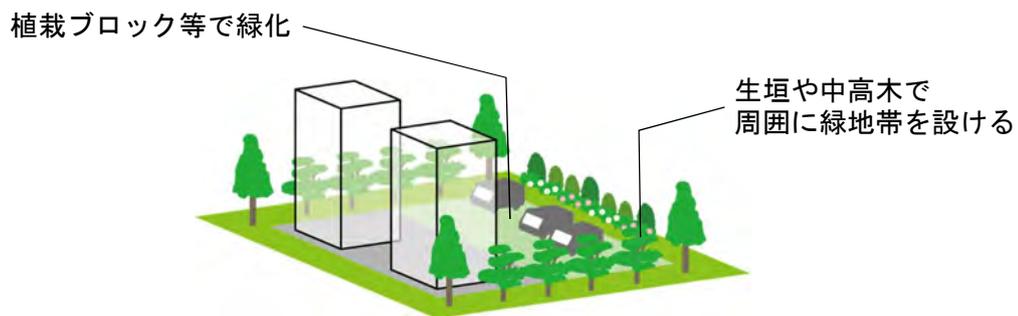
■ 駐車場の緑化

駐車場・グラウンドなどの広い平面が生じる場合は、アスファルト・コンクリート舗装のみの殺風景な景観になってしまわないよう、緑化に努めましょう。

駐車場部分が周辺の景観と調和するよう、周囲に緑地帯を設け、生垣や中高木など多層的な緑による植栽を行いましょ。

この際は安全性も考慮し、植栽によって完全に遮断するのではなく、ある程度の見通しを確保し、見通した先の景観にも配慮しましょ。

芝生植え込み用の植栽ブロックを使用するなど、舗装面の緑化にも努めましょ。



また、駐車場内部に高木等の植栽を行うことも景観への配慮として有効です。



5章 各エリアで必要な景観への配慮

4章では、計画区域内に限らず、一般的に考えられる景観への配慮方法についてまとめました。5章では、実際に計画区域内の各エリアで土地利用をする際には、3章で調査した景観資源に対してどの配慮が必要になるのかを検証していきます。

エリアごとに3章で調査した景観資源にどのような影響があるかを考え、そこから4章で整理した配慮方法のうち、どの方法が効果的かを検証します。

景観資源への影響については、4章でのカテゴリと同様に**眺望**、**意匠**、**圧迫感**の3点について考えます。

眺望への影響：景観資源を見たときの眺望を阻害しないかを検証

意匠の影響：景観資源を見たときに周辺の調和を乱す意匠とならないかを検証

圧迫感への影響：景観資源または視点場に対して圧迫感が生じないかを検証

土地利用計画では計画区域を5つのゾーンに分けており、本ガイドラインではそのゾーンに沿って土地利用されることが予想されるエリアを以下のとおり設定しました。自然環境保全ゾーンは、開発・建築による土地利用ができないゾーンであるため省略しています。(地図は次ページ)

エリアの設定

略称の例

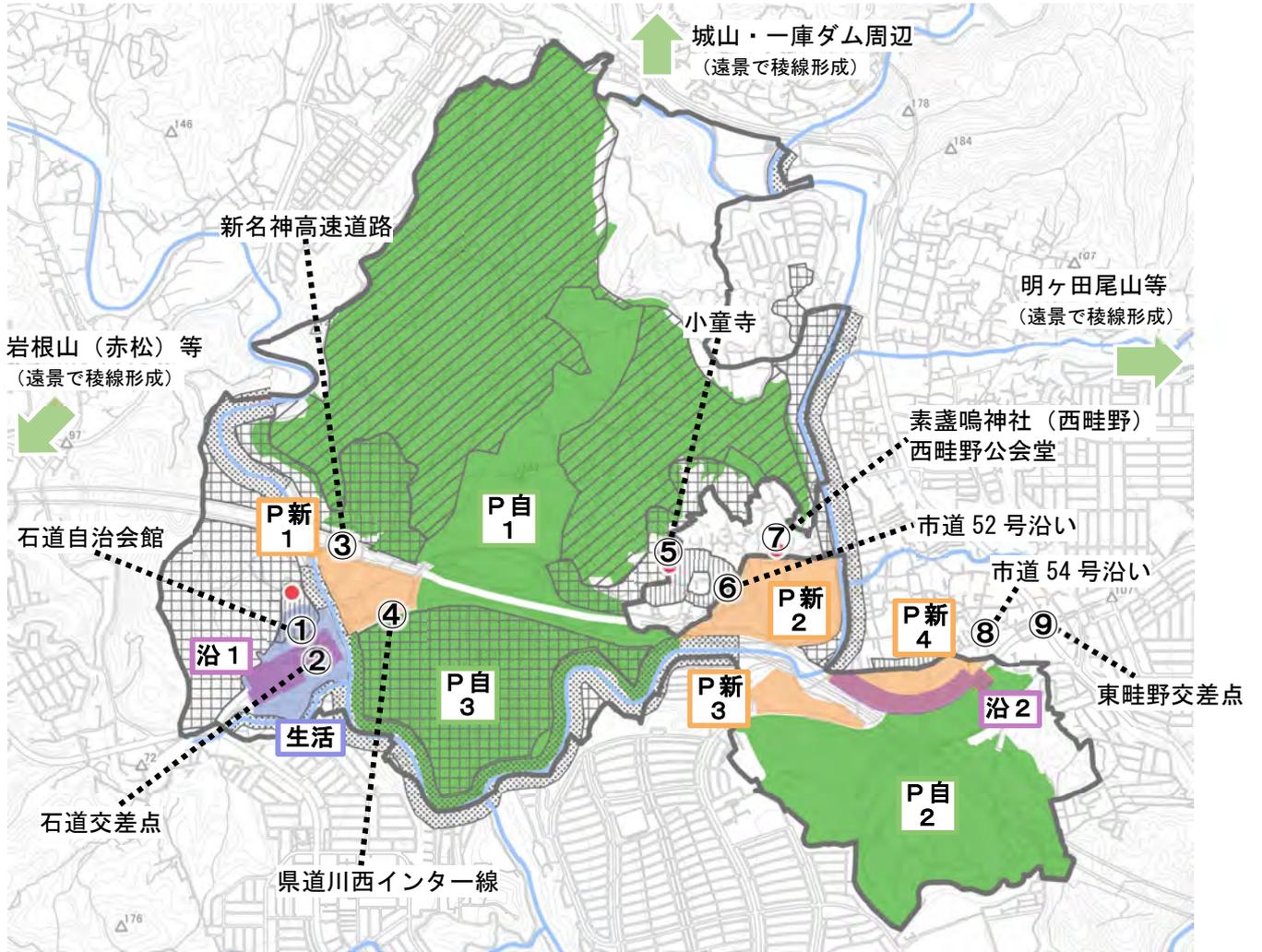
P自1 プロジェクト対応ゾーン（自然利用共生型）内1～3のエリア

P新1 プロジェクト対応ゾーン（新規機能型）内1～4のエリア
（1はすでに事業中の箇所）

沿1 沿道利用対応ゾーン内1～2のエリア

生活 生活環境改善ゾーンのエリア

各エリアと今回検証のために設定した視点場の位置



基盤地図情報基本項目（国土地理院）を加工して作成

凡例

視点場

場所	名前
①～⑨ ○○○○

ゾーンとエリア

計画区域と景観資源

プロジェクト対応ゾーン（自然利用共生型）	P自 エリア1～3	計画区域
プロジェクト対応ゾーン（新規機能型）	P新 エリア1～4	河川（河川景観）
沿道利用対応ゾーン	沿 エリア1～2	山・丘陵（自然景観・道路景観）
生活環境改善ゾーン	生活 エリア	観光資源（自然景観）
		集落（集落景観）
		指定文化財・社寺（自然景観・集落景観）
		遠景で稜線を形成する山（区域外）

また、検証のための視点として、計画区域内に9つの視点場を設定しました。

兵庫県の景観影響評価制度を参考に、少し遠くに見えるとき、近くを通りかかったときなど様々な見え方について検証するため、各エリアの見え方を近景・中景・遠景・敷地境界付近の4種類の距離に分類して考えています。また、今回、計画区域内に各エリアが遠景に見える視点場はありませんでした。

(近景・中景・遠景・敷地境界付近の解説は次ページ)

交差点、道路、社寺など、多くの人や車が通る公共性が高い場所を視点場とすることで、生活シーンへの影響を考慮しやすくしています。

視点場とエリアの見え方の関係

視点場	エリア								
	P自1	P自2	P自3	P新2	P新3	P新4	沿1	沿2	生活
①石道自治会館	—	—	—	—	—	—	—	—	近景
②石道交差点	中景	—	近景	—	—	—	近景	—	近景
③新名神高速道路	敷地境界付近	—	—	—	—	—	—	—	—
④県道川西インター線	—	—	敷地境界付近	—	—	—	—	—	—
⑤小童寺	—	中景	—	中景	中景	中景	—	中景	—
⑥市道52号沿い	—	—	—	敷地境界付近	—	—	—	—	—
⑦素盞鳴神社(西畦野)・西畦野公会堂	—	—	—	近景	中景	—	—	—	—
⑧市道54号沿い	—	—	—	—	—	敷地境界付近	—	—	—
⑨東畦野交差点	—	中景	—	—	中景	—	—	—	—

近景：視点場から見たとき、エリアが近景に見える

中景：視点場から見たとき、エリアが中景に見える

遠景：視点場から見たとき、エリアが遠景に見える(今回は該当なし)

敷地境界付近：視点場がエリアの境界付近にある

—：視点場からエリアは見えない

視点場・視対象

近景・中景・遠景・敷地境界付近（距離による見え方の違い）

視点 景観を見る人間

視点場 視点が位置する場所

視対象 視点場から眺められる対象物

近景 身近な景観 （例）建築物の外壁の意匠、敷地の緑化状況がわかる。

視点場 敷地が視界の大半を占め、隣接地の景観の現状が読み取れる
距離（距離：50m程度）で、エリアがよく見える場所を選ぶ。

中景 近景よりも遠くに見える景観 （例）建築物の全体を捉えられる。

視点場 敷地と周辺の景観を同時に見ることができる
場所（距離：100～500m程度）を選ぶ。

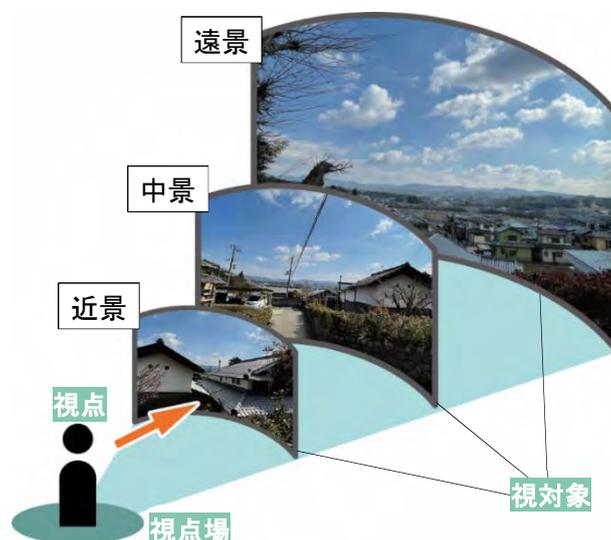
遠景 近景・中景の背景となる、より遠くを眺める景観

（例）建築物の位置・規模や背景の山の稜線との関係が読み取れる。

視点場 敷地からある程度離れた場所（距離：1km程度）で、
公共性の高さや見通しのよさを考慮して選ぶ。

敷地境界付近 近景よりもさらに近く見える景観

視点場 敷地と道路の境界が見える場所（距離：10m程度）を選ぶ。



それぞれの視点場の特徴とそこから見える景観資源は以下のとおりです。
 (視点場の位置は P. 40 の地図)

各視点場の特徴と見える景観資源

視 点 場	(a) 視点場の特徴 (b) 見える景観資源
①石道自治会館	(a) 石道集落内のメイン通り (b) 景観資源 北側に(17)素盞鳴神社（石道）、 (5)六石山・(13)石道集落が見える
②石道交差点	(a) 石道集落内の交差点（県道川西インター線が交差） (b) 景観資源 北側に(5)六石山・(13)石道集落、 北東・南東側に(6)(9)丘陵 A・Dが見える
③新名神高速道路	(a) P自1 エリアの外周となる道路沿い (b) 景観資源 北側に(9)丘陵 Dが見える
④県道川西インター線	(a) P自3 エリアの外周となる道路沿い (b) 景観資源 南側に(6)丘陵 Aが見える
⑤小童寺	(a) 西畦野集落の小高い場所にある文化財を有する寺 (b) 景観資源 (16)小童寺自体が景観資源、 南東側に(14)西畦野集落、東側に(12)明ヶ田尾山等の山が見える
⑥市道 52 号沿い	(a) P新2 エリアの外周となる道路沿い (b) 景観資源 西側に(14)西畦野集落、 北側に(18)素盞鳴神社（西畦野）が見える
⑦素盞鳴神社（西畦野） ・西畦野公会堂	(a) 地域住民を中心に多くの人が行き交う神社と施設 (b) 景観資源 (18)素盞鳴神社（西畦野）自体が景観資源
⑧市道 54 号沿い	(a) P新4 エリアの外周となる道路沿い (b) 景観資源 北側に(15)東畦野集落が見える
⑨東畦野交差点	(a) 多くの人や車が通過する交差点 (b) 景観資源 南西側に(11)岩根山等の山が見える

景観の見方の考え方

本ガイドラインでは、あるポイント（設定した視点場）からの見え方を用いて検証を行っていますが、景観は一点の場所で立ち止まって見えるものだけではありません。

たとえば、歩いてあるいは乗り物に乗って移動しているときに見える景観、角を曲がって視界が開けた瞬間に目に映る景観など、地図上ではわからず実際に現地に行くことで発見できる見方もあります。

視点場は視点（景観を見る人間）が位置する場所なので、固定された場所だけではなく、車や電車などの乗り物も視点場となります。



そのため、景観への配慮を考えるために視点場を設定する際は、地図上で視点場となるポイントを推測するだけでなく、実際に現地に行き、様々な見方を考慮して検証しましょう。

1 各エリアで想定される影響と必要な配慮

沿 沿道利用対応ゾーン内のエリア
生活 生活環境改善ゾーン内のエリア

① 石道自治会館



生活 エリアが近景に見える視点場です。

生活 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合、景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

景観資源 北側に素蓋鳴神社（石道）・六石山・石道集落

<景観への影響>

新たな建築物が
眺望を阻害する
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。



<必要な配慮>

生活 エリア内で土地利用をする際は、
眺望
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

現状

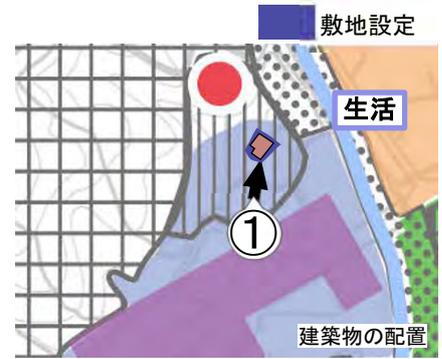


①石道自治会館から北方向を見た景観

地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

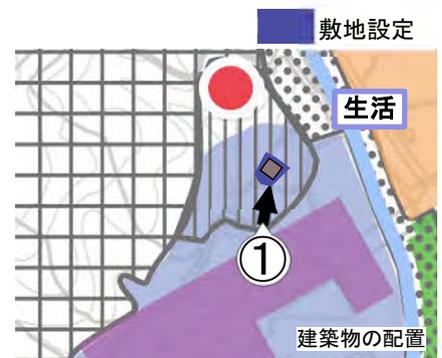
景観に配慮しなかった建築物の例

生活 エリア内 360 m²の敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 12m（一部 6m）、外壁色 5R 6/6



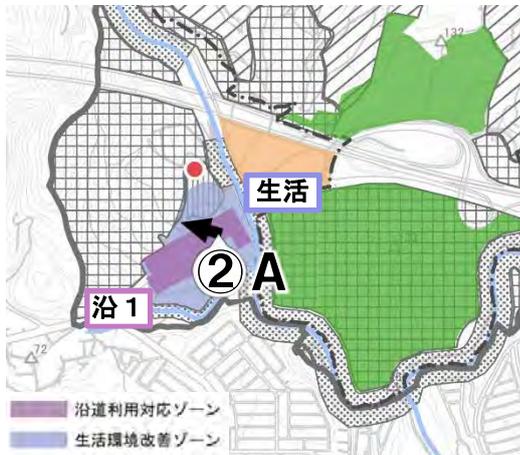
景観に配慮した建築物の例

生活 同じ敷地に戸建専用住宅が建設された場合
建ぺい率 50%、高さ 8m（2階建て）、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** **圧迫感** P. 18~20、22~38



地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

② 石道交差点 方向A（北西方向）



景観資源 北側に六石山・石道集落

沿1、**生活** エリアが近景に見える視点場です。

沿1、**生活** エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
 眺望を阻害する
 周辺の調和を乱す意匠になる
 圧迫感を生じさせる
 場合、景観に大きな影響を与えることが予想できます。

<必要な配慮>

沿1、**生活** エリア内で土地利用をする際は、
眺望
意匠
 に配慮しましょう。
 さらに、**沿1** エリア内では
圧迫感
 にも配慮しましょう。

現状

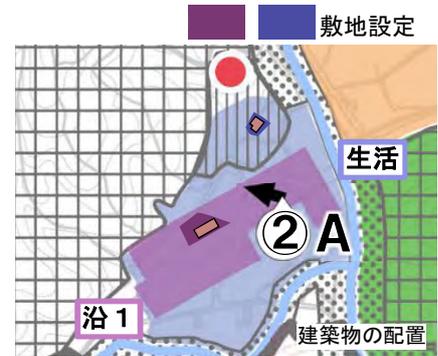


②石道交差点から北西方向を見た景観

景観に配慮しなかった建築物の例

沿 1 エリア内 2,000 m²の敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 20%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6

生活 エリア内 360 m²の敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 12m、外壁色 5R 6/6

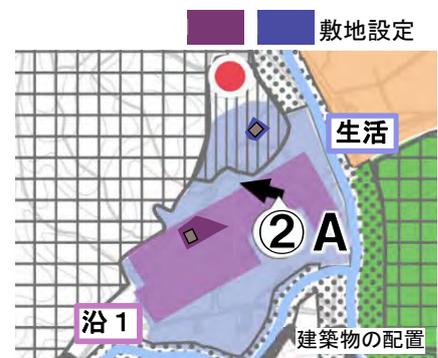


森林等に隠れて見えていない部分

景観に配慮した建築物の例

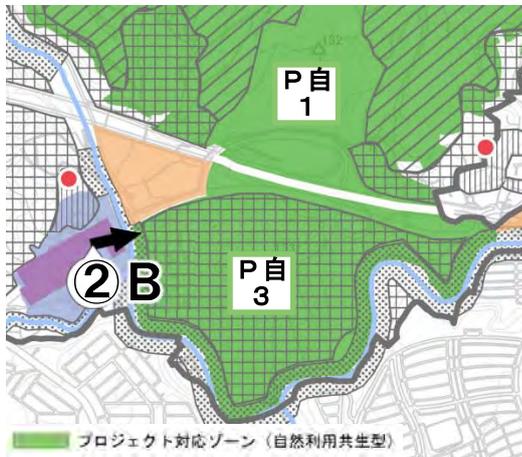
沿 1 同じ敷地にコンビニエンスストアが建設された場合
建ぺい率 13%、高さ 4 m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** **圧迫感** P. 18~20、23~38

生活 同じ敷地に戸建専用住宅が建設された場合
建ぺい率 50%、高さ 8 m (2階建て)、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~19、22~32



森林等に隠れて見えていない部分

② 石道交差点 方向B（東方向）



景観資源 北東・南東側に丘陵

P自3 エリアが近景、**P自1** エリアが中景に見える視点場です。

P自1、**P自3** エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
眺望を阻害する
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P自1、**P自3** エリア内で土地利用をする際は、
眺望
意匠
に配慮しましょう。
さらに、**P自3** エリア内では
圧迫感
にも配慮しましょう。

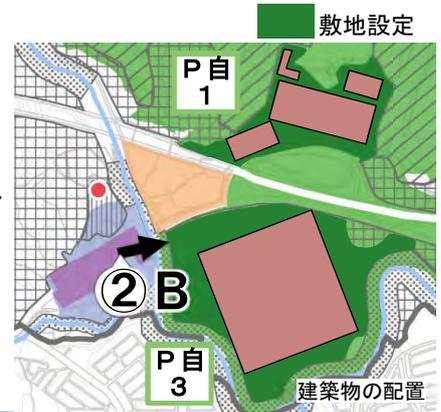
現状



②石道交差点から東方向を見た景観

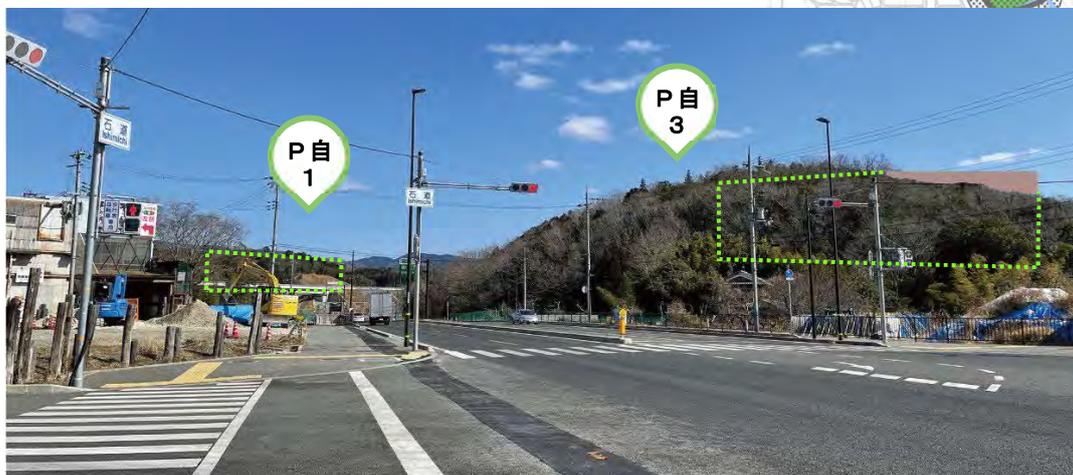
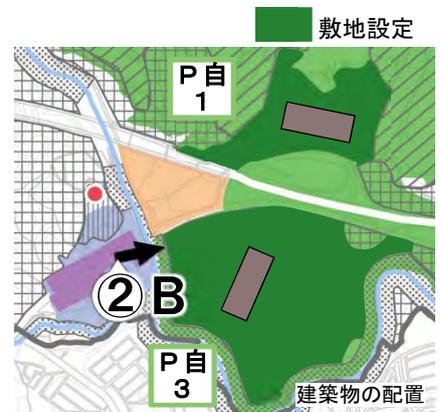
景観に配慮しなかった建築物の例

- P自1** エリア内 15ha の敷地、
- P自3** エリア内 44ha の敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

- P自1** 同じ敷地にスポーツ・レジャー施設が建設された場合
建ぺい率 10%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~32
- P自3** 同じ敷地にスポーツ・レジャー施設が建設された場合
建ぺい率 3%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** **圧迫感** P. 18~38



森林等に隠れて見えていない部分

③ 新名神高速道路



景観資源 北側に丘陵

P自1 エリアが敷地境界付近に見える視点場です。

P自1 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合、景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P自1 エリア内で土地利用をする際は、
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

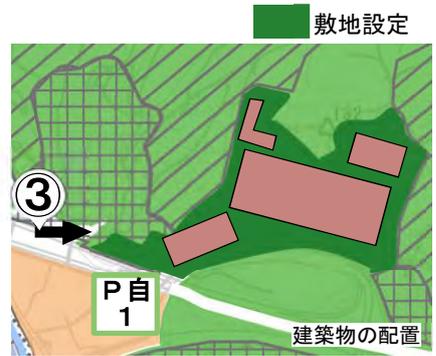
現状



③新名神高速道路から南東方向を見た景観

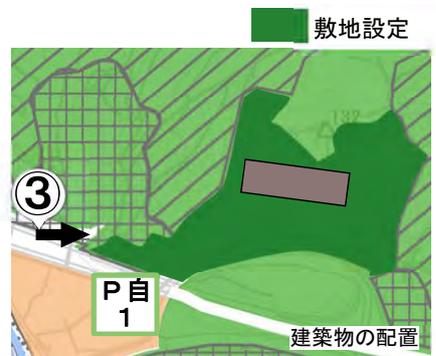
景観に配慮しなかった建築物の例

P自1 エリア内 15ha の敷地に以下の建築物が建設された場合
 建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



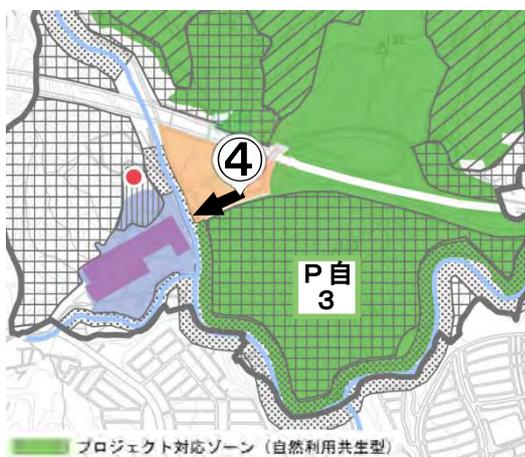
景観に配慮した建築物の例

P自1 同じ敷地にスポーツ・レジャー施設が建設された場合
 建ぺい率 10%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
 配慮 **意匠** **圧迫感** P. 23~38



森林等に隠れて見えていない部分

④ 県道川西インター線



景観資源 南側に丘陵

P自3 エリアが敷地境界付近に見える視点場です。

P自3 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

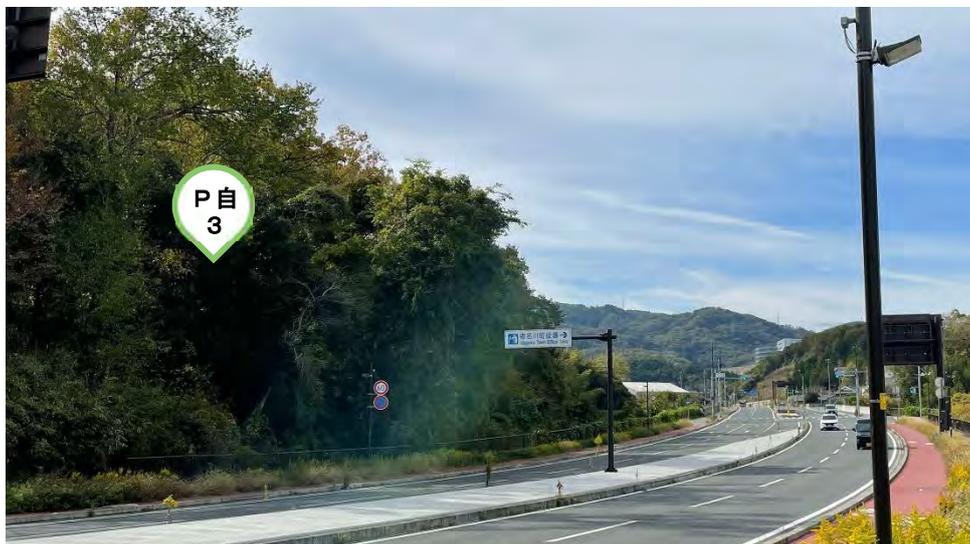
<景観への影響>

新たな建築物が
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P自3 エリア内で土地利用をする際は、
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

現状



④県道川西インター線から西方向を見た景観

地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

景観に配慮しなかった建築物の例

P自3 エリア内 44ha の敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

P自3 同じ敷地にスポーツ・レジャー施設が建設された場合
建ぺい率 3%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **意匠** **圧迫感** P. 23~38



森林等に隠れて見えていない部分

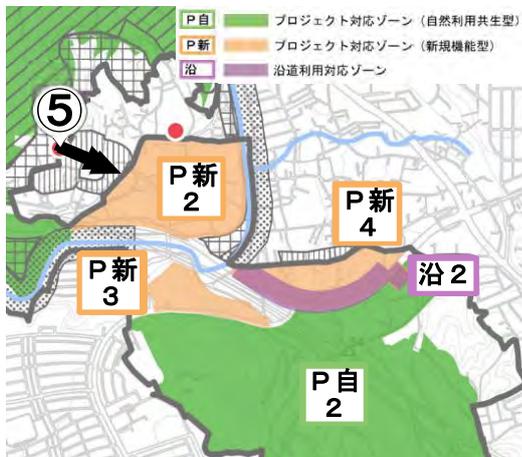
地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

P自 プロジェクト対応ゾーン（自然利用共生型）内のエリア

P新 プロジェクト対応ゾーン（新規機能型）内のエリア

沿 沿道利用対応ゾーン内のエリア

⑤ 小童寺



景観資源 小童寺自体
南東側に西畦野集落、東側に明ヶ田尾山等の山

P自2、**P新2**、**P新3**、**P新4**、**沿2**

エリアが中景に見える視点場です。

P自2、**P新2**、**P新3**、**P新4**、**沿2**

エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
眺望を阻害する
周辺の調和を乱す意匠になる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P自2、**P新2**、**P新3**、**P新4**、**沿2**

エリア内で土地利用をする際は、

眺望

意匠

に配慮しましょう。

現状

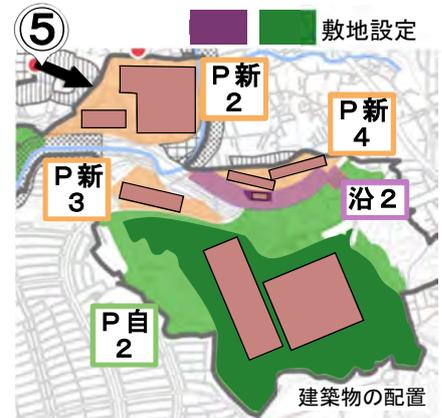


⑤小童寺から東方向を見た景観

地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

景観に配慮しなかった建築物の例

- P自2** エリア内 49ha、
- P新2** エリア全体の 13ha、 **P新3** エリア全体の 3.7ha、
- P新4** エリア全体の 2.3ha、 **沿2** エリア内 2,000㎡の敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

- P自2** 同じ敷地にスポーツ・レジャー施設が建設された場合
建ぺい率 3%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~20、23~32
- P新2** 同じ敷地に流通業務施設が建設された場合
建ぺい率 49%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~19、23~32
- P新3** **P新4** 同じ敷地に工場が建設された場合
建ぺい率 24%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~19、23~32
- 沿2** 同じ敷地にコンビニエンスストアが建設された場合
建ぺい率 13%、高さ 4m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~19、23~32



地図は基盤地図情報基本項目 (国土地理院) を加工して作成

⑥ 市道 52 号沿い 方向 A（南西方向）



景観資源 西側に西畦野集落

P新2 エリアが敷地境界付近に見える視点場です。

P新2 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P新2 エリア内で土地利用をする際は、
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

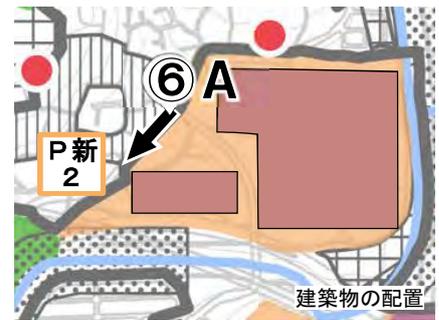
現状



⑥市道 52 号沿いから南西方向を見た景観

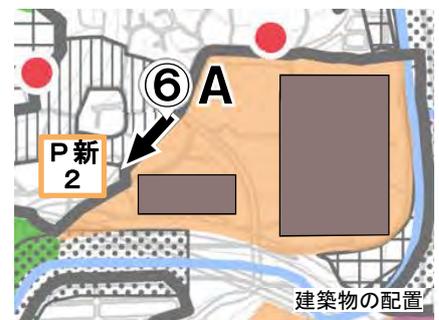
景観に配慮しなかった建築物の例

P新2 エリア全体の13haの敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率60%、高さ31m、外壁色5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

P新2 同じ敷地に流通業務施設が建設された場合
建ぺい率49%、高さ12m、外壁色5R 5/2
配慮 **意匠** **圧迫感** P. 23~38



⑥ 市道 52 号沿い 方向 B（東方向）



景観資源 北側に素蓋鳴神社（西畦野）

P新2 エリアが敷地境界付近に見える視点場です。

P新2 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合、景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P新2 エリア内で土地利用をする際は、
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

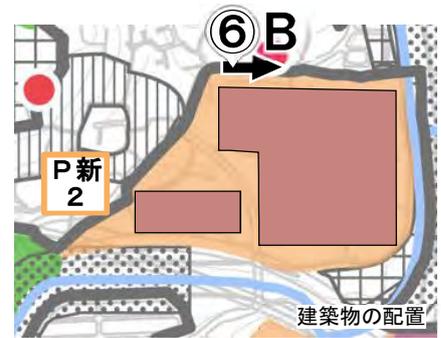
現状



⑥市道 52 号沿いから東方向を見た景観

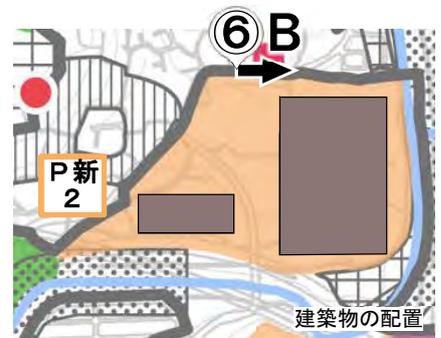
景観に配慮しなかった建築物の例

P新2 エリア全体の13haの敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率60%、高さ31m、外壁色5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

P新2 同じ敷地に流通業務施設が建設された場合
建ぺい率49%、高さ12m、外壁色5R 5/2
配慮 **意匠** **圧迫感** P. 23~38



⑥ 市道 52 号沿い 方向 C（北東方向）



景観資源 西側に西畦野集落

P新2 エリアが敷地境界付近に見える視点場です。

P新2 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P新2 エリア内で土地利用をする際は、
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

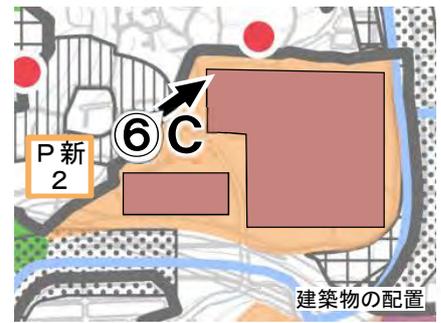
現状



⑥市道 52 号沿いから北東方向を見た景観

景観に配慮しなかった建築物の例

P新2 エリア全体の13haの敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率60%、高さ31m、外壁色5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

P新2 同じ敷地に流通業務施設が建設された場合
建ぺい率49%、高さ12m、外壁色5R 5/2
配慮 意匠 圧迫感 P. 23~38



⑦ 素盞鳴神社（西畦野）・西畦野公会堂 位置A（本殿から）



景観資源 素盞鳴神社（西畦野）自体

P新2 エリアが近景、P新3 エリアが中景に見える視点場です。

P新2、P新3 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
眺望を阻害する
周辺の調和を乱す意匠になる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P新2、P新3 エリア内で
土地利用をする際は、
眺望
意匠
に配慮しましょう。

現状



⑦素盞鳴神社（西畦野）本殿から南方向を見た景観

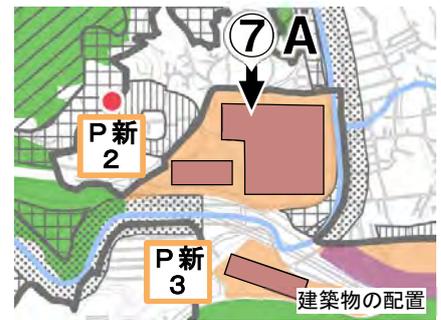
景観に配慮しなかった建築物の例

P新2 エリア全体の13haの敷地、

P新3 エリア全体の3.7haの敷地

に以下の建築物が建設された場合

建ぺい率60%、高さ31m、外壁色5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

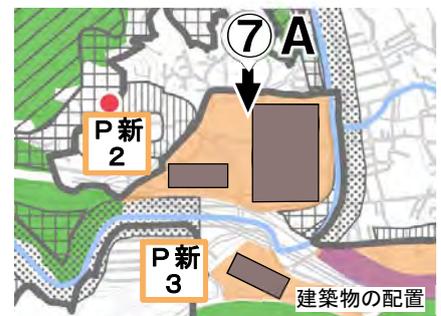
P新2 同じ敷地に流通業務施設が建設された場合
建ぺい率49%、高さ12m、外壁色5R 5/2

配慮 **眺望** **意匠** P.18、20、23~32

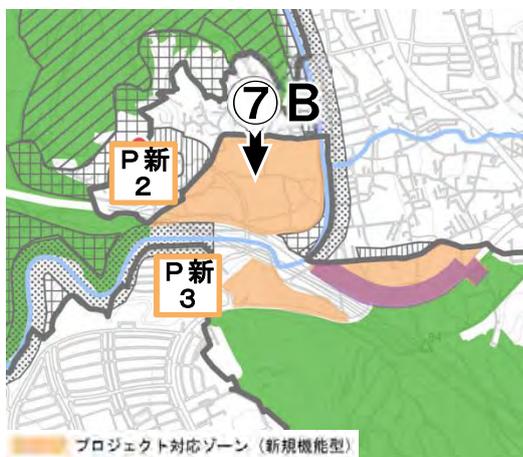
P新3 同じ敷地に工場が建設された場合

建ぺい率24%、高さ12m、外壁色5R 5/2

配慮 **眺望** **意匠** P.18、20、23~32



⑦ 素盞鳴神社（西畦野）・西畦野公会堂 位置B（鳥居から）



景観資源 素盞鳴神社（西畦野）自体

P新2 エリアが近景、P新3 エリアが中景に見える視点場です。

P新2、P新3 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
眺望を阻害する
周辺の調和を乱す意匠になる
敷地間際に長大な壁面がある
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P新2、P新3 エリア内で土地利用をする際は、
眺望
意匠
に配慮しましょう。
さらに、P新2 エリア内では
圧迫感
にも配慮しましょう。

現状

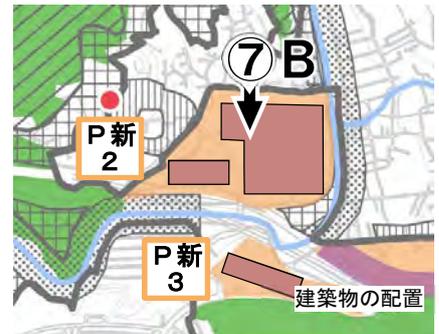


⑦素盞鳴神社（西畦野）鳥居から南方向を見た景観

地図は基盤地図情報基本項目（国土地理院）を加工して作成

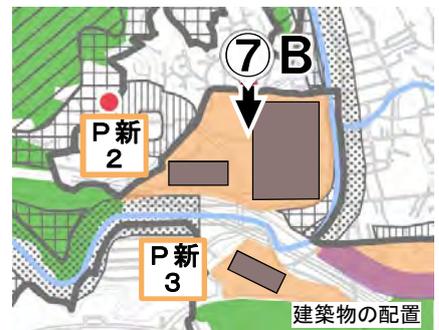
景観に配慮しなかった建築物の例

- P新2** エリア全体の13haの敷地、
 - P新3** エリア全体の3.7haの敷地
- に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



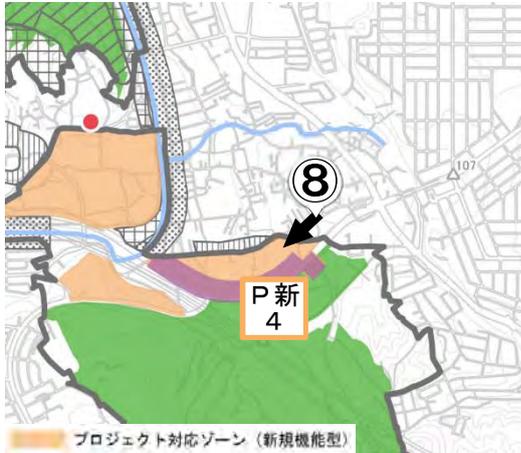
景観に配慮した建築物の例

- P新2** 同じ敷地に通業務施設が建設された場合
建ぺい率 49%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** **圧迫感** P. 18、20、22~38
- P新3** 同じ敷地に工場が建設された場合
建ぺい率 24%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18、20、23~32



地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院)を加工して作成

⑧ 市道 54 号沿い



景観資源 北側に東畦野集落

P新4 エリアが敷地境界付近に見える視点場です。

P新4 エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
周辺の調和を乱す意匠になる
圧迫感を生じさせる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P新4 エリア内で土地利用をする際は、
意匠
圧迫感
に配慮しましょう。

現状



⑧市道 54 号沿いから西方向を見た景観

地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

景観に配慮しなかった建築物の例

P新4 エリア全体の2.3haの敷地に以下の建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

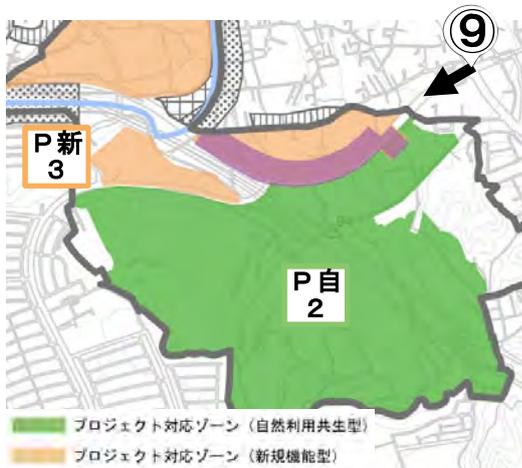
P新4 同じ敷地に工場が建設された場合
建ぺい率 24%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 意匠 圧迫感 P. 23~38



地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院)を加工して作成

- P自** プロジェクト対応ゾーン（自然利用共生型）内のエリア
- P新** プロジェクト対応ゾーン（新規機能型）内のエリア

⑨ 東畦野交差点



景観資源 西側に岩根山等の山

P自2、**P新3** エリアが中景に見える視点場です。

P自2、**P新3** エリア内に新たな建築物が建った場合、この視点場から見た景観にどのような影響があるかを考えます。

新たな建築物が景観に配慮せず建設された場合と景観に配慮して建設された場合の両方のシミュレーションを行いました。

<景観への影響>

新たな建築物が
眺望を障害する
周辺の調和を乱す意匠になる
場合、景観に大きな影響を与える
ことが予想できます。

<必要な配慮>

P自2、**P新3** エリア内で
土地利用をする際は、
眺望
意匠
に配慮しましょう。

現状

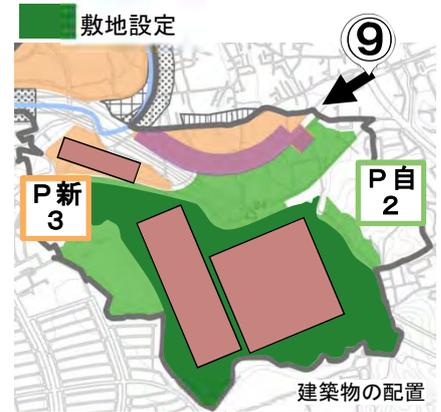


⑨東畦野交差点から南西方向を見た景観

地図は基盤地図情報基本項目
（国土地理院）を加工して作成

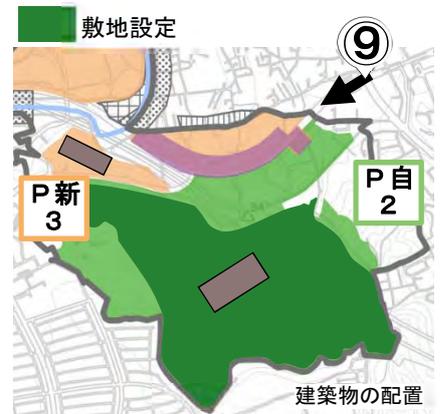
景観に配慮しなかった建築物の例

- P自2** エリア内 49ha の敷地、
- P新3** エリア全体の 3.7ha の敷地に建築物が建設された場合
建ぺい率 60%、高さ 31m、外壁色 5R 6/6



景観に配慮した建築物の例

- P自2** 同じ敷地にスポーツ・レジャー施設が建設された場合
建ぺい率 3%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~20、23~32
- P新3** 同じ敷地に工場が建設された場合
建ぺい率 24%、高さ 12m、外壁色 5R 5/2
配慮 **眺望** **意匠** P. 18~20、23~32



地図は基盤地図情報基本項目
(国土地理院) を加工して作成

2 各エリアで必要な配慮

1 各エリアで想定される影響と必要な配慮の調査・シミュレーションの結果、エリア・視点場ごとに必要と考えられる配慮は以下のとおりとなりました。

(**P新1** エリアはすでに事業中のため省略しています。)

エリア 視点場	P自 1	P自 2	P自 3	P新 2	P新 3	P新 4	沿1	沿2	生活
①石道自治会館	—	—	—	—	—	—	—	—	眺望 意匠 圧迫感
②石道交差点	眺望 意匠	—	眺望 意匠 圧迫感	—	—	—	眺望 意匠 圧迫感	—	眺望 意匠
③新名神高速道路	意匠 圧迫感	—	—	—	—	—	—	—	—
④県道川西インター線	—	—	意匠 圧迫感	—	—	—	—	—	—
⑤小童寺	—	眺望 意匠	—	眺望 意匠	眺望 意匠	眺望 意匠	—	眺望 意匠	—
⑥市道 52 号沿い	—	—	—	意匠 圧迫感	—	—	—	—	—
⑦素盞鳴神社（西畦野） ・西畦野公会堂	—	—	—	眺望 意匠 圧迫感	眺望 意匠	—	—	—	—
⑧市道 54 号沿い	—	—	—	—	—	意匠 圧迫感	—	—	—
⑨東畦野交差点	—	眺望 意匠	—	—	眺望 意匠	—	—	—	—

それぞれの視点場で必要と考えられる配慮をエリアごとにまとめ、4章の配慮方法に当てはめた結果、以下のとおりとなりました。

各エリアで土地利用をする際は、4章の図解を参考に以下の配慮を行いましょう。

4章ページ		配慮方法	エリア								
			P自1	P自2	P自3	P新2	P新3	P新4	沿1	沿2	生活
眺望への配慮	18	1. 周辺の建築物や森林と調和する高さの配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	19	2. 稜線に影響を与えない高さの配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	20	3. 段階的な高さの配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	21	4. 森林の保全の配慮	○		○						
	22	5. 良好な景観の構成要素保全の配慮	○		○						○
	23~27	6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	28~29	7. 屋外広告物の規模・意匠の配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意匠の配慮	30~31	8. 工作物・設備の意匠の配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	32	9. 夜間の照明の配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○
圧迫感への配慮	33	10. 建ぺい率・容積率、敷地面積の配慮	○		○	○		○	○		○
	34	11. 壁面の位置の配慮	○		○	○		○	○		○
	35	12. 壁面の分節化の配慮	○		○	○		○	○		○
	36~38	13. 開発区域内の緑化の配慮	○		○	○		○	○		○

3 各エリアでの配慮のイメージ

1 各エリアで想定される影響と必要な配慮では、景観に配慮した建築物の例をシミュレーションしましたが、場所が視点場から遠い場合や森林等に隠れて見えない場合は、意匠・圧迫感への配慮方法がわかりにくいものがありました。そこで、特に意匠・圧迫感への配慮について、「土地利用計画」のゾーンごとに必要な配慮を行ったイメージ図を掲載します。

また、1つの配慮方法を採用するだけでは十分な景観への配慮とはならず、複合的に配慮方法を取り入れ、総合的に配慮することが重要です。

土地利用をする際は、5章のシミュレーションと以降のイメージ図を参考に、4章の配慮方法を複合的に採用し景観へ配慮しましょう。

①プロジェクト対応ゾーン（自然利用共生型）

想定する用途：スポーツ・レジャー施設の管理施設と付帯する宿泊施設

配慮しなかった例

工作物・設備（屋上設備や配管）
の露出

統一感がなく、
バラバラな色使い

大きく派手な色合い
の広告物

屋根形状がバラバラ



配慮した例

工作物・設備（屋上設備や配管）
を隠す（P. 30～31）
→調和のとれた外観

色彩（色相等）の統一（P. 23～26）
→調和のとれた外観

壁面の一部の
色彩を変更（P. 35）
→圧迫感の軽減

屋根形状の統一（P. 27）
→調和のとれた外観

小面積で彩度の低い広告物（P. 28～29）
→落ち着いた外観

敷地内の緑化（P. 36～38）
→突出した印象の緩和



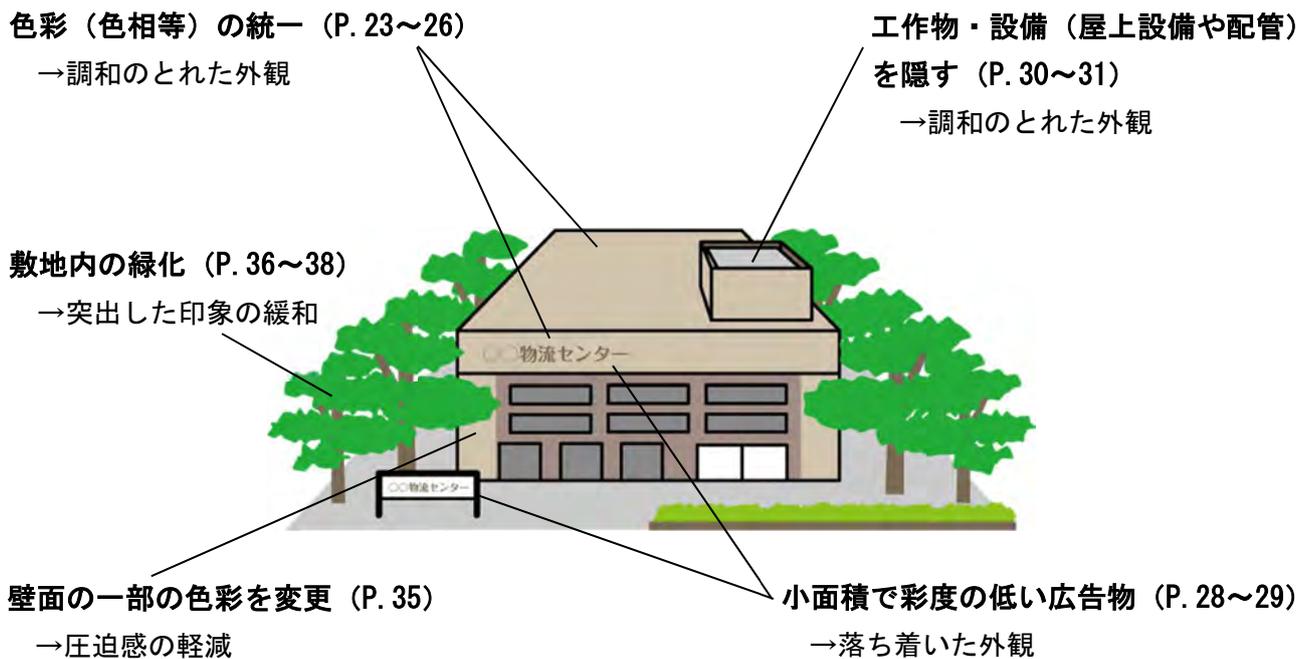
②プロジェクト対応ゾーン（新規機能型）

想定する用途：流通業務施設

配慮しなかった例



配慮した例



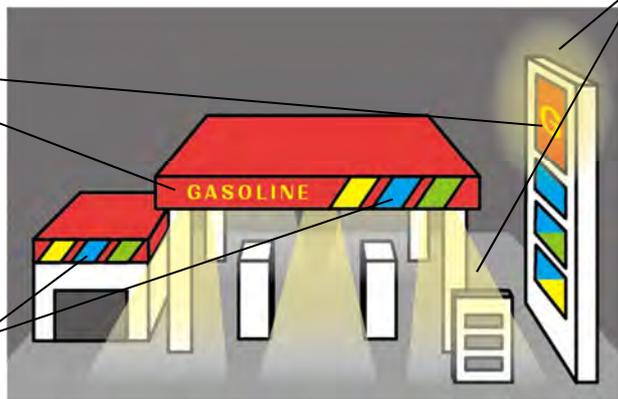
③沿道利用対応ゾーン

想定する用途：ガソリンスタンド

配慮しなかった例

派手な色合い
の広告物

コントラストの強い色
の組み合わせ

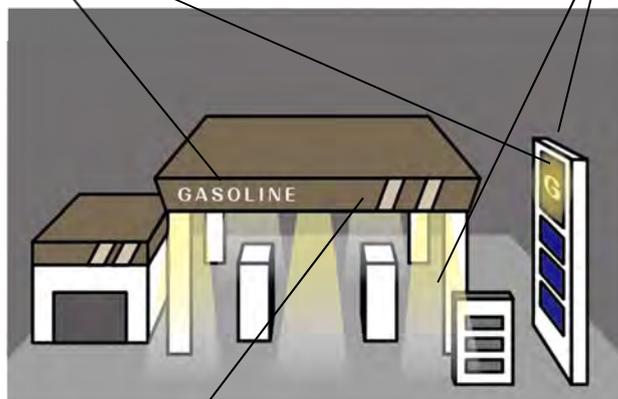


周辺に配慮されていない
照明の光量・向き

配慮した例

建築物と統一した彩度の低い広告物
(P. 28~29)
→落ち着いた外観

光の量や向きの抑制 (P. 32)
周辺環境への影響の軽減



色彩（色相等）の統一 (P. 23~26)
→調和のとれた外観

④生活環境改善ゾーン

想定する用途：戸建専用住宅

配慮しなかった例

周辺の建築物と
調和しない色彩

周辺の建築物と異なる
屋根や柵・塀の形状

色数が多く
派手な色合い



配慮した例

色彩（色相等）の統一（P. 23～26）
→調和のとれた外観

屋根形状の統一（P. 27）
→周辺と調和した外観

敷地内の緑化（P. 36～38）
→周辺と調和した外観

壁面の後退（P. 34）
→前面道路への圧迫感の軽減

周辺に合わせた柵・塀の設置（P. 31）
→調和のとれた外観



4 まとめ

本ガイドラインでは、計画区域内の景観や土地利用をする際の景観への配慮方法について紹介してきました。土地利用をする際は、本ガイドラインを参照して計画区域内とその周辺の景観に配慮し、建築物の建築や工作物の設置を行いましょう。

また、本ガイドラインは関連する「地区計画の規制基準」における、景観に関する参考資料となっています。

次ページでは、本ガイドラインと「地区計画の規制基準」の相互に関連するページを対応表にまとめました。景観に関する基準とそれに対応する配慮方法を確認できます。

本ガイドラインと「地区計画の規制基準」のページ対応表

景観基準ガイドライン		地区計画の規制基準	
ページ	配慮方法	ページ	審査基準
P. 18	1. 周辺の建築物や森林と調和する高さの配慮 2. 稜線に影響を与えない高さの配慮 3. 段階的な高さの配慮	P. 53	5 (建築物等の高さの最高限度)
P. 19		P. 66	(3)「ただし書き」適用に関する事項の基準
P. 20			
P. 21	4. 森林の保全の配慮	P. 64	17 (森林の保全)
P. 22	5. 良好な景観の構成要素保全の配慮	P. 65	18 (良好な景観構成要素の保全)
P. 23 ~27	6. 建築物等の屋根・外壁の意匠の配慮	P. 54	6 (建築物等の屋根及び壁面の色彩と意匠)
P. 28 ~29	7. 屋外広告物の規模・意匠の配慮	P. 55	8 (屋外広告物)
P. 30 ~31	8. 工作物・設備の意匠の配慮	P. 54	7 (建築物の付帯設備及び施設の配置と意匠)
		P. 63	16 (かき又はさく)
P. 32	9. 夜間の照明の配慮	P. 55	9 (夜間照明)
P. 33	10. 建ぺい率・容積率、敷地面積の配慮	P. 50 ~51	1 (容積率の最高限度) 2 (建蔽率の最高限度) 3 (敷地面積の最低限度)
P. 34	11. 壁面の位置の配慮	P. 52	4 (壁面の位置の制限)
P. 36 ~38	13. 開発区域内の緑化の配慮	P. 56	10 (緑化率)
		P. 57	11 (予定建築物等と緑地の配置)
		P. 58	12 (周辺緑地)
		P. 60	13 (造成法面の緑化修景)
		P. 61	14 (擁壁等の緑化修景)
		P. 62	15 (駐車場等の緑化修景)

新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画
に係る景観基準ガイドライン **資料編**

川西市

目次

1章 机上調査	82
1 既存資料からの分析.....	82
2 市民等が描いた絵・撮影した写真からの分析.....	90
2章 現地調査	95
1 河川.....	97
2 山・丘陵.....	101
3 観光資源.....	105
4 集落.....	108
5 指定文化財・社寺.....	115
6 建築物.....	117

1章 机上調査

ガイドライン本編3章 P.7

既存資料等を用いて、計画区域とその周辺における地形・自然や土地・建築物の状況の把握を行いました。

1 既存資料からの分析

(1) 地勢の状況

地勢図を用いて、計画区域とその周辺の地勢を調査しました。

- ・ 計画区域は丘陵部に位置しています。
- ・ 計画区域とその周辺には一庫大路次川・猪名川の2つの河川が流れており、計画地南部で合流しています。
- ・ 計画区域とその周辺では、西側の六石山・北東側の城山は標高が高く、計画区域から見る景観の背景となっています。

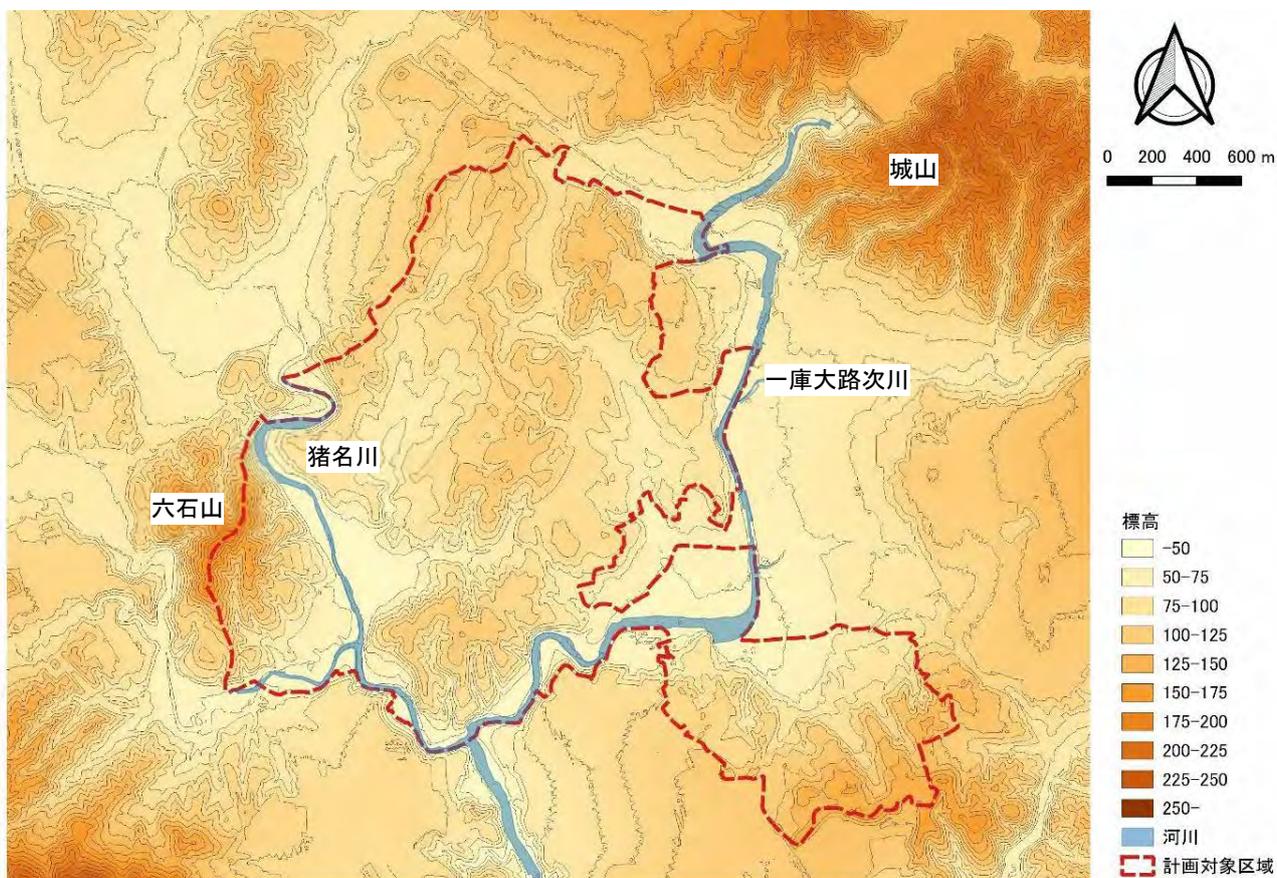


図 計画区域の地勢

令和3（2021）年7月～令和4（2022）年3月調査

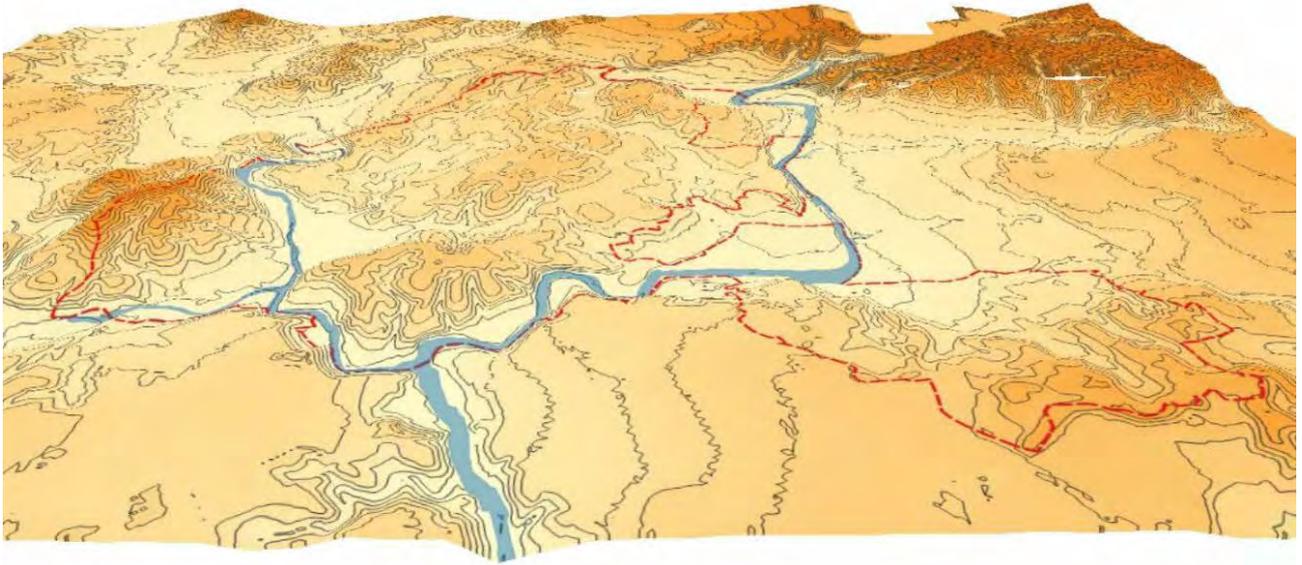


図 南から見た計画区域の地勢（3D）

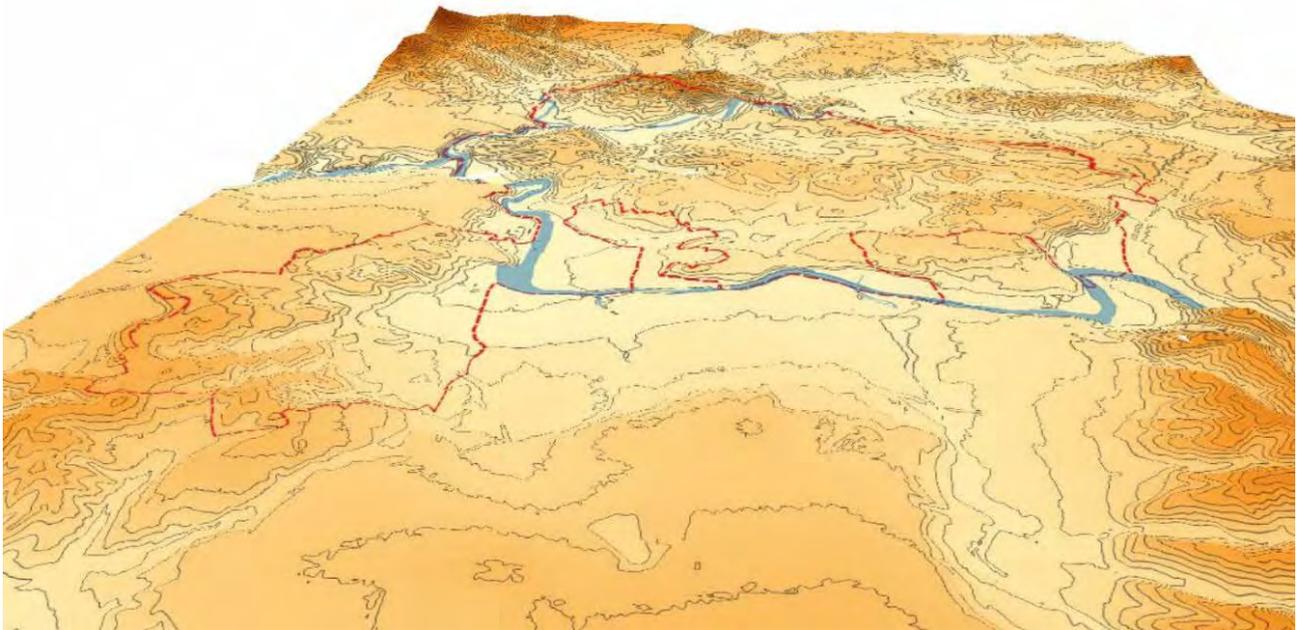


図 東から見た計画区域の地勢（3D）

令和3（2021）年7月～令和4（2022）年3月調査

(2) 法規制区域の状況

都市計画基礎調査の結果を用いて、計画区域とその周辺にどのような法規制区域があるかを調査しました。

- ・ 計画区域内の六石山には、一部保安林が指定されています。
- ・ 計画区域外北東の城山周辺は近郊緑地保全区域に指定されています。
- ・ 計画区域外北東の知明湖（一庫ダム）周辺は県立自然公園区域となっています。

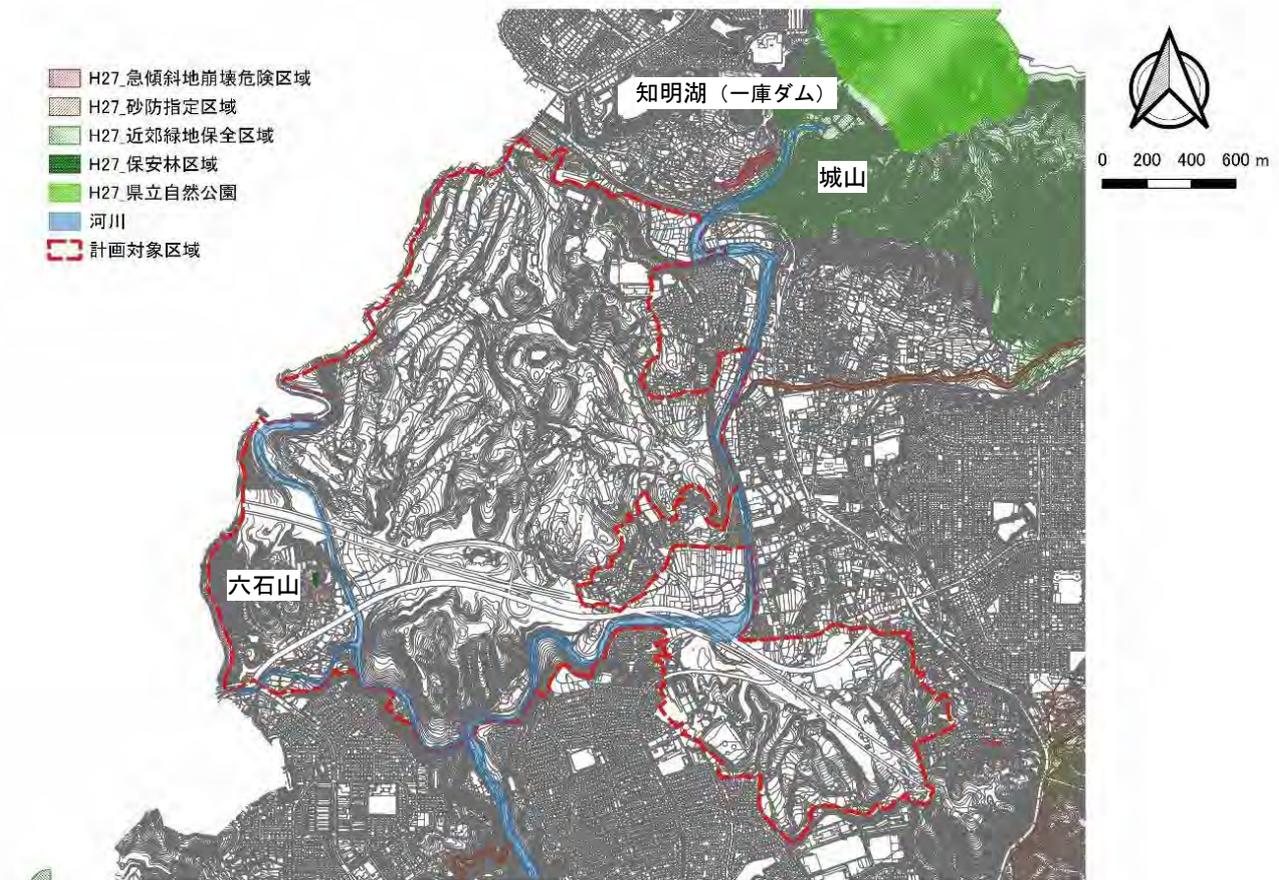


図 都市計画基礎調査 土地利用規制状況調査の結果

令和3（2021）年7月～令和4（2022）年3月調査

(3) 土地利用の状況

都市計画基礎調査の結果を用いて、計画区域とその周辺でどのような土地利用がされているかを調査しました。

- ・計画区域内では、丘陵部で空地系の土地利用（ゴルフ場）が行われているほか、集落部で田畑の土地利用が多くなっています。
- ・平成 27（2015）年から令和元（2019）年にかけての土地利用の変動としては、新名神高速道路の整備による変化が見られます。

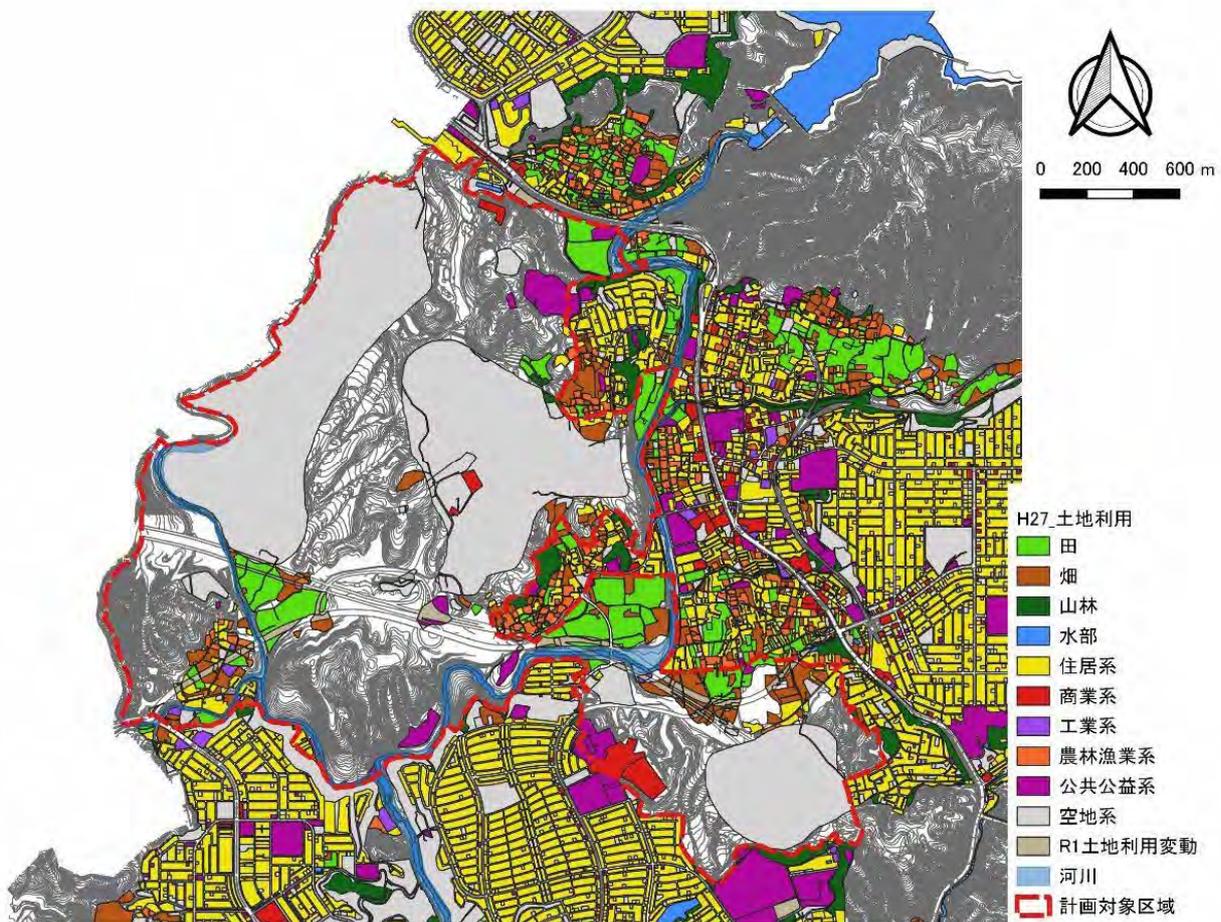


図 都市計画基礎調査 土地利用状況調査の結果

令和3（2021）年7月～令和4（2022）年3月調査

(4) 建築物用途の状況

都市計画基礎調査の結果を用いて、計画区域とその周辺で建築物がどのような用途で利用されているかを調査しました。

- ・ 計画区域内では、主に集落部で住居施設・農林漁住宅としての利用が見られます。
- ・ 市街化調整区域であるため建築物は少ないですが、他には特殊商業施設（ゴルフ練習場、温浴施設）、文化教育施設（高校）、医療福祉施設（老人ホーム）などの用途が見られます。

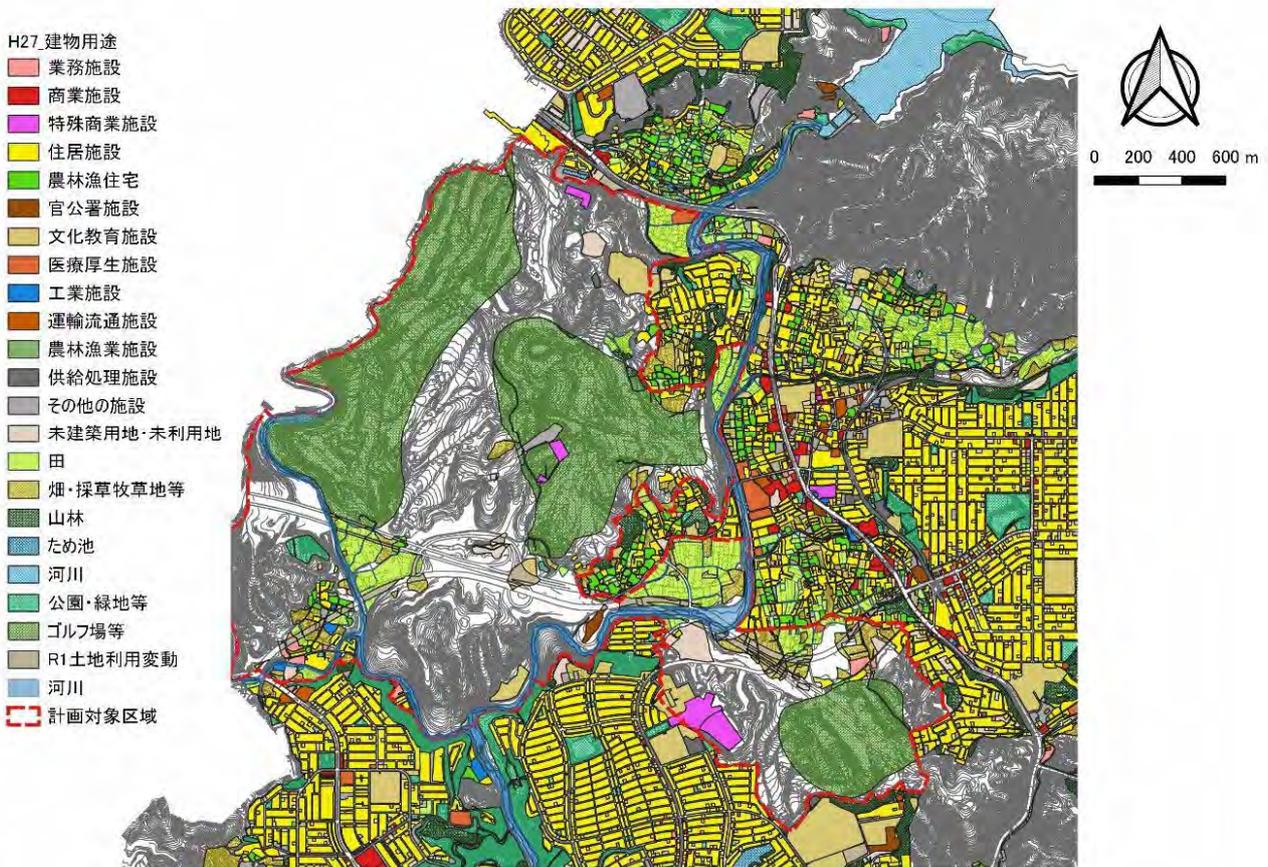


図 都市計画基礎調査 建物現況調査の結果

令和3（2021）年7月～令和4（2022）年3月調査

(5) 建築物の築年数の状況

都市計画基礎調査の結果を用いて、計画区域とその周辺の建築物の築年数を調査しました。

- ・計画区域内では平成 20（2008）年以前に建てられた建築物が大半を占めており、それ以降に建設されたものは新名神高速道路関連施設や石道地区でいくつか確認できる程度です。

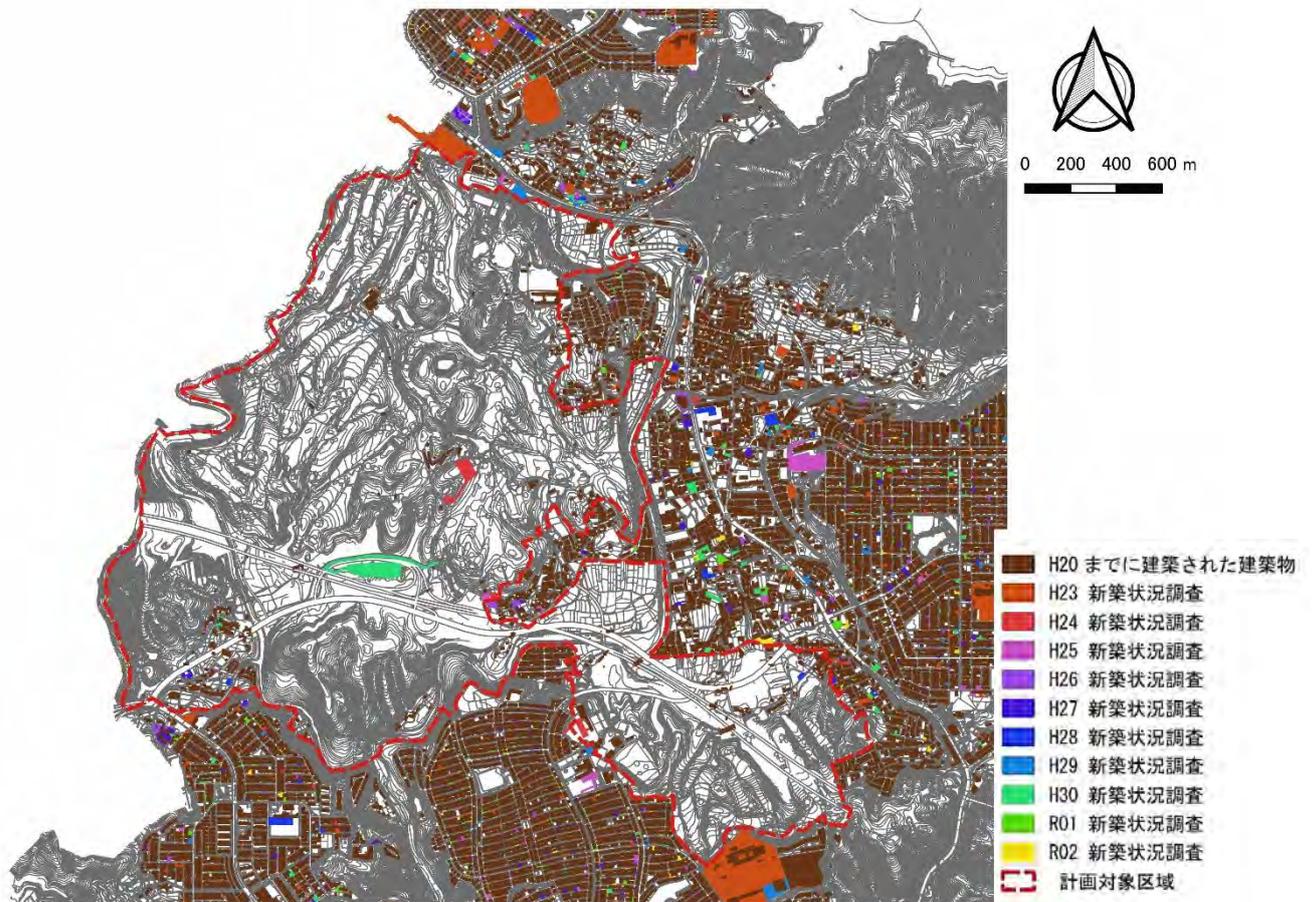


図 建築物の築年数

令和 3（2021）年 7 月～令和 4（2022）年 3 月調査

(6) 観光・集客に関する施設の状況

計画区域とその周辺において、国土交通省が公開している国土数値情報における観光資源・地場産業関連施設・集客施設などの観光・集客に関する施設と、兵庫県オープンデータにおける地域遺産を調査しました。(定義はページ下部のとおり)

- ・計画区域内には、山の原ゴルフクラブ・鳴尾ゴルフ倶楽部・天然温泉石道、地場産業施設のグリーンファーム川西西畦野があります。

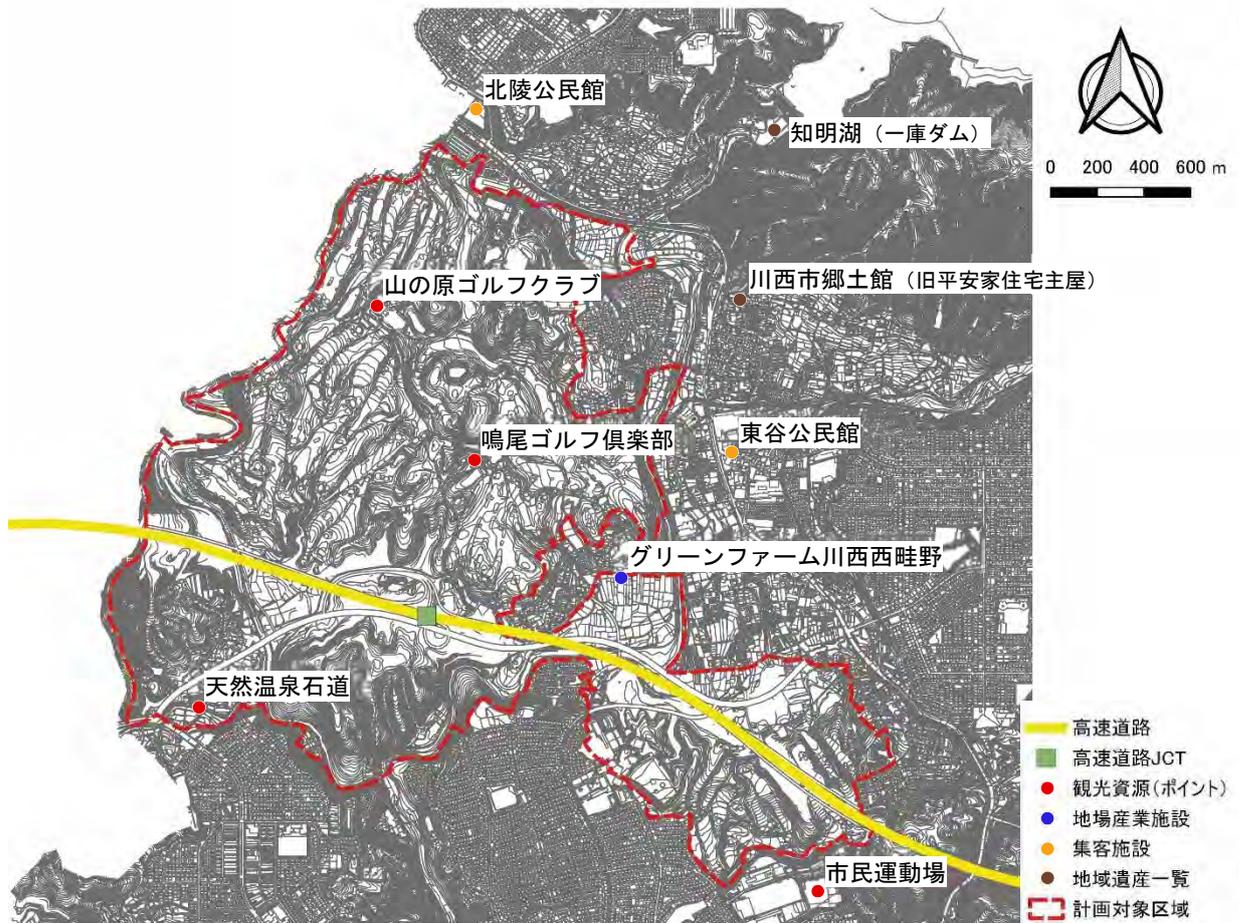


図 観光・集客に関する施設の状況

令和3(2021)年7月～令和4(2022)年3月調査

観光資源：(財)日本交通公社が設置した観光資源評価委員会が検討・選定し作成した観光資源台帳に掲載されている観光資源のうち評価ランクがA級以上のもの、観光庁が保有する各都道府県の観光地点等に関する情報を整備した観光地点等名簿に記載されているもの

地場産業関連施設：農林水産業の六次産業化に関する直売所、直営レストラン、体験施設(農林漁業体験民宿、市民農園)

集客施設：交流拠点の形成や周辺の地域資源を加えた「交流ゾーンの拠点」となる施設
(例 アトラクションや展示会など催事を開催できる空間(部屋)を有する施設、興業やスポーツが観覧できる観覧席を有する施設など)

地域遺産：過去からの自然や人の営みの所産が、文化・自然等様々な分野において有形・無形の様々な形態で今に継承されているもの、その土地にしかない文化や自然などの資源

(7) 歴史・文化に関連する施設の状況

計画区域とその周辺において、歴史・文化に関連する施設として、指定文化財（国・県・市指定）と社寺を調査しました。

- ・計画区域とその周辺の集落に隣接して素盞鳴神社（西畦野）、小童寺があります。特に小童寺は、指定文化財を有し、川西市の観光マップ・観光施設ガイドにも掲載されるなど、特に重要な資源となっている。

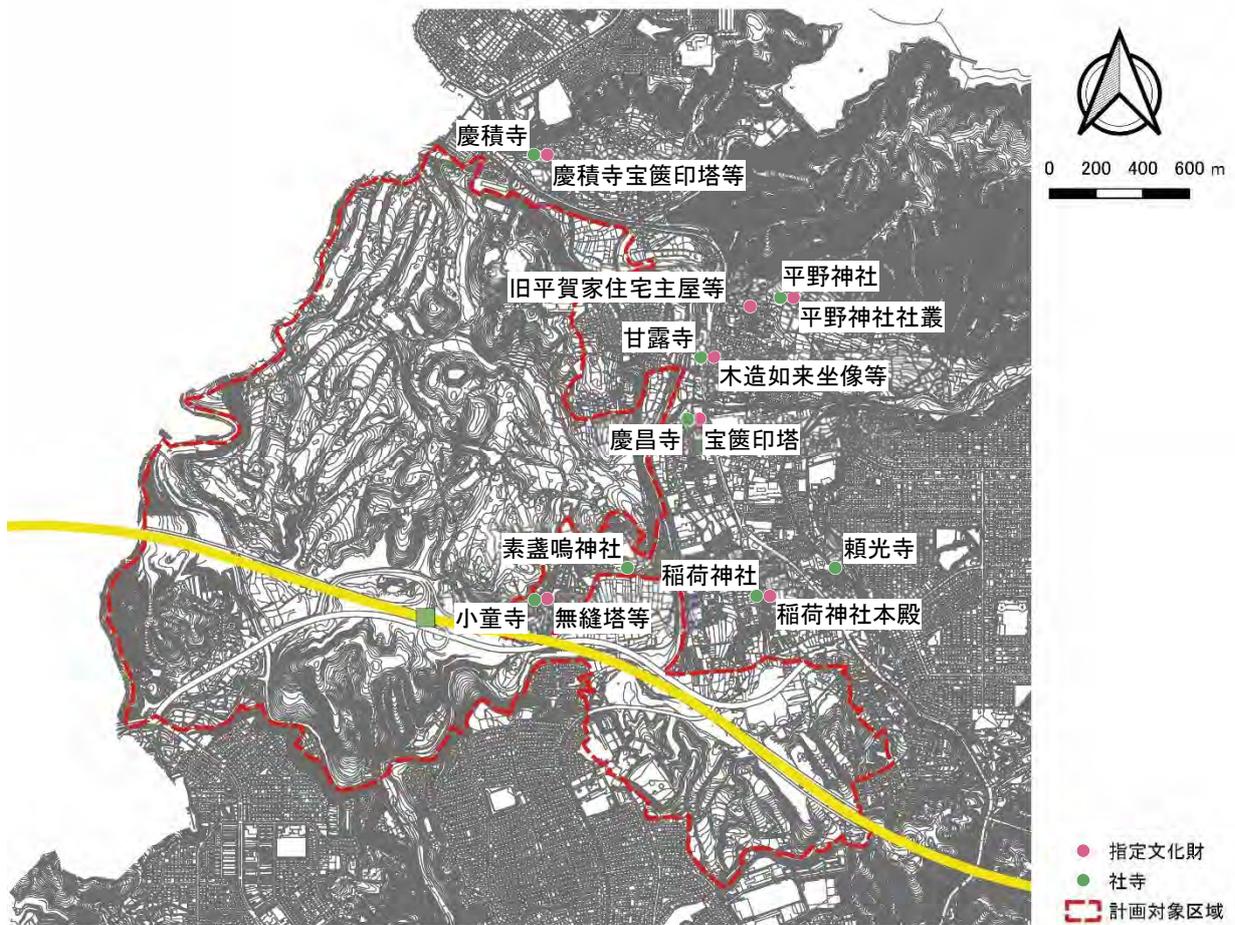


図 指定文化財・社寺の状況

令和3（2021）年7月～令和4（2022）年3月調査

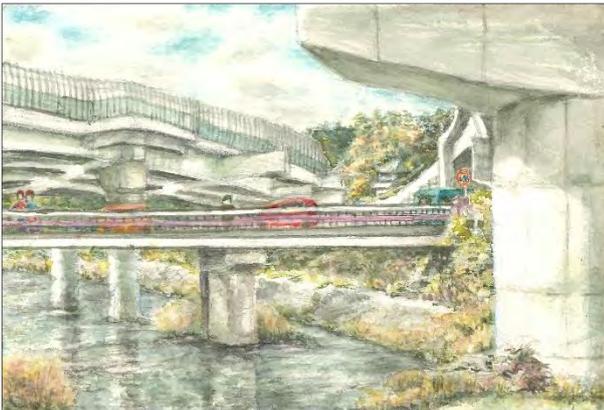
2 市民等が描いた絵・撮影した写真からの分析

川西市では、平成 23（2011）年から令和 3（2021）年まで、市民等（市外在住者を含む）を対象に市内の景観を描いた絵の募集を計 10 回、市民等が川西市内の景観を撮影した写真の募集を計 5 回行いました。資料編には、計画区域とその周辺の景観が対象となった作品のうち、比較的近年の作品を中心に掲載します。

作品に描かれた・撮影された景観は自然景観が多く、これらが市民等に親しまれてきた景観であることがわかります。

（1）河川景観・自然景観

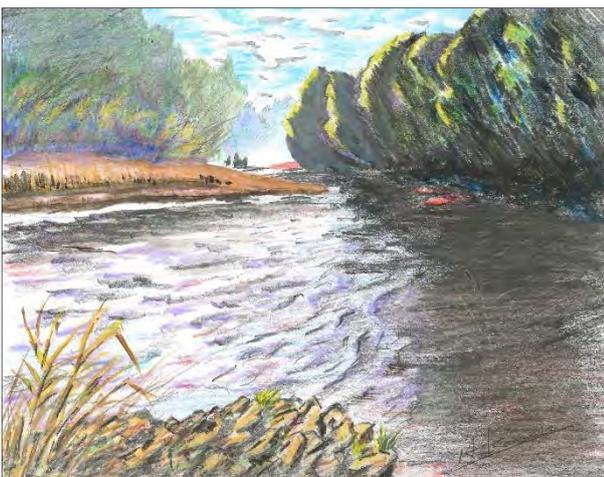
「新名神高速道路にかこまれた文珠橋」



「一庫大路次川堰の桜並木」



「早春の一庫大路次川」



「一庫大路次川」



「大路次川の散歩道」



「清流」(文珠橋付近)



(2) 自然景観・集落景観

西畦野

「西畦野の田んぼ風景」



「一庫大路次川沿いの道での風景」



「西畦野の素盞鳴神社遠望」



「人とつくる美しき自然」



「心安らぐのどかなまちなみ」



「この空の下で」



「石垣のある小童寺」



「小童寺の桜」



「鎮守の森」



「忠孝山小童寺」

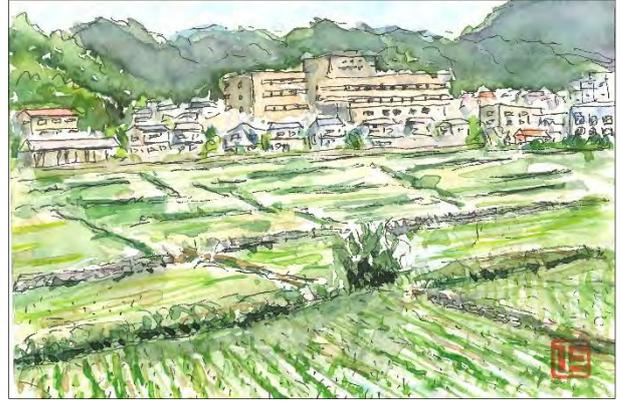


東睦野

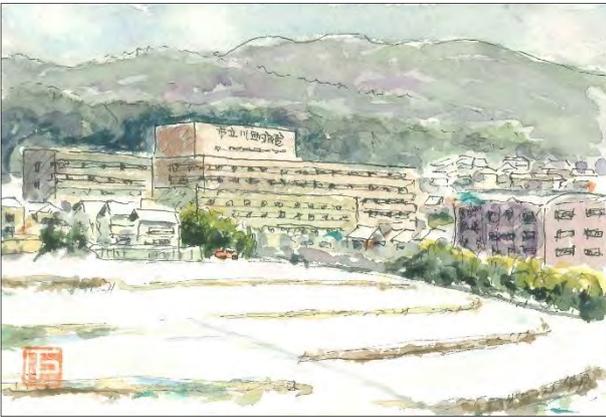
「東睦野の田園風景」



「東睦野の水田風景」



「雪景色の川西病院」



「雪景色」



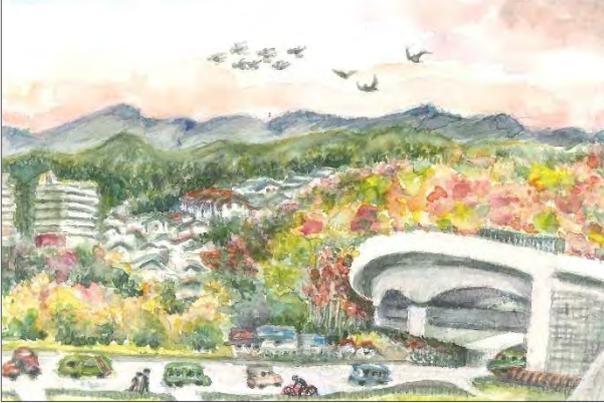
石道

「石道地区の彼岸花」



(3) 道路景観・自然景観

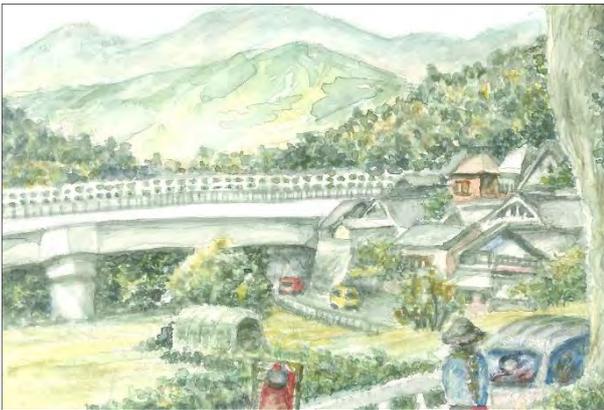
「秋の一庫大路次川沿いの風景」



「高速道路の先には」



「新名神高速道路開通後の西畦野」



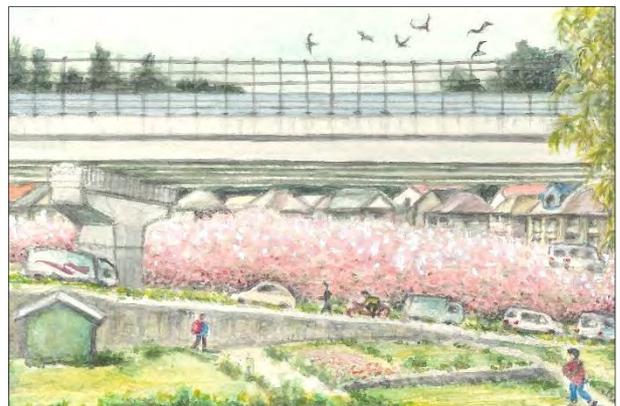
「新名神が通る石道」



「新名神高速道路」



「清流台の桜」



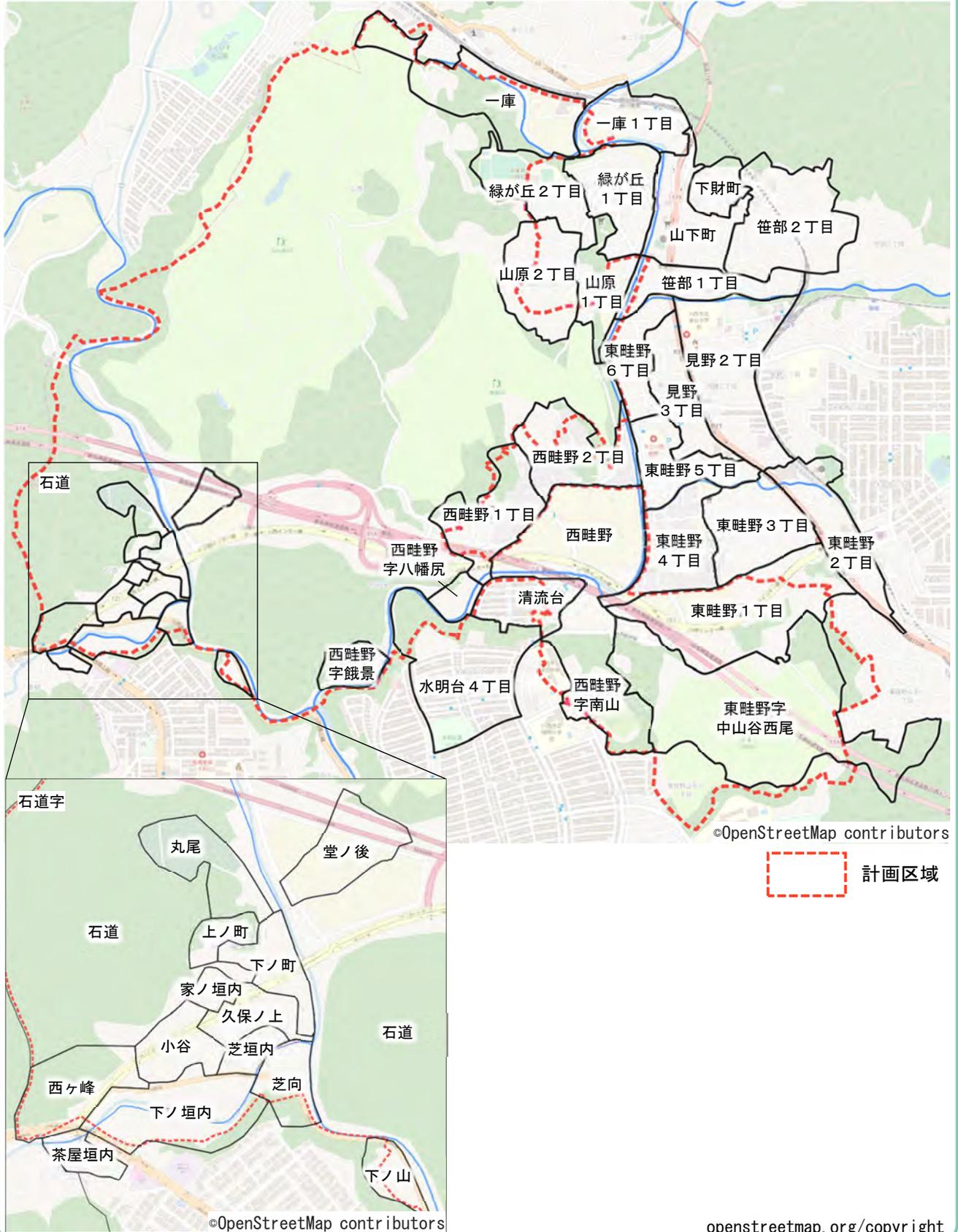
2章 現地調査

ガイドライン本編3章 P.8

1章 机上調査の結果をもとにした景観資源候補について、現地調査を行いました。現地調査で初めて確認できた景観資源候補も含め、調査の対象となったものは以下のとおりです。

要素	景観資源候補	調査で注目した点
河川	一庫大路次川	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋からの川の見え方 ・ 沿川の景観 ・ 付近の道路・橋の見え方
	猪名川	
	その他支川	
山	六石山（保安林）	・ 保安林の緑の状態
	丘陵	・ 丘陵の緑の状態
	城山・一庫ダム周辺 計画区域外の山の稜線	・ 計画区域内から見た遠景
観光資源	天然温泉石道	・ 周辺の景観との関係
	山の原ゴルフクラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の見え方 ・ 周辺の景観との関係
	鳴尾ゴルフ倶楽部	
	その他スポーツ施設	
集落	石道集落	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の屋根・外壁・柵・植栽などの意匠と状態 ・ 周辺の景観との関係
	西畦野集落	
	東畦野集落	
指定文化財社寺	小童寺	・ 建築物等の見え方
	素盞鳴神社（石道）	・ 周辺の景観との関係
	素盞鳴神社（西畦野）	・ 参道の状態
建築物	高校	・ 幹線道路からの建築物の見え方
	福祉施設	

計画区域とその周辺の字の位置図



1 河川

調査対象の位置



一庫大路次川

- ・ 計画区域の東・南側を流れる川で、西畦野と清流台の境界で猪名川に合流しています。
- ・ 緑豊かな自然の中を流れており、河川景観を阻害する要素は確認できませんでした。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

①西畦野字餓景

山間部を流れる一庫大路次川が見えます。
河川景観を阻害する要素は確認できませんでした。

②西畦野字八幡尻



③西畦野

桜並木と県道川西インター線が見えます。



④西畦野 文珠橋から西方向の見え方



⑤西畦野 2丁目 東中橋から南方向



⑥西畦野と東畦野 6丁目の境界 多嘉橋から北方向の見え方



⑦西畦野と東畦野 4丁目の境界 北方向の見え方



猪名川

- ・計画区域の西側を流れる川です。
- ・緑豊かな自然の中を流れており、河川景観を阻害する要素は確認できませんでした。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

<p>⑧石道</p> 	<p>⑨石道 六石山の麓・新名神高速道路が見えます。</p> 
<p>⑩石道 石道大橋から北方向の見え方</p> 	<p>⑪石道字下ノ町 県道川西インター線から南方向の見え方</p> 
<p>⑫石道字芝向</p> 	<p>⑬石道字下ノ山</p> 

その他支川（野尻川）

- ・ その他の支川として計画区域の南西側を流れる野尻川が挙げられます。
- ・ 清和大橋の下に河川景観を阻害する要素である落書きが確認できました。

→河川景観を阻害する要素があるため、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しておらず、景観形成に貢献しているとは言えません。

⑭石道字西ヶ峰



⑮石道 清和大橋

橋の下には落書きがあります。

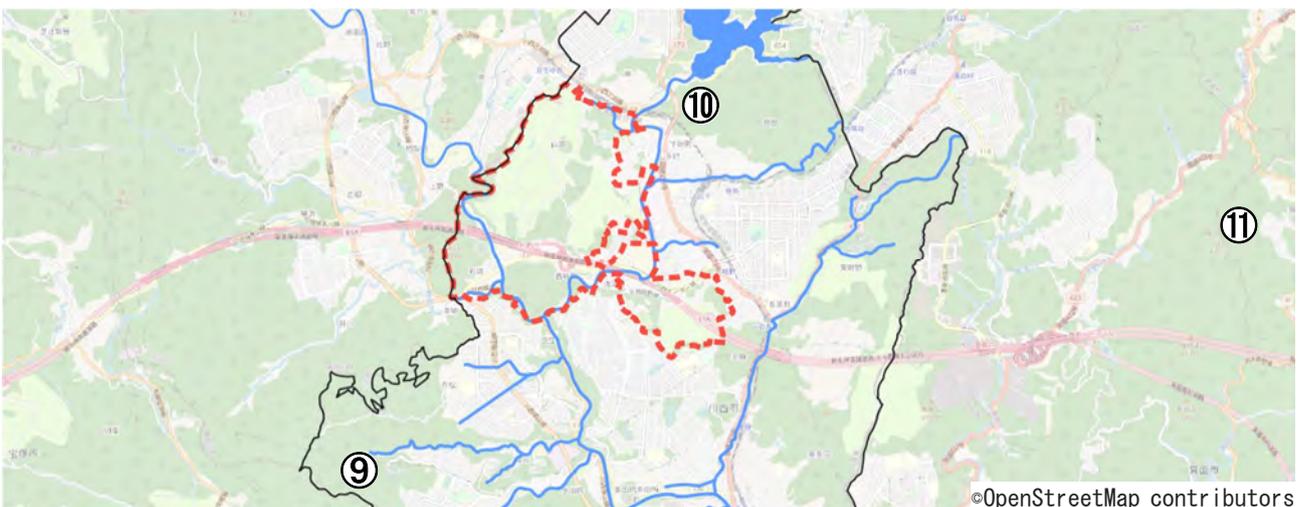
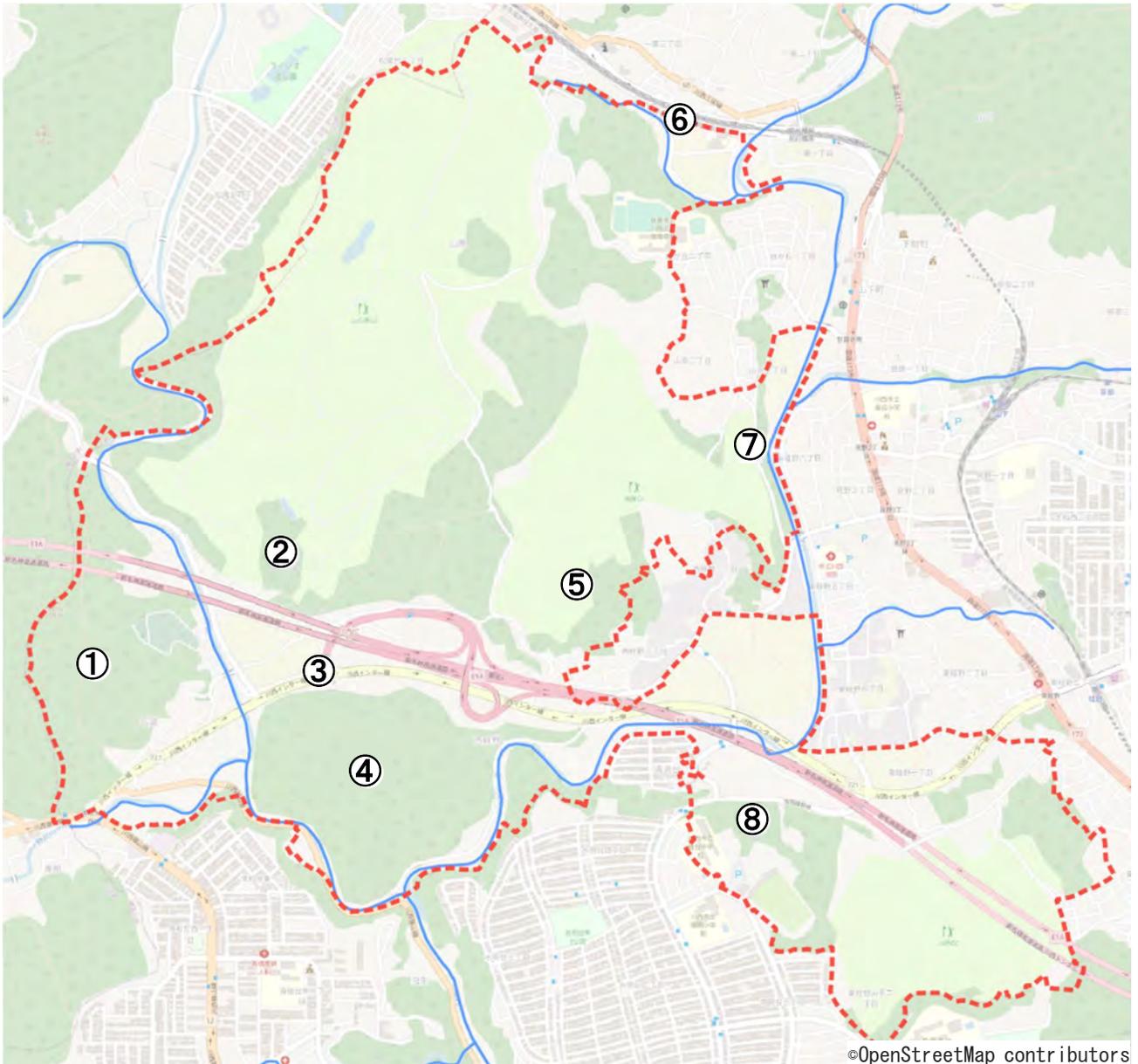


⑯石道字芝向と芝垣内の境界
石道橋から北方向の見え方



2 山・丘陵

調査対象の位置



 計画区域

©OpenStreetMap contributors
openstreetmap.org/copyright

六石山

- ・ 計画区域の西側にある山です。
- ・ 素盞鳴神社（石道）の杜であり、保安林にもなっています。
- ・ 緑の状態について、石道集落内から見た場合、東側から見た場合ともに良好です。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。



丘陵

- ・ 計画区域内には丘陵が点在しており、稜線を形成しています。
- ・ 丘陵②・④・⑤・⑦は緑の状態も良好で、計画区域内から見る背景の緑や稜線となっており、自然景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・ 丘陵③・⑥には広告物が設置されており、数が多く自然景観を阻害する要素となっています。
- ・ 丘陵⑧はすぐ手前の稜線に近い位置に新名神高速道路が走っており、自然景観を望むことが難しい状態です。

→丘陵②・④・⑤・⑦は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

丘陵③・⑥・⑧は

自然景観を阻害する要素があるため、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しておらず、景観形成に貢献しているとは言えません。

②山の原ゴルフクラブ外周の丘陵（IC 付近）
高速道路からも丘陵が見えます。



③県道川西インター西交差点付近の丘陵
多くの広告物が設置されています。



④石道下ノ山地区の丘陵
一庫大路次川・猪名川・新名神高速道路に
囲まれています。



⑤鳴尾ゴルフ倶楽部外周の丘陵（IC 付近）



⑥山原・一庫付近の丘陵
多くの広告物が設置されています。



⑦鳴尾ゴルフ倶楽部外周の丘陵
（一庫大路次川付近）



⑧緑台中学校付近の丘陵
すぐ手前に新名神高速道路が見えます。



遠景で稜線を形成する山（計画区域外）

- ・ 計画区域の北側では、城山・一庫ダム周辺の山が稜線を形成しています。
- ・ 計画区域の南西側では、岩根山（赤松）等が稜線を形成しています。
- ・ 計画区域の東側では、明ヶ田尾山（豊能町）等が稜線を形成しています。
- ・ これらの山は計画区域内から見た景観の遠景となっており、いずれも自然景観を阻害する要素は確認できませんでした。

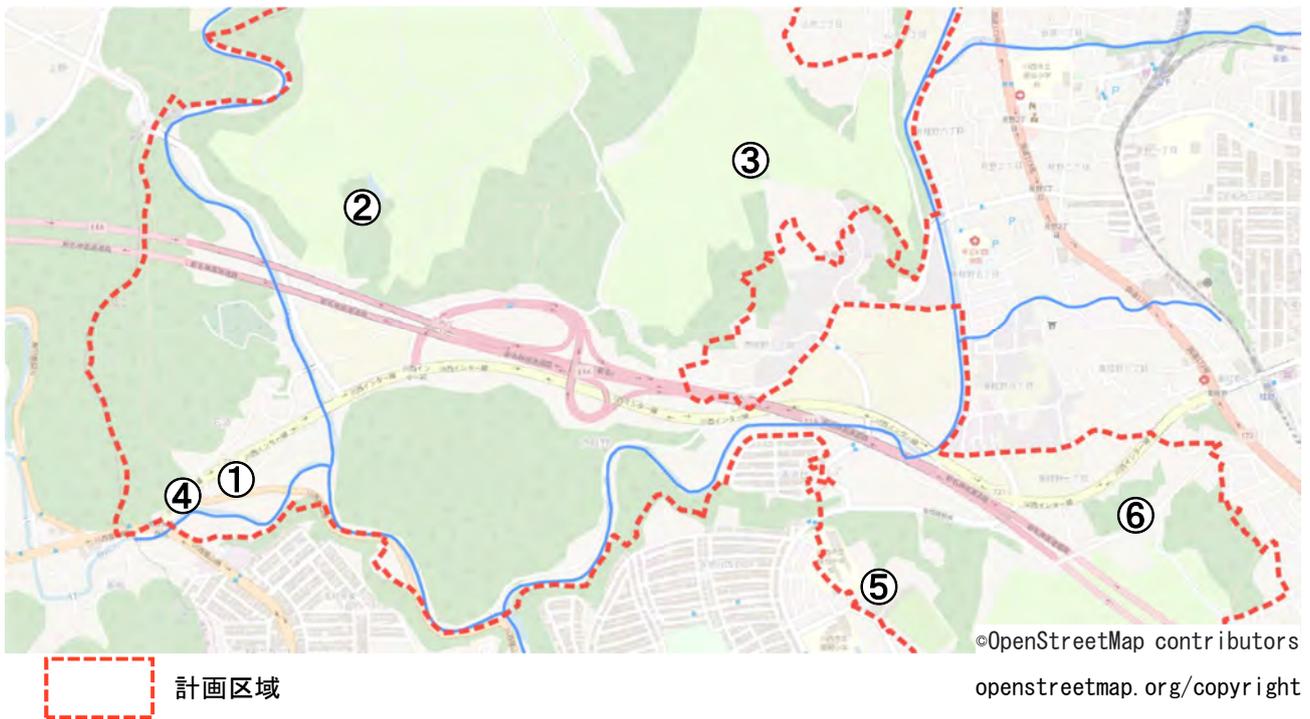
→遠景で稜線を形成する計画区域外の山⑨・⑩・⑪は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

<p>⑨北側 城山・一庫ダム周辺の山の稜線</p> 	<p>⑩南西側 岩根山（赤松）等の稜線</p> 
<p>⑪東側 明ヶ田尾山等の稜線</p> 	

3 観光資源

調査対象の位置



宿泊施設

- ・野尻川沿いに建っている温泉旅館です。
- ・5階建ての建築物ですが、建っている位置が低いため周辺の景観への影響は少ないです。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。



山の原ゴルフクラブ

- ・外周が緑に覆われ、周辺の道路から内部の建築物等は見えません。
- ・外周の緑は丘陵を形成しており、新名神高速道路から見える緑の一部となっています。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

②山の原ゴルフクラブ



鳴尾ゴルフ倶楽部

- ・外周が緑に覆われ、周辺の道路から内部の建築物等は見えません。
- ・外周の緑は丘陵を形成しており、西畦野1丁目の住宅街や小童寺の背景の緑となっています。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

③鳴尾ゴルフ倶楽部
住宅街の背景の緑となっています。



③鳴尾ゴルフ倶楽部
西畦野1丁目の住宅街からの見え方



その他の施設

- ・その他、石道の施設、西畦野の施設、東畦野の施設について、いずれも建築物自体が景観に与える影響は大きくありませんが、目立つ広告物が確認できました。

→その他の施設④・⑤・⑥は

自然景観を阻害する要素があるため、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しておらず、景観形成に貢献しているとは言えません。

④石道の施設

外周の一部に多くの広告旗が設置されています。



⑤西畦野の施設

大きな広告物が設置されています。



⑥東畦野の施設

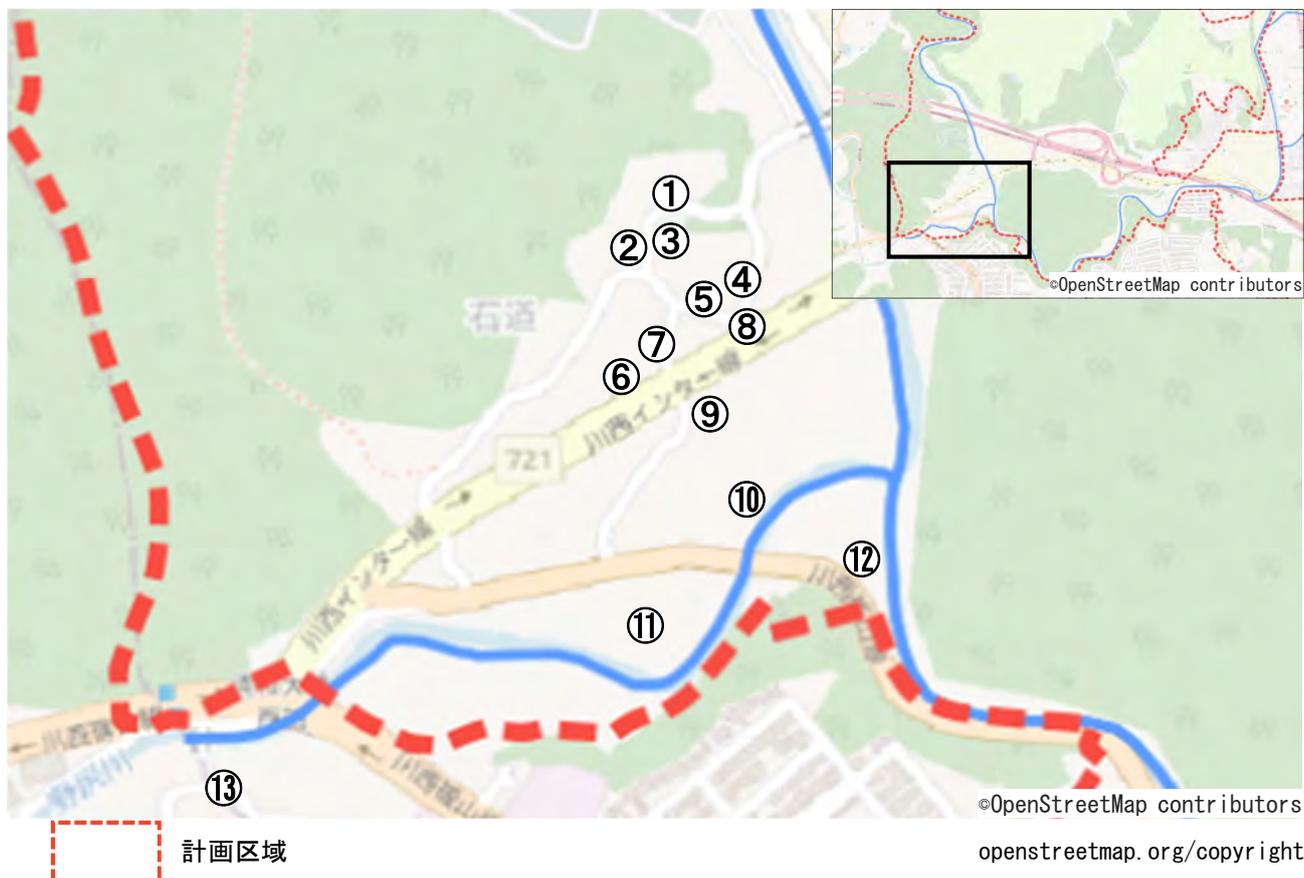
大きな広告物が掲出されています。



4 集落

石道集落

調査対象の位置



- ・①②③字上ノ町、④⑤字下ノ町、⑥字小谷、⑥⑦字家ノ垣内、⑬字茶屋垣内には古民家や農地があり、集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・⑧字久保ノ上、⑫字芝向では、県道川西インター線沿いの広告物や放置された建築物など集落景観を阻害する要素が確認できました。
- ・⑨字久保ノ上、⑪字下ノ垣内では集落景観に調和しない意匠の建築物が確認できました。
- ・⑩字芝垣内は比較的新しい住宅が建ち並び、古民家や農地は確認できませんでした。

→石道集落①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑬は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

石道集落⑧・⑨・⑩・⑪・⑫は

集落景観を阻害する要素があるため、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しておらず、景観形成に貢献しているとは言えません。

①字上ノ町
入母屋屋根の古民家があります。



②字上ノ町
屋根付き門の古民家や祠があります。



③字上ノ町



④字下ノ町
石積擁壁や築地塀を有する古民家があります。



⑤字下ノ町
石積の擁壁や蔵があります。



⑥字小谷・字家ノ垣内
周辺の農地と調和した柵が採用されています。



⑦字家ノ垣内



⑧字久保ノ上 石道交差点北東
大きな広告物が掲出されています。



⑨字久保ノ上
倉庫があります。



⑩字芝垣内
比較的新しい住宅が建ち並んでいます。



⑪字下ノ垣内
8階建てのマンションが2棟あります。



⑫字芝向
放置された建築物があります。



⑬字茶屋垣内
蔵を有する古民家があります。



西畦野集落（計画区域外）

調査対象の位置



- ・ ⑭⑮⑯⑰西畦野 1 丁目には、築地塀を有する古民家や入母屋屋根の古民家があり、集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・ ⑱⑲⑳西畦野 2 丁目では、比較的新しい建築物が多く見られました。

→西畦野集落⑭・⑮・⑯・⑰は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

西畦野集落⑱・⑲・⑳は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致する要素はなく、景観形成に貢献しているとは言えません。

⑭ 1 丁目

石積擁壁や築地塀を有する古民家があります。



⑮ 1丁目

敷地を区切る塀は生垣となっています。



入母屋屋根の古民家があります。



⑯ 1丁目

築地塀を有する古民家があります。



⑰ 1丁目

建築物が道路から後退して建てられています。



⑱ 2丁目

比較的新しい住宅が建ち並んでいます。



⑲ 2丁目

比較的新しい住宅が建ち並んでいます。



⑳ 2丁目 西畦野公会堂



東畦野集落（計画区域外）

調査対象の位置



- ・ ②①東畦野4丁目には、築地塀を有する古民家や入母屋屋根の古民家があり、集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・ ②②③④東畦野3丁目には、築地塀を有する古民家や入母屋屋根の古民家があり、集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・ ②⑤東畦野1丁目では、一部に外壁の色彩が鮮やかな建築物が確認できました。

→東畦野集落②①は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

東畦野集落②②・②③・②④は

生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

東畦野集落②⑤は

集落景観を阻害する要素があるため、生活シーン例と景観形成の取組方針に合致しておらず、景観形成に貢献しているとは言えません。

㉑ 4丁目

築地塀を有する入母屋屋根の古民家があります。



㉒ 3丁目

築地塀を有する古民家があります。



㉓ 3丁目

入母屋屋根の古民家があります。



㉔ 3丁目

比較的新しい住宅が立ち並んでいます。



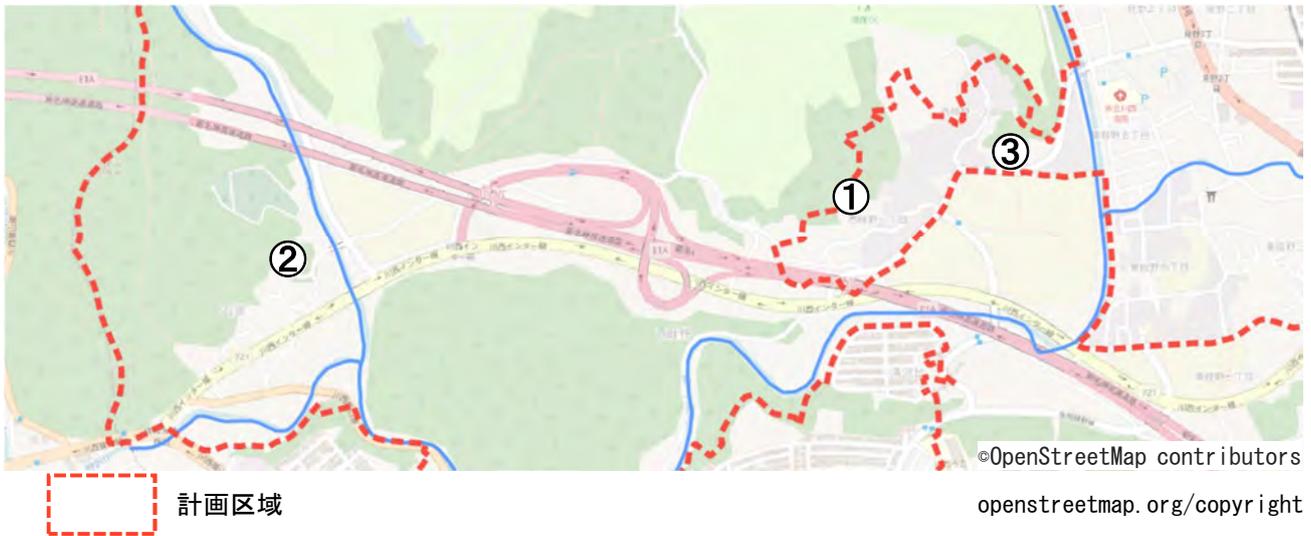
㉕ 1丁目

比較的新しい住宅が立ち並んでいます。



5 指定文化財・社寺

調査対象の位置



①小童寺（計画区域外）

- ・指定文化財を有する寺で、高い位置にあるため西畦野集落を見渡すことができます。
- ・内部の本堂や鐘楼が良好な景観を形成しており、自然景観・集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・周辺から見た際も背景の緑と一体となって景観に溶け込んでおり、自然景観・集落景観を阻害する要素となっていません。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。



②素盞鳴神社（石道）

- ・石道集落から入る道には鳥居が設置され、本殿までの道も含めて良好な景観を形成しており、自然景観・集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。
- ・周辺から見た際も、境内は保安林に囲まれているため、自然景観・集落景観を阻害する要素となっていません。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

②素盞鳴神社（石道）



鳥居



③素盞鳴神社（西畦野）（計画区域外）

- ・隣には西畦野公会堂があります。
- ・良好な景観を形成しており、自然景観・集落景観を阻害する要素は確認できませんでした。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致し、景観形成に貢献している**景観資源**です。

③素盞鳴神社（西畦野） 拝殿

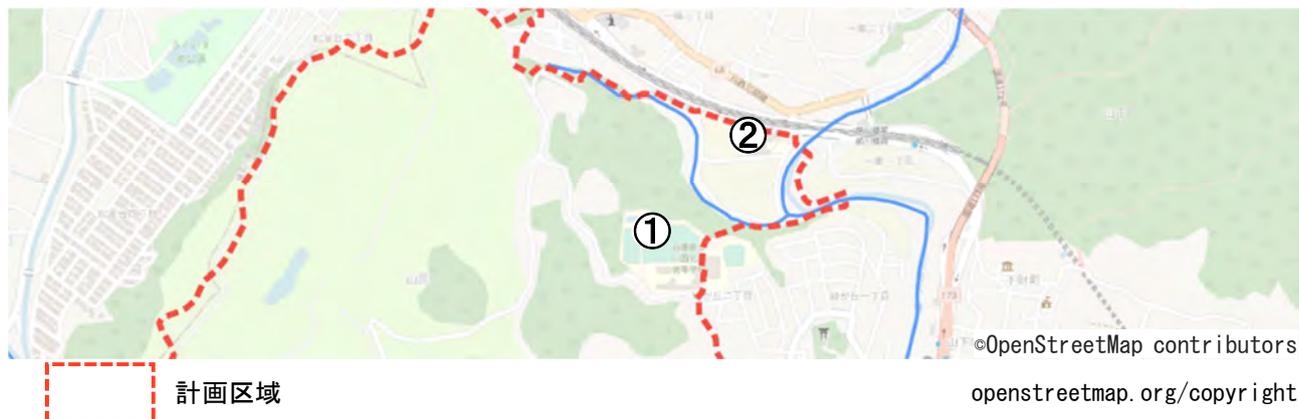


鳥居



6 建築物

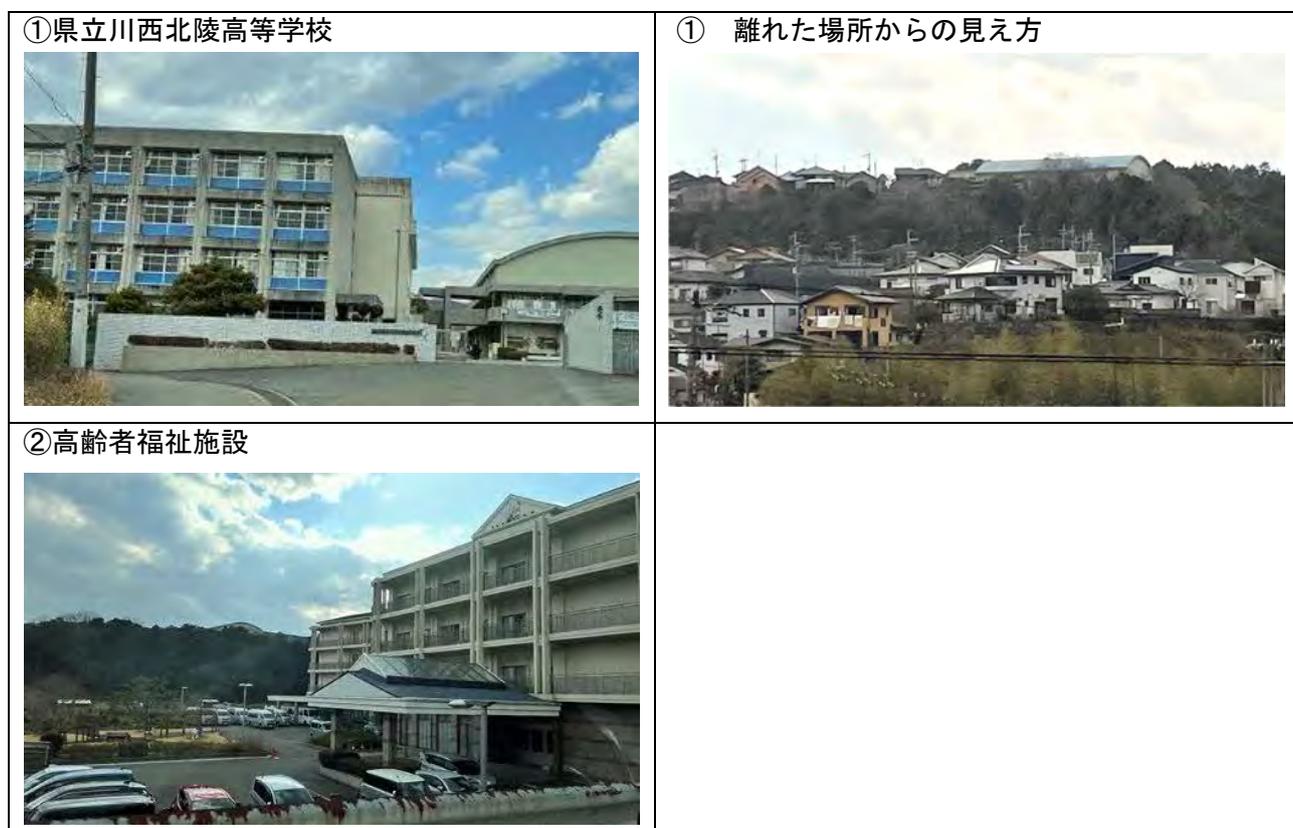
調査対象の位置



高校・福祉施設

- ・ ① 県立川西北陵高等学校は計画区域北側にある学校です。緑に囲まれ周辺から見えないようになっていますが、体育館の屋根が離れた場所からも確認できます。
- ・ ② 県道 68 号沿いにある高齢者福祉施設は、周辺の植栽が少なく建築物がよく見えます。

→生活シーン例と景観形成の取組方針に合致する要素はなく、景観形成に貢献しているとは言えません。



新名神高速道路インターチェンジ周辺土地利用計画 に係る景観基準ガイドライン

令和6（2024）年3月策定

- 発行 川西市
兵庫県川西市中央町12番1号
- 編集 都市政策部都市政策課

※この冊子は市役所で印刷しています。

※景観等の状況は令和5（2023）年3月31日時点のものです。

土地利用を検討する際は最新の状況を確認してください。